

環境行政の課題

平成21年10月

環境省

1. 環境省の組織・予算等の概要

①環境省の組織の骨格

1官房、4局、2部、25課
平成21年度末定員：1,224人
(平成20年度末定員：1,205人)

環境大臣

副大臣

大臣政務官

環境事務次官

地球環境審議官

大臣官房

秘書課、総務課、会計課、政策評価広報課、参事官(※)

審議官(5)

※うち1人は水環境担当審議官

廃棄物・リサイクル対策部

企画課、廃棄物対策課、産業廃棄物課

総合環境政策局

総務課、環境計画課、環境経済課、環境影響評価課

環境保健部

企画課、環境安全課

地球環境局

総務課、環境保全対策課、地球温暖化対策課

水・大気環境局

総務課、大気環境課、自動車環境対策課、

水環境課、土壤環境課

水環境担当審議官

自然環境局

総務課、自然環境計画課、国立公園課、野生生物課、
自然環境整備担当参事官(※大臣官房参事官の併任)、
国民公園等管理事務所、生物多様性センター

【施設等機関】

環境調査研修所

国立水俣病総合研究センター

【地方支分部局】

地方環境事務所

7ブロック

北海道、東北、関東、中部、
近畿、中国四国、九州

②環境省の予算（平成21年度予算額）

一般会計(非公共+公共)+特別会計 2,218億円

[一般会計]

(億円)

(非公共)	
一般政策経費等	956
エネルギー特会繰入*	365
計	1,321
<hr/>	
(公 共)	
廃棄物	732
自然公園	110
計	842
合 計	2,163

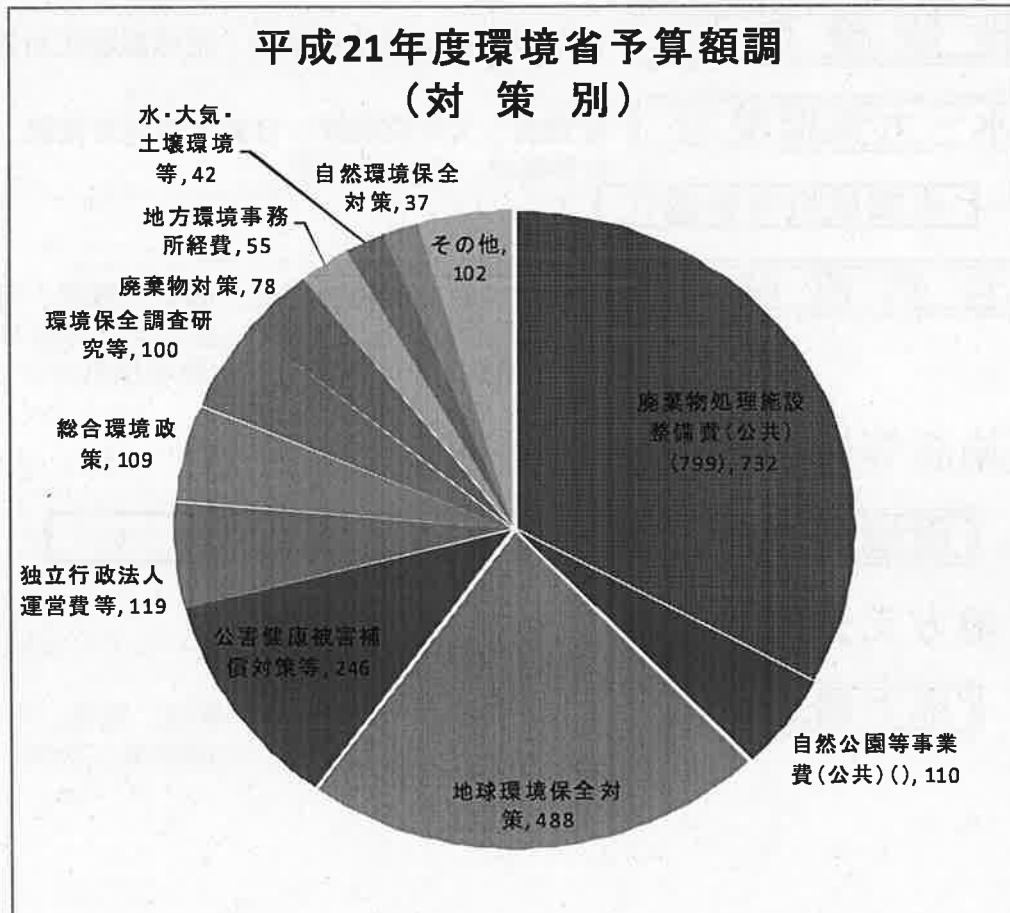
[特別会計]

(億円)

エネルギー特会	420
合 計 (除: エネルギー特会繰入)	(億円)
一般会計 + 特別会計	2,218

* エネルギー特会: エネルギー対策特別会計

(注) 四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。



2. 地球環境問題

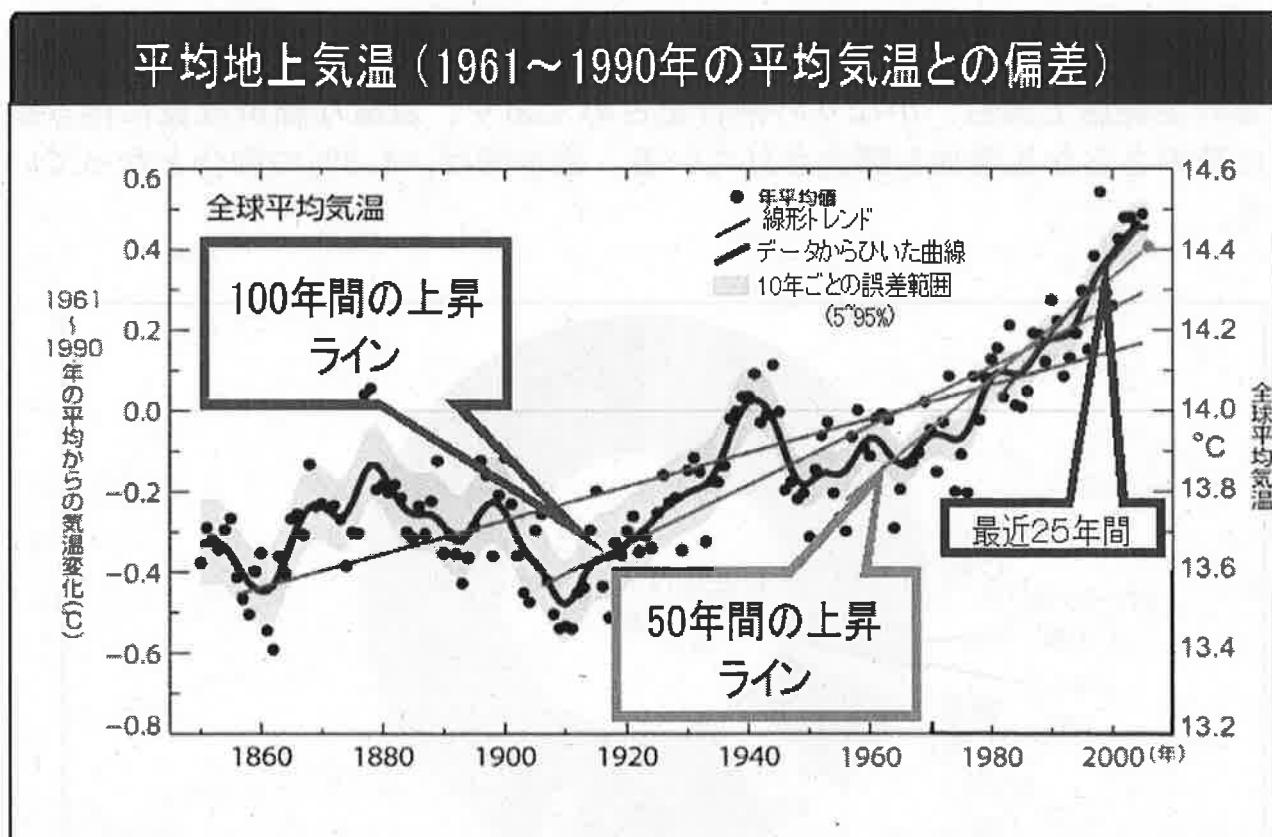
(1) 地球温暖化対策

① 地球温暖化の原因・影響

I P C C (気候変動に関する政府間パネル) 第4次評価報告書(2007年)によると「気候システムの温暖化には疑う余地が無い」とされるとともに、「20世紀の半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が非常に高い(90%以上)」とされている。

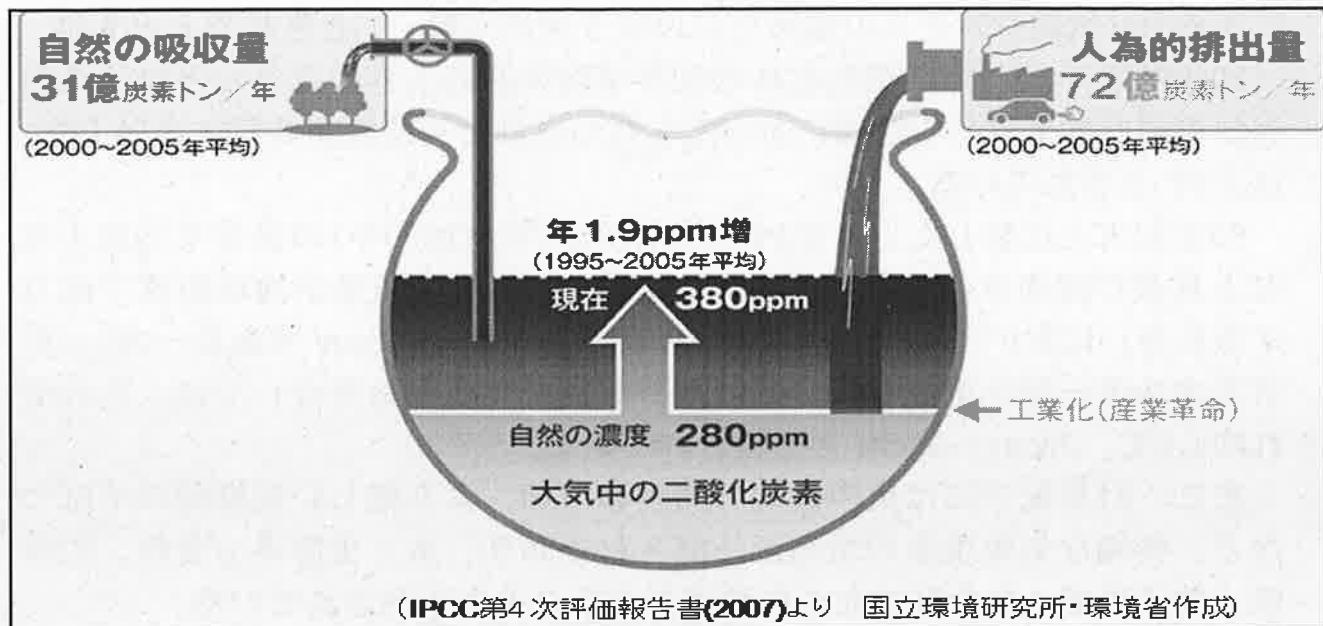
20世紀末と比較したときの21世紀末(2090年～2099年)の世界平均地上気温上昇及び海面水位上昇は、「環境の保全と経済の発展が地球規模で両立する社会」においては、それぞれ約1.8°C、18cm～38cmである一方、「化石エネルギー源を重視しつつ高い経済成長を実現する社会」では、それぞれ約4.0°C、26cm～59cmと予測されている。

また、21世紀中には集中豪雨の頻度の増加、より厳しい長期間の干ばつなど、極端な気象現象の増加が予測されており、水、生態系、食料、沿岸域、健康等様々な分野で大きな影響があることも予測されている。

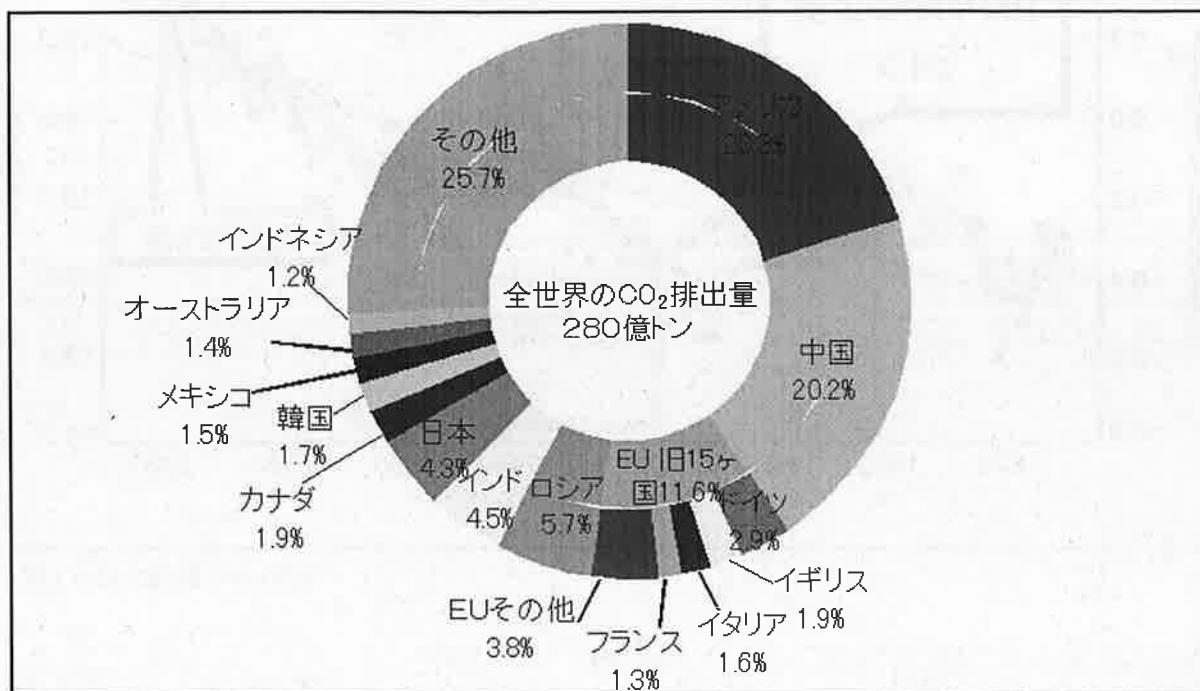


出典:AR4 第3章 FAQ 3.1 図 1

温室効果ガスの大宗を占めているのは、石油、石炭等の化石燃料の燃焼に伴い排出される二酸化炭素である。現在の全世界の二酸化炭素排出量は、約72億炭素トン（約280億CO₂トン）であり、自然吸収量の約2倍以上にも達している。



このうち、アメリカは約5分の1を排出している。また、中国、インド等の主要途上国も、かなりの割合を占めており、急激な経済成長に伴う排出量のさらなる増加も懸念されている。我が国は、4.3%の割合となっている。



②国際的枠組みの下での取組

(ア) 気候変動枠組条約と京都議定書

気候変動枠組条約（気候変動に関する国際連合枠組条約）は、地球温暖化防止のための国際的な枠組みであり、究極的な目的として、温室効果ガスの大気中濃度を自然の生態系や人類に悪影響を及ぼさない水準で安定化させることを掲げている。

この条約の下、1997年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において、先進各国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数量化された削減約束を定めた京都議定書が採択された。

京都議定書は、先進国が、2008年から2012年まで（第一約束期間）の各年の温室効果ガスの排出量の平均を基準年（原則1990年）から削減させる割合を定めており、我が国の削減割合は6%、米国は7%、EU加盟国は全体で8%である。中国やインドなどの主要排出国に対しては、数値目標による削減義務は課せられていない。

2009年8月現在、189カ国・地域が京都議定書を締結している。米国は2001年に京都議定書への不参加を表明し、その姿勢を変えていないが、2009年1月に発足したオバマ政権は、気候変動に関する国際交渉への積極的な貢献を明言している。

気候変動枠組条約(UNFCCC、193カ国・地域が締結、2009年8月現在) 1992年5月に採択、1994年3月に発効。我が国は、1993年5月に締結

究極目的： 温室効果ガス濃度を、気候システムに対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準に安定化させる

原則： 共通だが差異のある責任、及び各国の能力に従い、気候系を保護

全締約国の義務： 排出目録の作成、削減計画の立案等

先進国等の義務： 排出量を1990年の水準に戻すことを目的に削減活動を報告

先進国の途上国支援義務： 資金供与、技術移転、キャパシティ・ビルディング等

京都議定書(Kyoto Protocol、189カ国・地域が締結、2009年8月現在) 1997年12月に採択、2005年2月16日に発効

「共通だが差異のある責任」原則に基づき：

- ①先進国全体で1990年比で少なくとも5%の削減を目指す。
- ②各国毎に法的拘束力のある数値目標設定（途上国は削減約束なし）
- ③柔軟性措置として、京都メカニズムを用意

対象ガス	CO ₂ , CH ₄ , N ₂ O, HFC, PFC, SF ₆ の 6 種類
吸収源	森林等の吸収源によるCO ₂ 吸収量を算入
基準年	1990年(HFC、PFC、SF ₆ は1995年)
目標期間	2008年～2012年の5年間
数値目標	日本-6%，米国（未批准）-7%，EU-8%等

(イ) 2013年以降の次期枠組みの検討

平成19年（2007年）12月にインドネシア・バリで行われた気候変動枠組条約第13回締約国会議（COP13）において、現行の京都議定書で定めていない2013年以降の枠組み構築のための交渉の場を条約の下に立ち上げ、本年12月にデンマーク・コペンハーゲンで開催される気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）で合意を目指す「バリ・ロードマップ」がとりまとめられた。

現在、条約の特別作業部会において次期枠組みの全体の議論が、京都議定書の特別作業部会において先進国の数値目標の見直しに関する議論が行われている。次期枠組みにおいては、地球規模での温室効果ガスの排出削減を実現するため、京都議定書に参加していない米国や削減義務を負っていない中国、インド等の主要排出国の参加がポイント。

本年4月に、我が国は、次期枠組みの案として、①世界全体の排出量を2050年までに少なくとも半減、②先進国は排出削減目標を、③途上国は国別行動計画を、特に主要途上国は効率目標を設定する等、これまでの我が国の主張を具体的な条文の形で示した、包括的な新議定書案を国連事務局に提出した。

次期枠組み交渉の主要な論点

1. 長期目標を含む共有のビジョン

- ・「2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも半減」の長期目標に合意できるか（中・印等が反対）

2. 緩和（温室効果ガスの削減）

- ・先進国の数値目標（削減レベル、基準年）
- ・中、印等の主要途上国の行動（拘束力、目標の形式）
- ・全ての国の長期（2050年）の排出削減の道筋、目標・行動の測定・報告・検証
新たなクレジットメカニズムの創設

3. 途上国への資金供与

- ・資金供与の額、供出の方法

4. 気候変動への適応、技術開発・移転等

- ・気候変動に脆弱な途上国への適応支援
- ・環境技術に対する知的所有権の扱い

(ウ) 主要国首脳会議（G8サミット）・関連会合の結果

国連での交渉と並行して、様々な場で気候変動問題が議論されている。

我が国は、昨年のG8北海道洞爺湖サミットの議長国として、2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも半減させる長期目標をとりまとめ、これを全世界で共有するよう訴えてきたところ。

本年7月に行われたG8イタリア・ラクイラサミットでは、世界全体の平均気温の上昇を2°C以下に抑制することや、世界全体の排出量を2050年までに少なくとも50%削減するとの目標を再確認することに加え、先進国全体で、1990年又はより最近の複数の年と比して2050年までに80%以上削減するとの目標を支持すること等が首脳文書に盛り込まれた。

同サミットの機会に、米国の主導によりG8各国や中国、インドなど計17カ国が参加して開催された「エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム（MEF）」では、G8と同様に、2°C以下の抑制について首脳宣言に盛り込まれたが、世界全体での排出削減の長期目標についてはCOP15までの間に更に検討することとされた。

G8とMEFの合意（2009年、イタリア・ラクイラ）



みんなで止めよう温暖化
チーム・マイナス6%

G8首脳宣言のポイント

- ・産業革命前からの世界全体の平均気温の上昇が2°Cを超えないようにすべきとする広範な科学的知見を認識
- ・「世界全体の温室効果ガス排出量を2050年までに少なくとも50%削減」の目標を再確認
- ・先進国全体で、1990年又はより最近の複数の年と比して2050年までに80%、またはそれ以上削減するとの目標を支持

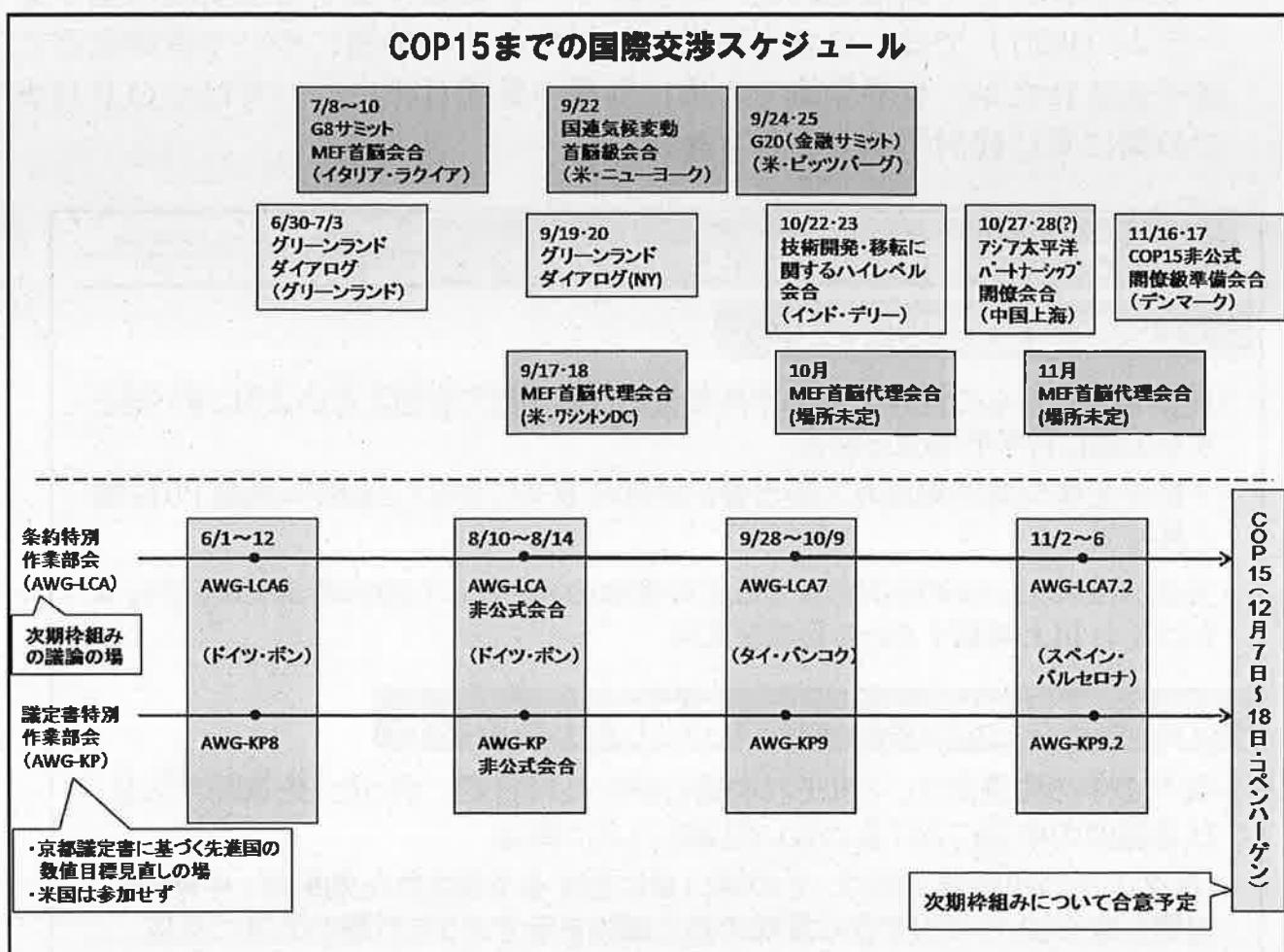
MEF（主要経済国フォーラム）首脳宣言のポイント

- ・我々の中の先進国は、それぞれの野心的な長期目標に沿った、先進国全体及び各別の中期における力強い削減を迅速に実施
- ・我々の中の開発途上国は、その排出量に関する予測された効果が、中期的に対策を取らないシナリオから意味のある離脱を示すような行動を迅速に実施
- ・産業革命前からの世界全体の平均気温の上昇が2°Cを超えないようにすべきとする科学的知見を認識
- ・世界全体の排出を2050年までに相当の量削減するという世界全体の目標を設定するため、今からコペンハーゲンまでの間に、互いに、また条約の下で取り組む

(エ) 今後のスケジュール

本年12月にデンマーク・コペンハーゲンで開催されるCOP15において、2013年以降の国際枠組みについての合意を目指した交渉が行われる予定。また、この交渉を後押しするプロセスとして、9月22日にニューヨークで開催される国連事務総長主催の気候変動に関する首脳級会合等がある。

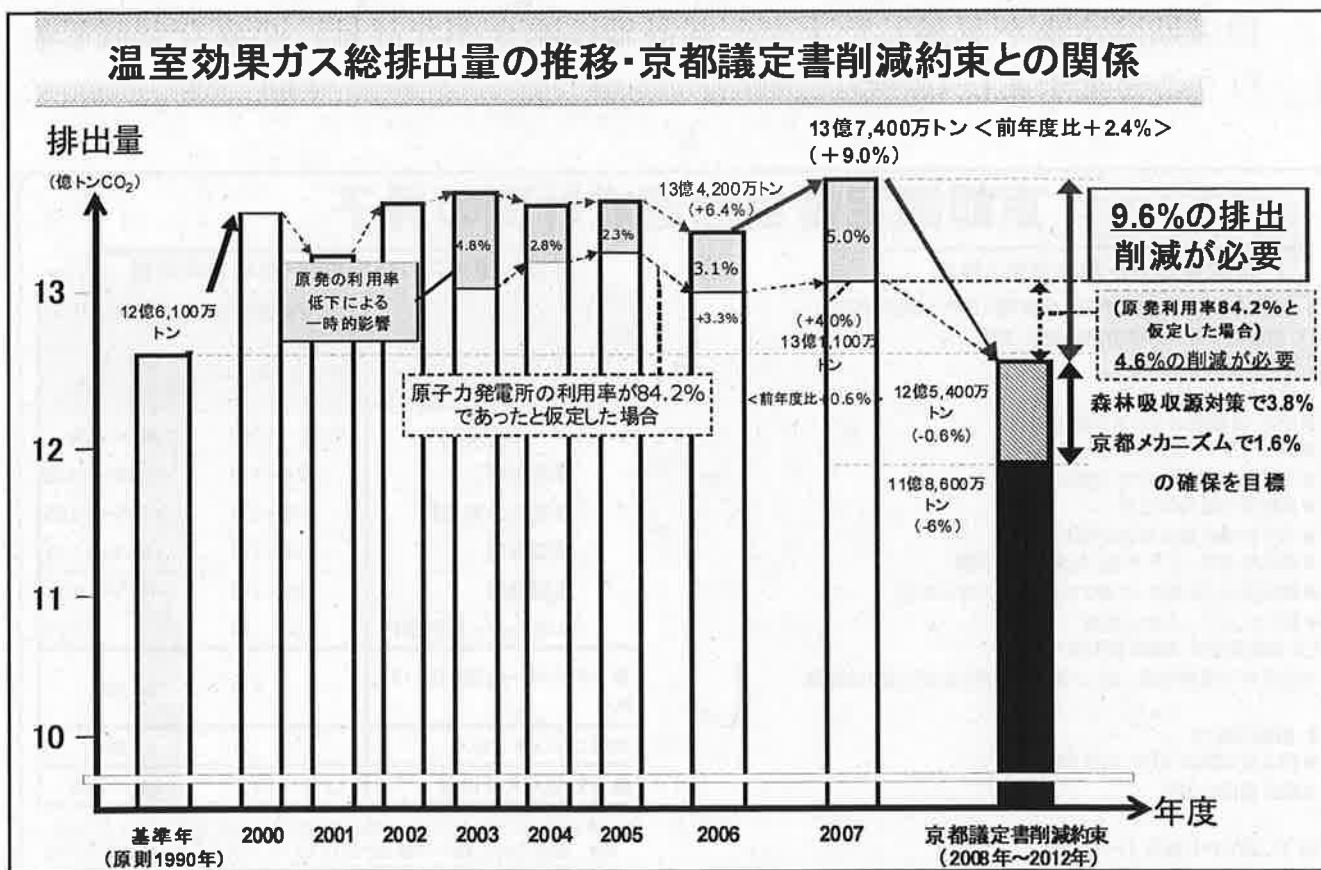
我が国は、G8サミット・MEF等の成果を踏まえ、京都議定書に参加していない米国や、京都議定書において削減義務を負っていない中国、インド等を含む主要排出国に最大限の努力を促し、すべての国がその能力に応じて責任ある形で参加する実効性のある次期枠組みの構築に向けて国際交渉に臨む必要がある。



③国内対策の枠組み

(ア) 2007年度の温室効果ガスの排出量

平成19年度（2007年度）の温室効果ガスの総排出量は、13億7,400万トン。京都議定書の基準年（CO₂、CH₄、N₂Oは1990年、HFCs、PFCs、SF₆は1995年）の総排出量と比べると9.0%上回っている。平成18年度（2006年度）の総排出量と比べると2.4%増加しており、この原因としては、原子力発電所の利用率の低下及び渇水による水力発電電力量の減少に伴い、火力発電電力量が大幅に増加し、電力の二酸化炭素排出原単位（1キロワット時当たりの二酸化炭素排出量の程度を示す指標）が悪化した影響が大きい。



(イ) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）の概要

我が国の地球温暖化対策の推進を図るため、国・地方公共団体・事業者・国民の責務を明確化するとともに、京都議定書目標達成計画の策定、地球温暖化対策推進本部の設置、政府実行計画の策定、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度、京都メカニズムの活用のための基盤整備等について規定している。

平成10年の成立以来、累次の改正により、具体的な事務事業を追加して

おり、平成20年の改正では、①一定規模以上の地方公共団体に対する地域計画の義務付け、②排出抑制等指針の創設、③算定・報告・公表制度の見直し（事業所単位から企業・フランチャイズチェーン単位）、④植林CDM事業への対応について定められた。

（ウ）京都議定書目標達成計画

平成17年2月の京都議定書の発行を受け、その目標達成を確実に担保するため、同年4月、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「京都議定書目標達成計画」が閣議決定された。同計画に基づき、産業部門における自主行動計画の推進や家庭部門における住宅の省エネ性能の向上など、政府を挙げて地球温暖化対策を推進している。本年度内に、第一約束期間全体を見通した上で、同計画の総合的な評価、必要な見直しを行うことを予定している。

京都議定書目標達成計画の骨子

目標達成のための対策と施策

1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

(1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策

【主な追加対策の例】

- 自主行動計画の推進
- 住宅・建築物の省エネ性能の向上
- トップランナー機器等の対策
- 工場・事業場の省エネ対策の徹底
- 自動車の燃費の改善
- 中小企業の排出削減対策の推進
- 農林水産業、上下水道、交通流等の対策
- 都市緑化、廃棄物・代替フロン等3ガス等の対策
- 新エネルギー対策の推進

(2) 温室効果ガス吸収源対策・施策

- 間伐等の森林整備、美しい森林づくり推進国民運動の展開

2. 横断的施策

- 排出量の算定・報告・公表制度
- 国民運動の展開

以下、速やかに検討すべき課題

- 国内排出量取引制度
- 環境税
- 深夜化するライフスタイル・ワークスタイルの見直し
- サマータイムの導入

目標達成計画の進捗管理

- 毎年、6月頃及び年末に各対策の進捗状況を厳格に点検
- さらに、2009年度には第1約束期間全体の排出量見通しを示し、総合的に評価

温室効果ガスの排出抑制・吸収量の目標

	2010年度の排出量の目安（注）	
	百万t-CO ₂	基準年 総排出量比
エネルギー起源CO ₂	1,076～1,089	+1.3%～+2.3%
産業部門	424～428	-4.6%～-4.3%
業務その他部門	208～210	+3.4%～+3.6%
家庭部門	138～141	+0.9%～+1.1%
運輸部門	240～243	+1.8%～+2.0%
エネルギー転換部門	66	-0.1%
非エネルギー起源CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O	132	-1.5%
代替フロン等3ガス	31	-1.6%
温室効果ガス排出量	1,239～1,252	-1.8%～-0.8%

（注）排出量の目安としては、対策が想定される最大の効果を上げた場合と、想定される最小の場合を設けている。当然ながら対策効果が最大となる場合を目指すものであるが、最小の場合でも京都議定書の目標を達成できるよう目安を設けている。

温室効果ガスの削減に吸収源対策、京都メカニズムを含め、京都議定書の6削減約束の確実な達成を図る

必要に応じ、機動的に計画を改定し、対策・施策を追加・強化

(エ) 低炭素社会づくり行動計画

平成20年7月に、我が国が低炭素社会に移行していくための具体的な道筋を示すものとして「低炭素社会づくり行動計画」が閣議決定され、我が国の温室効果ガス排出量を2050年までに現状から60～80%削減する長期目標を掲げ、平成21年のしかるべき時期に我が国の中期目標を発表することとされた。また、低炭素社会実現のための具体的な政策の柱として、「革新技術の開発と既存先進技術の普及」、「国全体を低炭素化へと動かしていくための仕組み」、「地方、国民の取組支援」が示されている。



1. 我が国の目標

- 2050年までに現状から60～80%の削減
- 2009年のしかるべき時期に国別総量目標(中期目標)を発表
(2009年6月10日に、「2020年に2005年比15%削減する」と発表済み)

2. 技術開発と普及

- 二酸化炭素回収貯留(OCS)技術等の革新的技術開発を推進。
今後5年間で300億ドル程度を投入。
- 太陽光発電世界一の座を奪還することを目指し、
 - ・導入量を2020年に10倍、2030年に40倍 ⇒ 経済危機対策等で「2020年に20倍」に引き上げられた。
 - ・太陽光発電システムの価格を3～5年後に現在の半額
- 2020年までに新車販売のうち2台に1台を次世代自動車
- 新築の住宅・ビルがすべて省エネ型のものになることを目指す
- 原子力発電の稼働率向上・新規建設の着実な実現

3. 低炭素化へと動かす仕組み

- 排出量取引の試行的実施を開始(2008年10月に開始)
- 環境税の取扱いを含め、税制全般を横断的に見直し、グリーン化を推進
- 多くの商品・食品・サービスに伴う温室効果ガス排出量の見える化(カーボン・オフセット等)

4. 地方、国民の取組支援

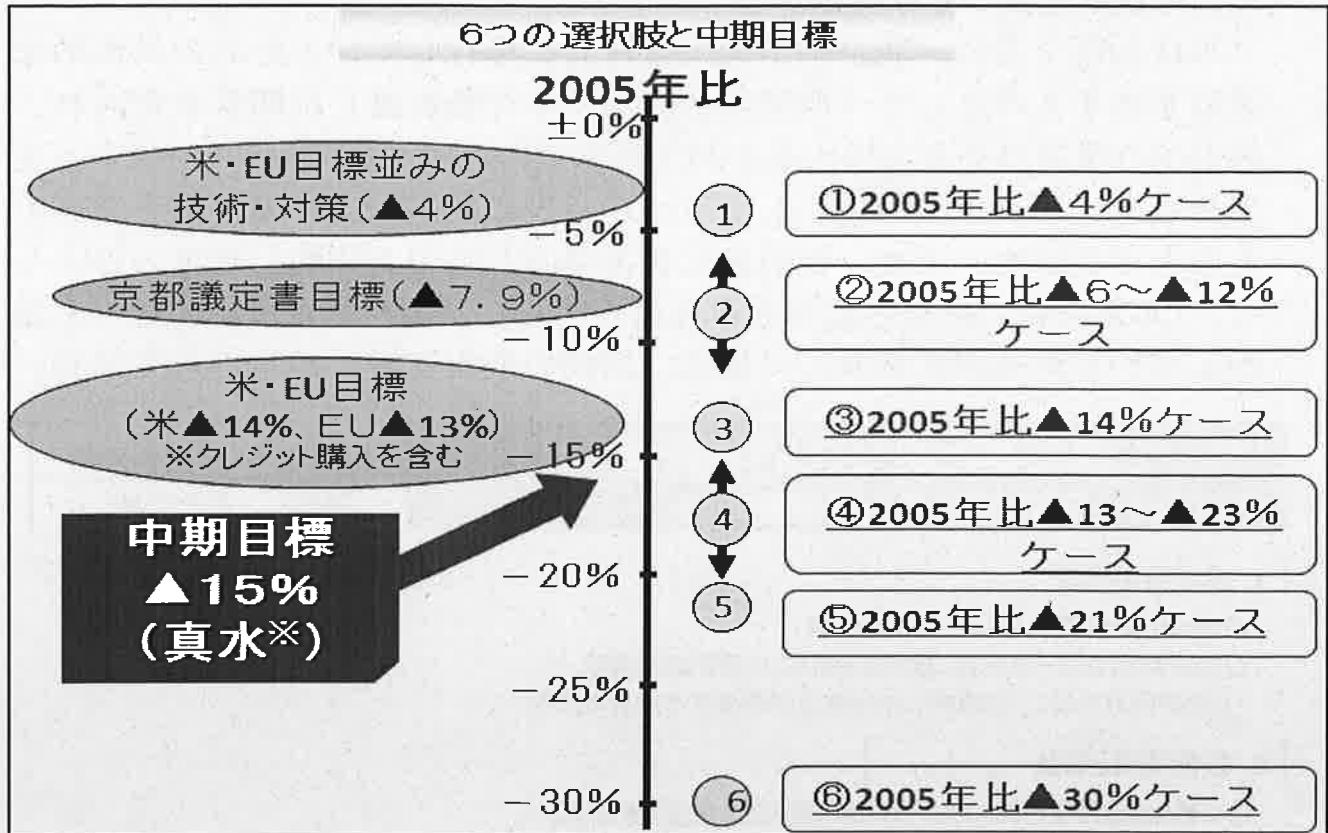
- バイオ燃料生産拡大など、農林水産業の役割を活かした低炭素化
- チームマイナス6%の取組などの国民運動の一層の促進

1

(オ) 我が國の中長期目標

<中期目標>

政府の中长期目標検討委員会において、国立環境研究所などの国を代表する研究機関による科学的な分析が行われ、6つの選択肢が提示された。選択肢について国民、各界各層の意見を伺い、2009年6月10日に麻生総理から「2020年に、国内対策のみで2005年比15%削減する」という中期目標が発表された。



※「真水」とは、省エネ努力などで自らの実力で削減する分であり、森林吸收や海外から購入するクレジットは今回の目標積み上げには含まれていない。これらの部分は国際ルールをめぐる交渉を見極めながら判断することとしている。

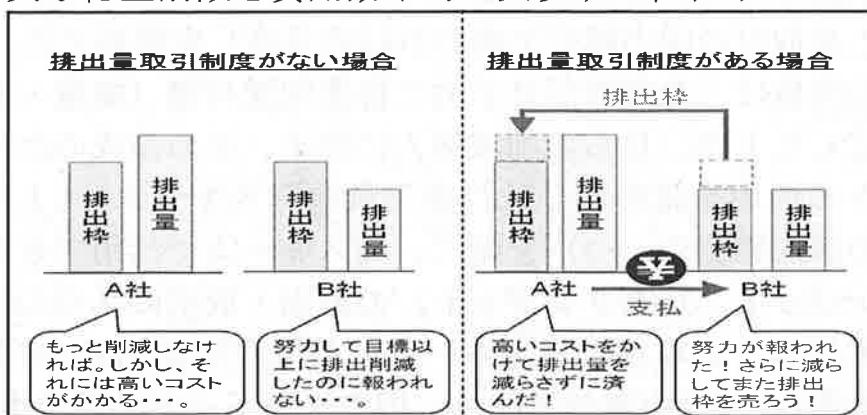
<長期目標>

低炭素社会づくり行動計画で、我が国は2050年までに現状から60～80%削減することとし、さらに本年7月のG8ラクイラ・サミットにおいて「地球環境の危機を回避するためには世界全体の平均気温の上昇が2℃を超えないようすべきであり、そのためには温室効果ガス排出量を2050年までに全世界で少なくとも半減、先進国全体では80%またはそれ以上削減する」と合意している。これらを受け、環境大臣は、本年8月、我が国が2050年までに温室効果ガスを80%削減することは可能であり、達成すべきであるとの考えを示し、国民への問題提起を行うため、「温室効果ガス2050年80%削減のためのビジョン」を発表した。

④市場メカニズムを活用した政策手法

(ア) 国内排出量取引制度

国内排出量取引制度とは、排出枠の交付総量を設定した上で、排出枠を個々の主体に配分する（キャップ）とともに、他の主体との排出枠の取引（トレード）を認めること等を内容とする制度である。これは、炭素に価格を付け、市場メカニズムを活用することにより技術開発や削減努力を誘導し、確実な総量削減を費用効率的に実現する仕組みである。



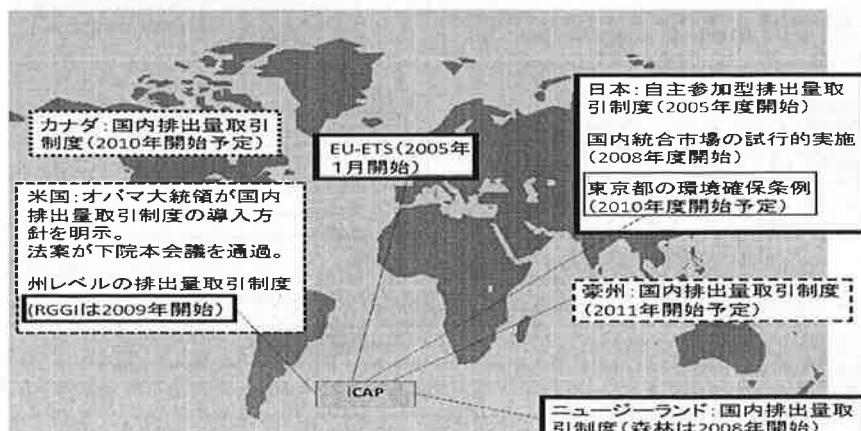
<諸外国の動向>

EUでは、平成17年から域内排出量取引制度（EU-ETS）を開始。

アメリカでは、北東部10州が参加する地域温室効果ガスイニシアティブ（RGGI）など州レベルで実施されているほか、オバマ大統領が連邦レベルでの導入を宣言した。本年6月には、2050年までを視野にキャップ＆トレードにより削減を図るためのワックスマン・マーキー法案が下院本会議を通過した。今後、上院での審議が予定されている。

加えて、オーストラリアやニュージーランド、カナダでも導入が決定、予定されている。

平成19年10月には、EU主要国、アメリカ及びカナダの州政府、ニュージーランド等が国際炭素行動パートナーシップ（ICAP）を創設。各国各地域の国内排出量取引制度を国際的にリンクするためのルール作りの議論を開始している。



<我が国の動向>

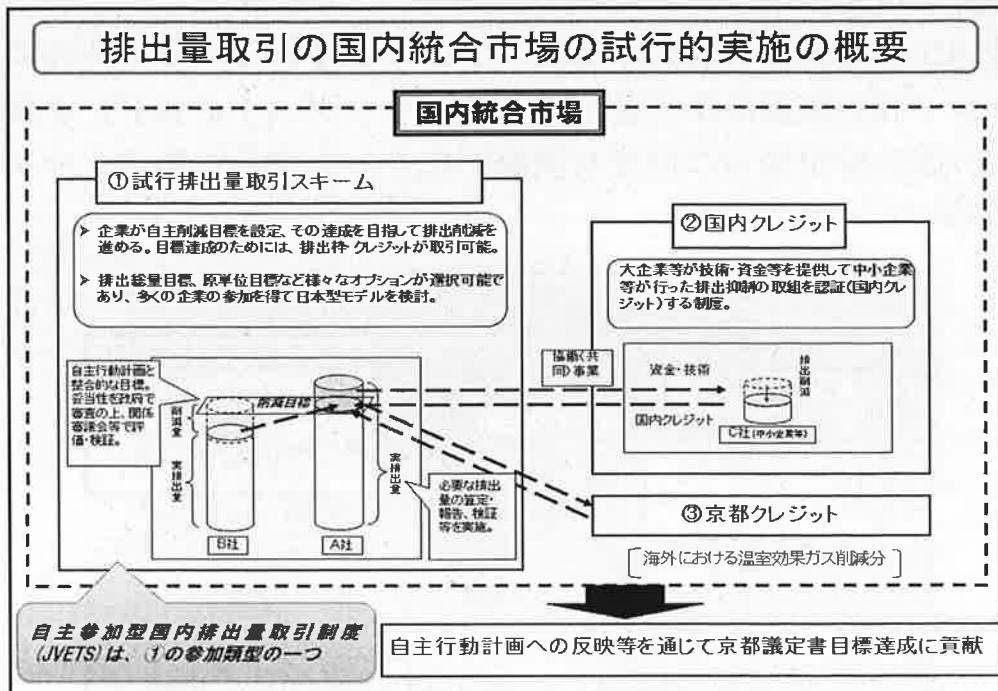
環境省では、平成17年度から、自主参加型国内排出量取引制度（JVETS）を実施し、国内排出量取引制度に関する知見・経験を蓄積している。また、平成20年1月には、我が国の実情を踏まえた具体的な制度設計の在り方を検討するため、国内排出量取引制度検討会を設置し、同年5月には、制度設計のすべての論点を網羅した中間まとめを公表した。

平成20年10月には、低炭素社会づくり行動計画に基づき、政府一体となって「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」を開始した。

本試行的実施は、参加者が自主的に排出削減目標（総量・原単位を選択可）を設定した上で、自らの削減努力に加え、その達成のための排出枠・クレジットの活用を認める「試行排出量取引スキーム」（JVETSも同スキームの参加類型の一つ）を軸に、同スキームで活用できるクレジット（国内クレジット、京都クレジット）の創出・取引の2つの仕組みで構成される。本年年7月現在、本スキームの目標設定参加者521社（JVETS参加者を含む）、取引参加者68社、国内クレジットの供給事業者126社の計715社から参加申請があり、産業部門の排出量の約7割をカバーしている。

本試行的実施での経験を踏まえ、本格導入に必要となる条件、制度設計上の課題などを明らかにすることとしている。

このほか、平成20年6月には、東京都が環境確保条例を改正し、我が国で初めて「温室効果ガス総量削減義務と排出量取引制度」が導入され、平成22年4月から開始予定である。なお、東京都は、平成21年5月にはICAAPに正式加盟している。



(イ) カーボン・オフセットの推進

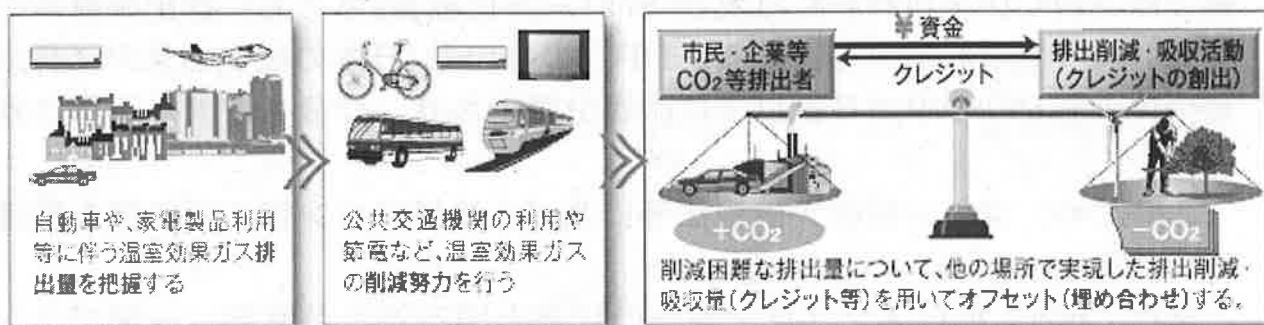
市民や企業等の幅広い主体による地球温暖化対策への貢献の機会を提供するカーボン・オフセット（※1）の取組について、平成20年2月に策定した「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」を踏まえて、信頼性の高いカーボン・オフセットの取組の普及促進を実施している。

具体的には、排出量の算定方法等のカーボン・オフセットの取組に関する各種ガイドラインの整備、適切なカーボン・オフセットの取組を第三者機関が認証する基準の策定、先進的な取組を創出するためのモデル事業等を実施した。

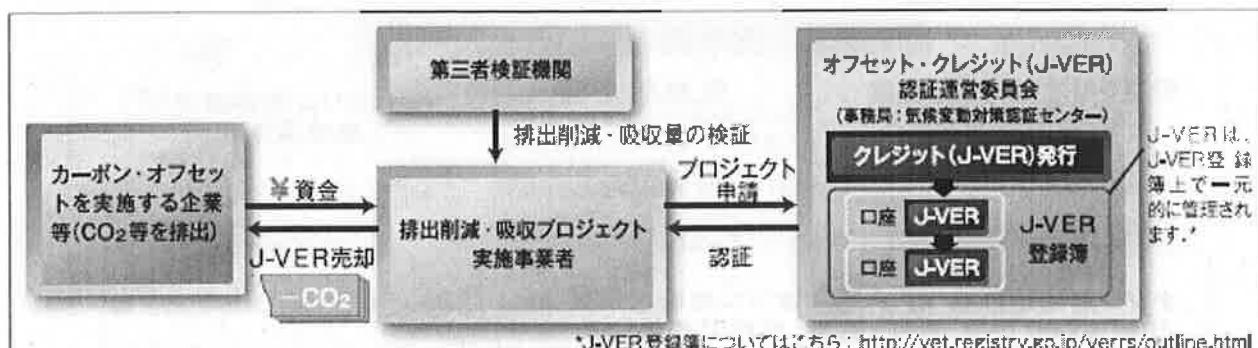
また、平成20年11月には、国内の排出削減・吸収量をカーボン・オフセット用の信頼性の高いクレジット（J-VER）として認証する「オフセット・クレジット（J-VER）制度」（※2）を創設。これまでのところ、木質バイオマス活用や間伐等の森林管理を本制度の対象プロジェクトとしている。今後は、本制度の対象プロジェクト拡充や制度活用事業者への支援等を通じて、国内の排出削減・吸収活動を活用したカーボン・オフセットの取組の普及促進を図る。

(※1) カーボン・オフセットとは

自らの温室効果ガス排出量のうち削減困難な部分を、他の場所で実現された排出削減・吸収量をもって埋め合わせる活動。



(※2) オフセット・クレジット（J-VER）制度の概要



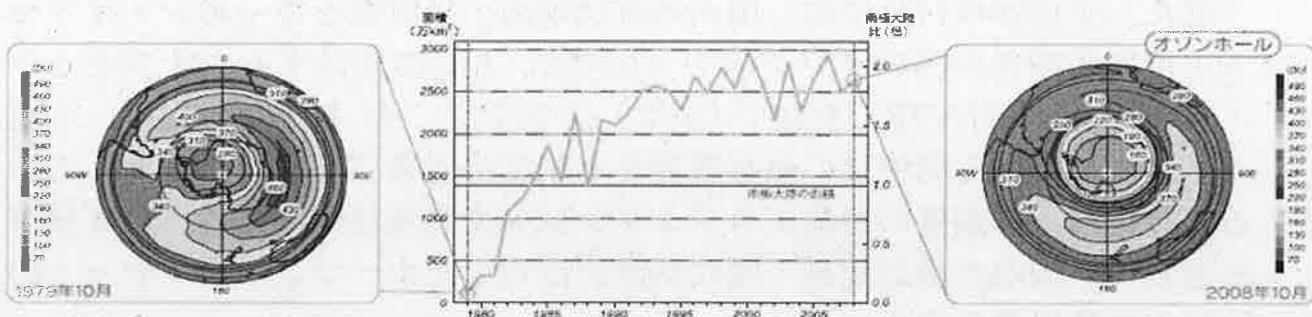
*J-VER登録簿についてはこちら：<http://vet.registry.go.jp/verrs/outline.html>

(2) フロン等対策

①オゾン層保護対策

フロン（CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン））は冷媒等として幅広く使用されてきたが、有害な紫外線を吸収するオゾン層を破壊する（南極上空ではオゾンホールが毎年形成）。このため、フロンの生産の段階的削減をモントリオール議定書に基づき国際的に推進している。我が国においては、オゾン層保護法に基づく生産規制等の他、アジア等の途上国支援を実施している。

オゾンホールの面積の経年変化（中央折れ線グラフ）と南極域上空の10月のオゾン量の分布



②地球温暖化対策（代替フロン等3ガス対策）

フロンの代替物質として使用が増大している HFC（ハイドロフルオロカーボン）。代替フロンは、オゾン層は破壊しないが強力な温室効果ガスであり、京都議定書では、PFC（パーフロオカーボン）及び SF6（六フッ化硫黄）とともに排出削減の対象（代替フロン等3ガス）としている。HFC の排出量（日本の温室効果ガス排出量全体の約1%）の中の8割以上は冷媒分野であり、今後も増大が予想される。

このため、フロン回収・破壊法等に基づく冷媒フロン類の回収等を推進している。

また、HFC からノンフロン等への代替を図ることが重要。一部でノンフロンの代替物質が既に実用化済みであり、グリーン購入法による国等の調達、普及啓発等により導入を促進している。

フロン等対策の枠組みと方向

モントリオール議定書

オゾン層保護の観点から
生産規制等

（オゾン層保護法等）

京都議定書

地球温暖化防止の観点から
温室効果ガスとして削減等

（京都議定書目標達成計画等）

オゾン層保護かつ 地球温暖化防止

オゾン層破壊物質

CFC HCFC
オゾン層破壊効果 有り
地球温暖化効果 有り

代替フロン等

HFC

オゾン層破壊効果 無し
地球温暖化効果 有り

ノンフロン等

炭化水素、アンモニア等
転換

排出抑制等が必要

技術開発・製品普及等が必要

(3) 越境大気汚染・海洋環境対策

【越境大気汚染】

①酸性雨問題への対応

東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)を通じ各国共通の手法による酸性雨等のモニタリングを着実に推進するとともに、酸性雨や越境大気汚染の状況に関する理解を深めることにより、国際協力を実行している。

②対流圏オゾン（光化学スモッグ）への対応

近年の光化学オキシダント注意報発令地域の拡大は、中国大陸からの光化学オキシダントの移流が一因と考えられており、その寄与度等を把握することが必要。また、日中韓三カ国環境大臣会合の合意に基づき、科学的な研究を協力して推進している。

③黄砂問題への対応

近年、黄砂が大規模化しており、その対策が中国、韓国、日本等で共通の関心事になっていることから、モニタリングネットワークの整備や実測による調査研究等を推進するとともに、日中韓三カ国環境大臣会合の枠組みで合意された共同研究の実施等、地域協力を実行している。

【海洋環境】

①海洋環境保全のための条約への対応

ロンドン条約議定書締結のため、2004年の海洋汚染防止法改正により廃棄物の海洋投入処分を原則禁止とし、例外物質のみ海洋環境への影響等を考慮した上で環境大臣の許可の下、海洋投入処分が可能な許可制度を導入し、また、2007年に再度同法を改正し、二酸化炭素等の海底下投棄に係る許可制度を導入した。

現在、2004年に船舶バラスト水中の生物による海洋生態系攪乱を防止するバラスト水条約が採択されたことから、同条約発効に備え基礎情報の収集等を行い受入れ準備を進めている。

②国際的協力による海洋環境保全の取組の推進

日本海等における陸上起因の海洋汚染、富栄養化、油汚染事故、海洋ゴミの問題等に対処するため、国連環境計画が推進する北太平洋地域海行動計画(NOWPAP)等の国際的な協力による取組を行っている。

(4) 國際環境協力

地球温暖化問題、化学物質による汚染、開発途上国の環境悪化など、一国だけでは解決できない環境上の課題が数多く存在している。このため、先進国、途上国と連携・協力した対応が必要である。

このため、日中韓三カ国環境大臣会合（T E M M）、東アジア首脳会議（E A S）環境大臣会合、A S E A N+3 環境大臣会合等を通じたアジア地域での政策対話を推進している。また、アジア太平洋地域環境開発フォーラム（A P F E D）において、持続可能な開発の長期的なあり方を検討している。さらに、アジアへ向けて我が国の公害克服の経験と智慧を活かした「クリーンアジア・イニシアティブ」を展開し、平成21年度予算では、54件・76億円の協力事業を推進している。

また、中国、韓国、モンゴル等との2国間協力として、政策対話を実施するとともに、専門家派遣や途上国向け研修など国際協力機構（J I C A）を通じたODA協力を推進している。

先進国間では、経済協力開発機構（O E C D）やG 8環境大臣会合の枠組みを軸とした多国間及び二国間の政策対話・協力を推進している。

このほか、国連環境計画（U N E P）等、国連機関を通じたグローバルな政府間対話・協力を推進している。

また、2010年中に正式発足が見込まれる国際再生可能エネルギー機関（I R E N A）に対し、憲章署名国として、環境省及び関係省で分担金を拠出し、その活動を支援していく。

【主な閣僚級の国際会議の予定】

- A S E A N+3 環境大臣会合：2009年10月30日、シンガポール
- G 8環境大臣会合：2010年春、カナダ
- 日中韓三カ国環境大臣会合（T E M M）：2010年度、日本

クリーンアジア・イニシアティブ

- 低炭素型＆資源循環型のアジアモデル
- 環境と共生しつつ経済発展を図り、持続可能な社会を構築

政 策 目 標 ・ 施 策 の 基 本 的 方 向

低炭素型・低公害型社会の実現

- 低炭素社会への移行を加速するためのビジョンの共有
- 公害対策と温暖化対策を同時に実現するコベネフィット型の開発を推進

循環型社会の実現

- 東アジア循環型社会ビジョンの策定
- 我が国の技術等を活用し、各国内の3Rを支援。不適正な循環資源の国際移動を防止
- アジア全体での循環資源の有効利活用を推進

気候変動に適応し、自然と共生する社会の実現

- 自然共生モデルの提唱
- 適応対策のためのソフト&ハードインフラの整備
- 観測及び研究による影響・脆弱性の把握・予測

市場のグリーン化の促進

- グリーン購入、サプライチェーンのグリーン化推進
- 金融資本市場における環境配慮型経済活動の推進

連携の基盤確立

- 自然共生社会を支えるパートナーシップの強化
- 環境モニタリングや対策の標準化・ネットワーク化

- 人材の育成と活用
- 環境と貿易の相互支持性の維持

【各国の伝統、文化等に配慮しつつ、日本の経験・技術・組織・制度をパッケージとしてアジアに展開】

3. 廃棄物・リサイクル対策

(1) 廃棄物・3R行政の現状と課題

①我が国の物質フロー

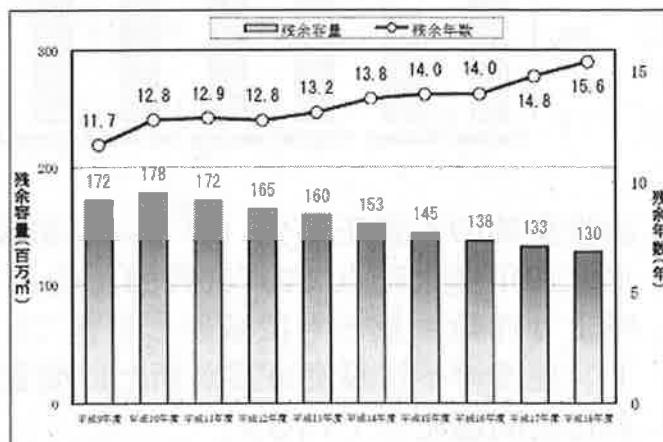
年間約18.2億トンの総物質投入量があり、約7.5億トンが建物や社会インフラなどの形で蓄積されている。また、約1.7億トンが製品等の形で輸出され、約5億トンがエネルギー消費、約5.83億トンが廃棄物等が排出されている。循環利用されるのは2.3億トン、最終処分は2千9百万トン(平成18年度)。

②廃棄物総排出量及び最終処分場のひっ迫

<一般廃棄物>

一般廃棄物の総排出量は5203万トン、最終処分場の残余年数は15.6年分(首都圏は17.0年分)(平成18年度)。

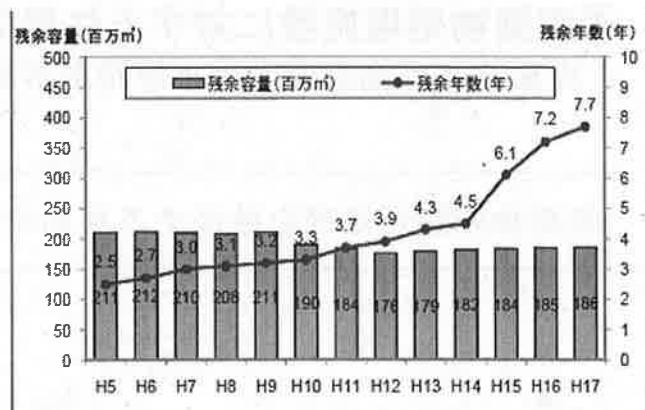
但し、346の市町村が、公共の最終処分場を確保できていない状況。



<産業廃棄物>

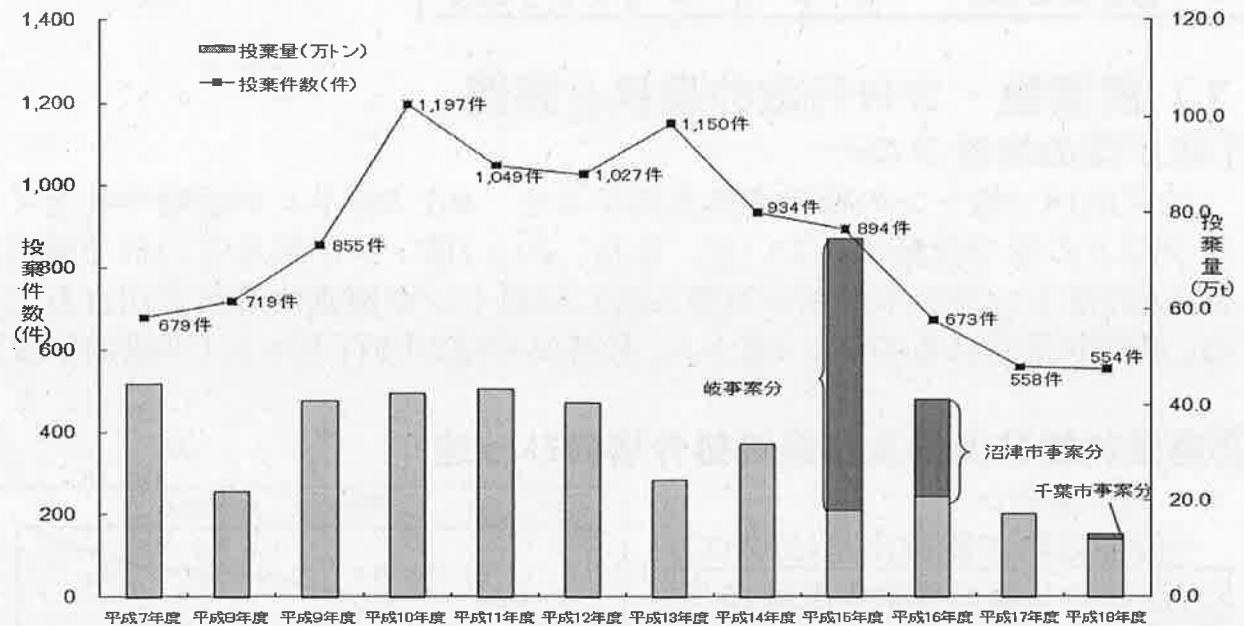
産業廃棄物の総排出量は4億2,200万トン、最終処分場の残余年数は7.7年分(首都圏は3.4年分)(平成17年度)。

但し、最終処分場の新規設置数は、平成10年度の136施設から、平成16年度は38施設、平成17年度は32施設(ともに許可件数)と激減。



資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する天然資源の消費や、環境への負荷をできる限り少なくする「循環型社会」を目指し、3R(Reduce、Reuse、Recycle)の取組等を進めていくことが必要。

③不法投棄の状況



不

法投棄等の不適正処分（以下「不法投棄等」という。）の事案については、平成19年度末時点で2,700件強、約16百万トン残存している。また、ピーク時より件数・量ともに減少してきているものの、未だ年間約400件弱、10万トン程度の不法投棄事案が新たに発覚。有価物・自社処理名目の不法投棄等が社会問題化している。

④廃棄物処理施設に対する住民の不信

廃棄物処理施設操業停止等請求訴訟件数…53件（平成17年1月現在）

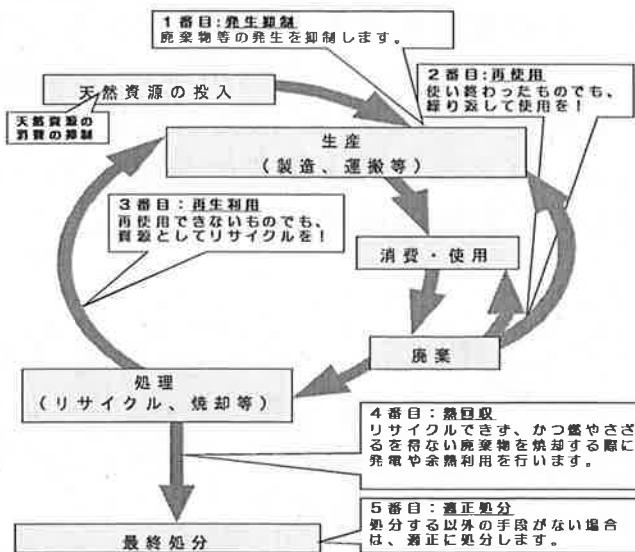
廃棄物の適正処理を確保するための取組が必要。

(2) 循環型社会形成推進施策

①循環型社会形成推進基本法（平成12年6月公布）

循環型社会の形成に向けた廃棄物・リサイクル対策の優先順位を、原則として、廃棄物等の①発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）、③再生利用（リサイクル）、④熱回収、⑤適正な処分と規定。

また、国、地方公共団体、事業者、国民等のそれぞれの主体の責務を規定。



②循環型社会形成推進基本計画

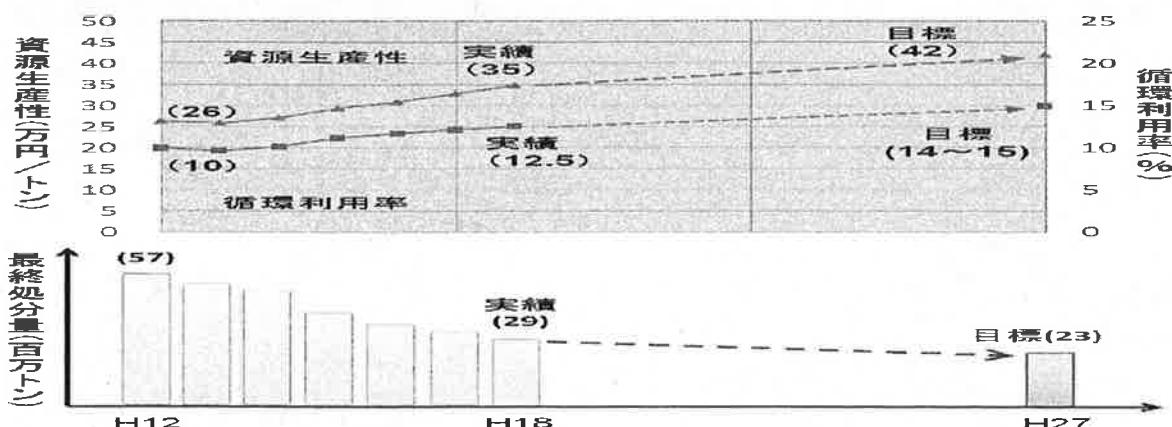
循環型社会形成推進基本法に基づき、平成20年3月、第2次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定。

●第2次循環型社会形成推進基本計画の主要なポイント

- i) 循環型社会と低炭素社会・自然共生社会への取組の統合
- ii) 地域再生にも寄与する「地域循環圏」の構築
- iii) 資源生産性等の数値目標の拡充に加え、補助指標やモニタリング指標を導入
- iv) 国際的な循環型社会形成に向けた我が国の主導的な役割

基本計画は、毎年度、中央環境審議会において進捗状況の点検を行い、年度末に閣議に報告することとされている。第1回目の点検（平成21年2月閣議報告）では、達成状況は概ね順調だが、個別の取組についてさらに強化が必要との結果であった。

[基本計画に基づく平成27年度目標及び平成17年度実績]



・資源生産性=GDP/天然資源等投入量 ・循環利用率=循環利用量/(循環利用量+天然資源等投入量)

③3R推進の国民運動の展開

我が国の「もったいない」の心を活かしながら、国民一人一人のライフスタイルの変革を進めていくため、レジ袋削減等の国民運動（もったいないふろしき、マイバッグの活用等）、「容器包装廃棄物排出抑制推進員」（愛称、3R推進マイスター）による普及啓発、WEBマガジン「Re-Style」の運営、エコ・コミュニティ事業の公募など、リデュース・リユースの一層の強化を中心に、取組の推進を図っている。

(3) リサイクルの推進

①全体像

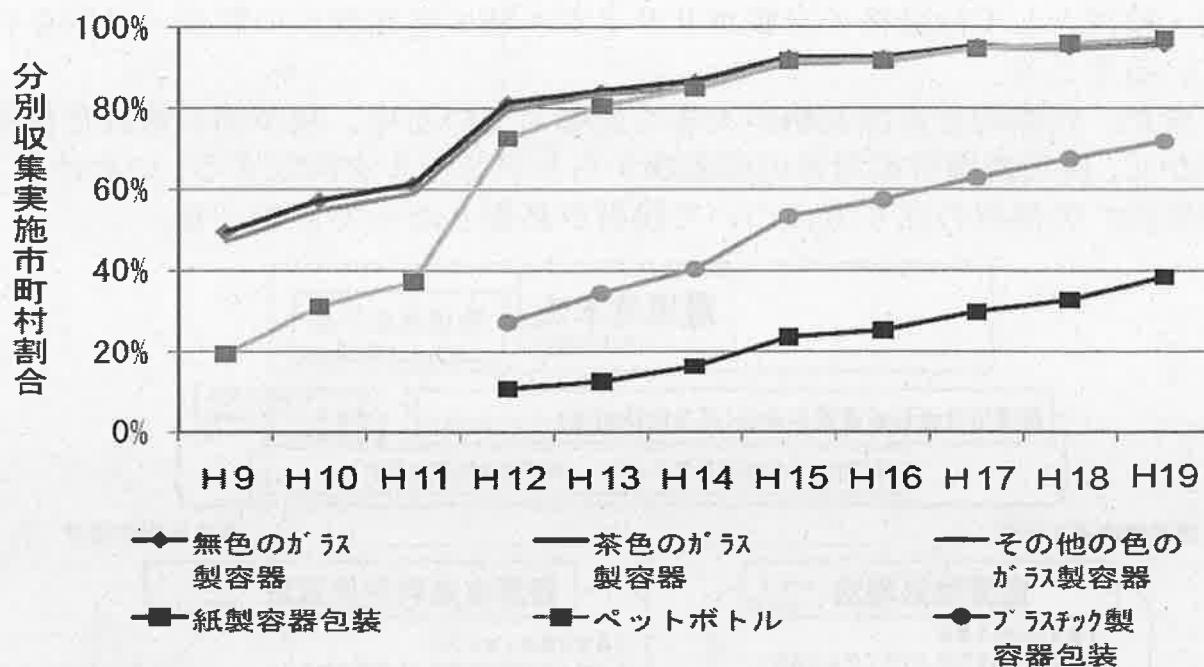
リサイクルは、個別物品の特性に応じて制定された5本の各種リサイクル法（下図参照）に基づき推進されている。各法律では、附則において施行から5年度程度後に、評価・検討を行うこととしている。現在、第1回目の評価・検討としては最後の自動車リサイクル法の取組状況の評価・検討を行っているところ。

また、国際的な資源価格が大きく変動している中、我が国の優れた技術を活かし、使用済携帯電話等の廃棄物からレアメタルを回収する、いわゆる「都市鉱山」の活用の在り方について検討が必要となってきた。



②容器包装リサイクル制度

家庭から排出されるびんやペットボトルなどの容器包装廃棄物について、消費者が分別出したものを市町村が分別収集し、事業者が費用を負担してリサイクルを実施。事業者のリサイクルについては、指定法人が代行。



●最近の動き

①容器包装リサイクルのフローの透明化

市町村が分別収集した容器包装が確実にリサイクルされるよう、リサイクルの流れを透明化するため、平成20年7月に検討会を設置し、平成21年6月に中間取りまとめを公表。

②プラスチック製容器包装の再商品化手法

プラスチック製容器包装の再商品化の在り方について、経済産業省と合同で議論を行い、平成21年9月に、議論を継続する中長期的課題の整理も含め中間取りまとめを行ったところ。

③ペットボトルをはじめとした容器包装のリユース

ペットボトルリユース実証実験を行い、平成21年8月に、実験結果を公表したところ。引き続き、容器のリユースについて議論を行う。

③レアメタルリサイクル

平成20年度より、環境省と経済産業省において、適正かつ効果的なレアメタルのリサイクルシステムの構築を目指すべく、使用済小型家電の回収モデル事業を行うとともに、研究会を開催している。

●最近の動き

- ・平成20年度、秋田県、茨城県、福岡県の全国3地域において「レアメタルリサイクルモデル事業」を実施した。
- ・今年度は、昨年度の地域に加え、新たに、東京都（江東区、八王子市）、名古屋市・津島市、京都市、水俣市の全国4地域にてモデル事業を行い、引き続き検討を行う予定。
- ・平成21年度6月3日から7月7日までの約1箇月間を「使用済携帯電話回収促進キャンペーン」として、使用済携帯電話の回収を行った。

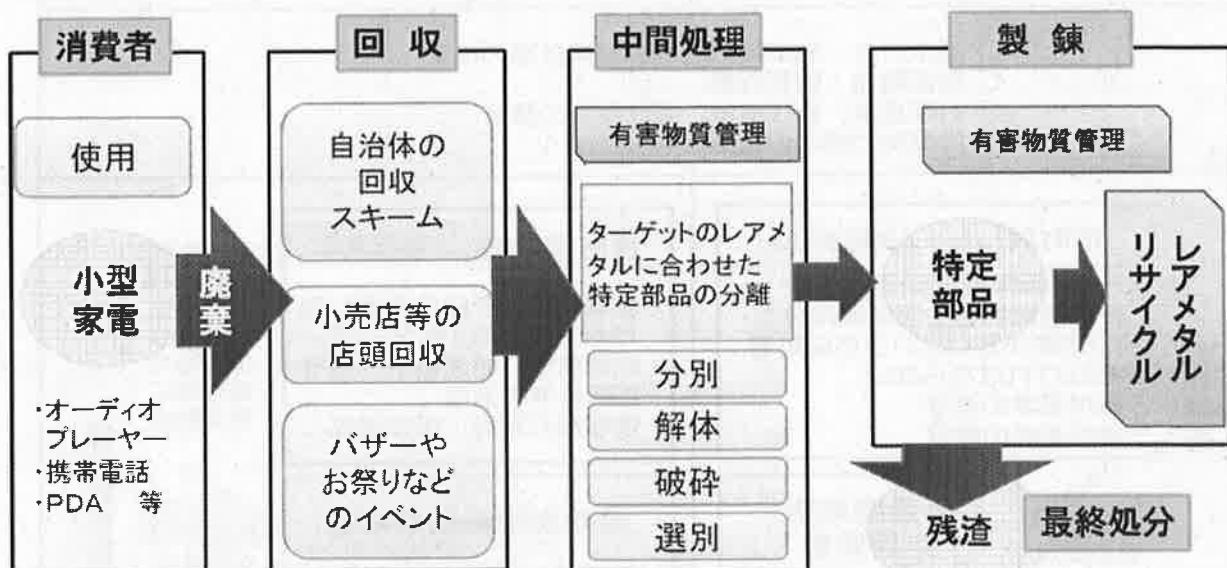


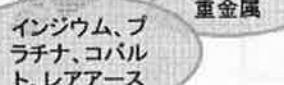
図. 使用済小型家電の回収・レアメタルリサイクルのイメージ

○レアメタルの上位産出国及びシェア(地域偏在性)

	1位	2位	3位	上位3カ国合計シェア
フランチナ	南アフリカ	ロシア	カナダ	95%
レアアース	中国	インド	タイ	98%

○主要なレアメタルの価格高騰の状況

	2002年3月 (1)	2007年3月 (2)	(2)÷(1)
インジウム :US\$/kg	85	720	8.5倍
レアアース(ネオジム) :US\$/kg	7.3	31	4.3倍
レアアース(ジスプロシウム) :US\$/kg	34	110	3.2倍



重金属

インジウム、ブランチナ、コバルト、レアアース

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の取扱いの最も基礎となる法律であり、廃棄物の排出抑制と適正処理を目的とし、

- (ア) 廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物に区分。一般廃棄物については市町村、産業廃棄物については事業者が処理責任を有すること
- (イ) 廃棄物処理基準の設定
- (ウ) 廃棄物処理業及び廃棄物処理施設に対する許認可などを規定。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の概要

分類	廃棄物	汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの（放射性物質等を除く。）	
国の役割	一般廃棄物	産業廃棄物	
	産業廃棄物以外の廃棄物 (家庭から排出されるごみ等)	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等	
市町村長	<p>市町村 処理責任</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理計画の策定 一般廃棄物を生活環境保全上の支障が生じないうちに処理しなければならない 処理基準の遵守 委託基準の遵守 	<p>排出事業者 処理責任</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物を自ら処理しなければならない 保管基準、処理基準の遵守 委託基準の遵守 管理票の交付・保存義務 	<p>都道府県知事・政令市長</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告徴収 立入検査 改善命令 措置命令 管理票に 係る勧告
都道府県知事・政令市長	<p>一般廃棄物 処理業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 処理基準の遵守 再委託の禁止 	<p>産業廃棄物処理業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 処理基準の遵守 再委託の原則禁止 管理票の回付・送付義務 	<p>一般廃棄物 処理施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> 維持管理基準の遵守 維持管理積立金の積立義務
国特例	<p>○再生利用認定制度 大規模再生利用を行う者を環境大臣が認定。 (認定例)・廃肉骨粉をセメント原料として利用</p> <p>○広域認定制度 廃棄物の減量等に資する広域的処理を行う者を環境大臣が認定。 (認定例)・廃パソコン・廃二輪自動車・廃消火器</p> <p>○無害化認定制度 石綿等の無害化処理を行う者を環境大臣が認定。</p>	<p>○不法投棄・不法焼却・無許可営業 5年以下の懲役or1千万円以下の罰金又は併科</p> <p>○委託基準違反・改善命令違反 3年以下の懲役or3百万円以下の罰金又は併科 ※ 法人の場合1億円以下の罰金刑</p>	
罰則			

(5) 一般廃棄物対策

①循環型社会形成推進交付金による基盤整備

ア. 平成17年度より、三位一体改革の方向に沿って従来の廃棄物処理施設整備の補助制度を改革し、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的とする「循環型社会形成推進交付金」の制度を創設(平成21年度：607億円)。

イ. 廃棄物が広域で移動することや、施設の信頼性確保から、国と地方が一体となった基盤づくりが重要であり、各地で国、都道府県及び市町村による協議会が開催され、これまでに329地域(735市町村)において、循環型社会形成推進地域計画が策定され、施設整備及びそのための調査等が実施されている(本年4月1日現在)。

ウ. 平成20～24年度までを計画期間とする廃棄物処理施設整備計画では、施設整備の重点事項として新たに、地球温暖化対策との連携、廃棄物系バイオマスの利活用の推進、施設の長寿命化・延命化を掲げており、これを踏まえ、交付金のメニューの充実を図ってきている。

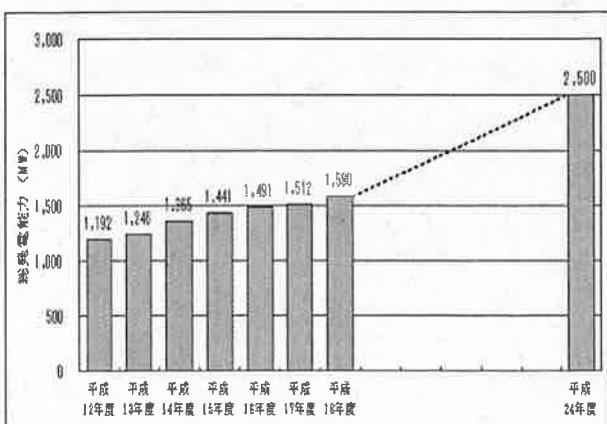
②地球温暖化対策・廃棄物系バイオマスの利活用の推進

3Rの推進を図りつつ、燃やさざるを得ない廃棄物については、廃棄物発電等により廃棄物の持つエネルギーを極力有効活用し、化石燃料の使用量の抑制を推進。

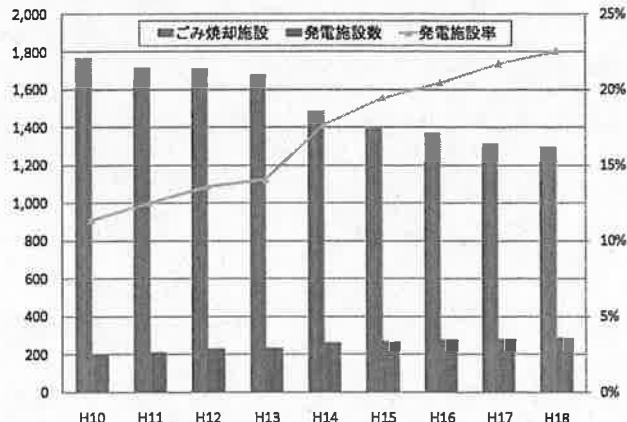
また、平成21年7月に制定された「バイオマス利活用推進基本法」等では、廃棄物系バイオマスの利活用の推進が掲げられているところ。

今後は、交付金等により、一層高効率な廃棄物発電施設、メタン化、バイオディーゼル燃料化、バイオエタノール燃料化施設等の整備を始めとした3Rシステムを地域に導入し、廃棄物エネルギー利用や、バイオマス利活用を進め、温暖化対策との相乗効果を図る。

[廃棄物発電の実績、目標]



[廃棄物発電施設数及びその割合]



注) 平成24年度の総発電能力は、目標値。

③災害廃棄物対策等について

災害により被害を受けた廃棄物処理施設の原形復旧に要する費用、及び、市町村が実施した災害廃棄物の収集・運搬及び処分に要した費用に対して、国庫補助を実施している。(補助率1/2)

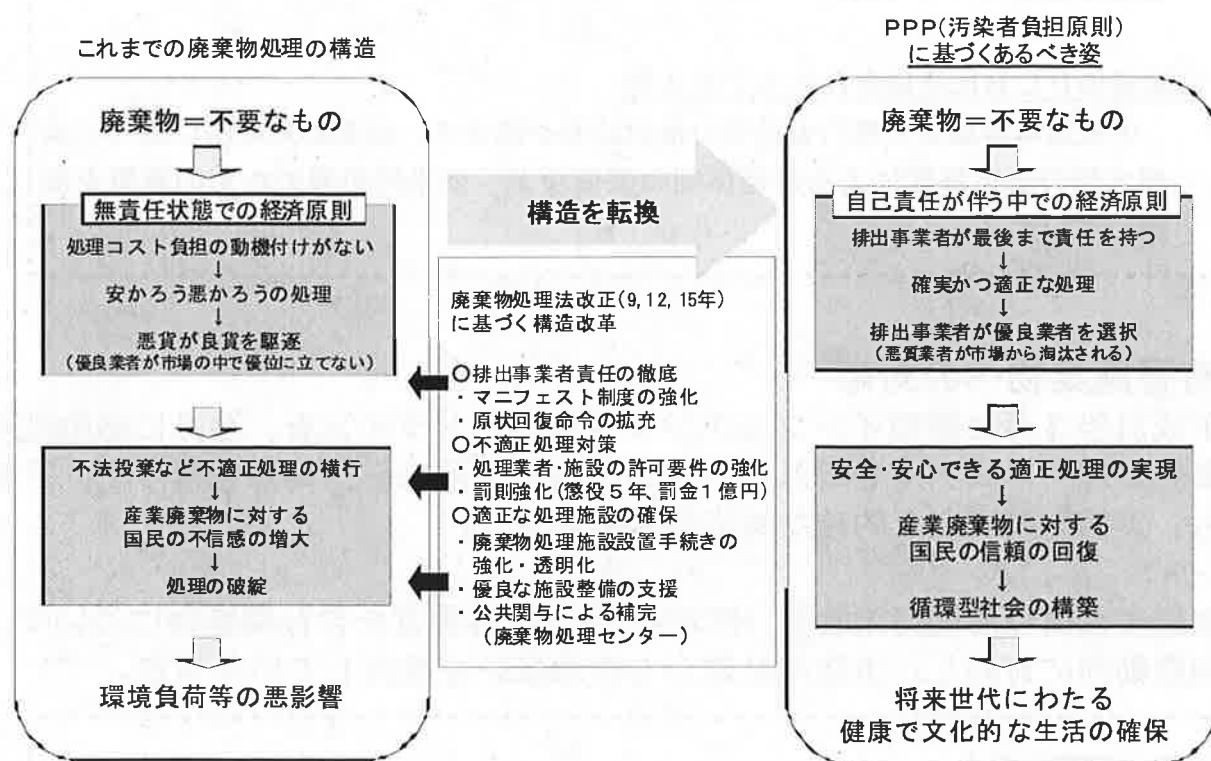
また、外国由来のものを含む漂着ごみ問題が近年深刻化してきていることを受け、19年度より、漂着ごみの処理を市町村が行う場合、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象としている。

(6) 産業廃棄物対策

①産業廃棄物処理の構造改革

産業廃棄物を巡っては、大規模な不法投棄の社会問題化、暴力団の介在等による悪質な不適正処理の頻発、それらを原因とする国民の不信感の増大を背景として、平成9年以降、排出者責任の強化、処理業者の許可要件の強化などの累次の廃棄物処理法の改正が行われてきた。

優良業者が市場で優位に立ち悪質業者が淘汰される構造への改革のため、さらに、優良業者の認定や産業廃棄物管理票（マニフェスト）の電子化などを推進中。



②廃棄物処理法の見直し

現在、中央環境審議会において、廃棄物処理法の施行状況の点検を進めており、今後、排出事業者責任の強化・徹底、許可制度の整備・優良化の推進等の論点について報告書が取りまとめられる見込み。これを踏まえ、次期通常国会に廃棄物処理法の改正案を提出することを予定。

③P C B 廃棄物対策

P C B (ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物は、昭和47年の製造中止以来、処理施設の整備が進まず、事業者が長期にわたり保管している。平成13年度にP C B特別措置法等が制定され、日本環境安全事業株式会社（以下「J E S C O」という。）を活用した処理体制の下で、平成28年までに処理を完了するべく取組を推進。

○高圧トランス・高圧コンデンサ

J E S C Oの全国5カ所（北海道・東京・豊田・大阪北九州）の拠点的広域処理施設において処理体制を整備し、処理を推進

○PCB汚染物等（蛍光灯安定器、感圧複写機など）

J E S C Oにおいて処理施設の整備に着手。平成21年7月から北九州では処理が開始されている一方、北海道（室蘭）では地元の理解が得られておらず、事業が凍結中。全国の処理体制を再検討し、それを踏まえ、処理施設の整備を進めていく方針。

○微量のP C Bに汚染されたトランス等

中央環境審議会の専門委員会の検討結果を踏まえ、廃棄物処理法に基づく環境大臣の認定制度による処理体制の整備など、効果的処理のための施策を開していく。

④有害廃棄物への対応

○平成21年3月に新型インフルエンザ対策ガイドラインを、5月に感染性廃棄物処理マニュアルをそれぞれ地方自治体に配布し、周知を行った。今後も、実態を踏まえた的確な対応が求められる。

○水銀や残留性有機汚染物質（POPs）等の有害物質を含む廃棄物について、国際動向に対応し、予防的見地からの取扱いを検討していく予定。

●近年の国際的動向

- ・国連環境計画（UNEP）において、水銀管理に係る国際的枠組の制定に向けた政府間交渉委員会（INC）の設置が合意。
- ・残留性有機汚染物質（POPs）を規制するストックホルム条約の下、規制対象物質を追加するための検討が定期的に行われている。

(7) 不法投棄等の不適正処分対策

①不法投棄等への早期対応の取組

平成16年度に「不法投棄アクションプラン」を作成・公表し、5年以内に早期対応により5千トンを超える大規模不法投棄事案をゼロにすること等を目標として、様々な対策を実施している。

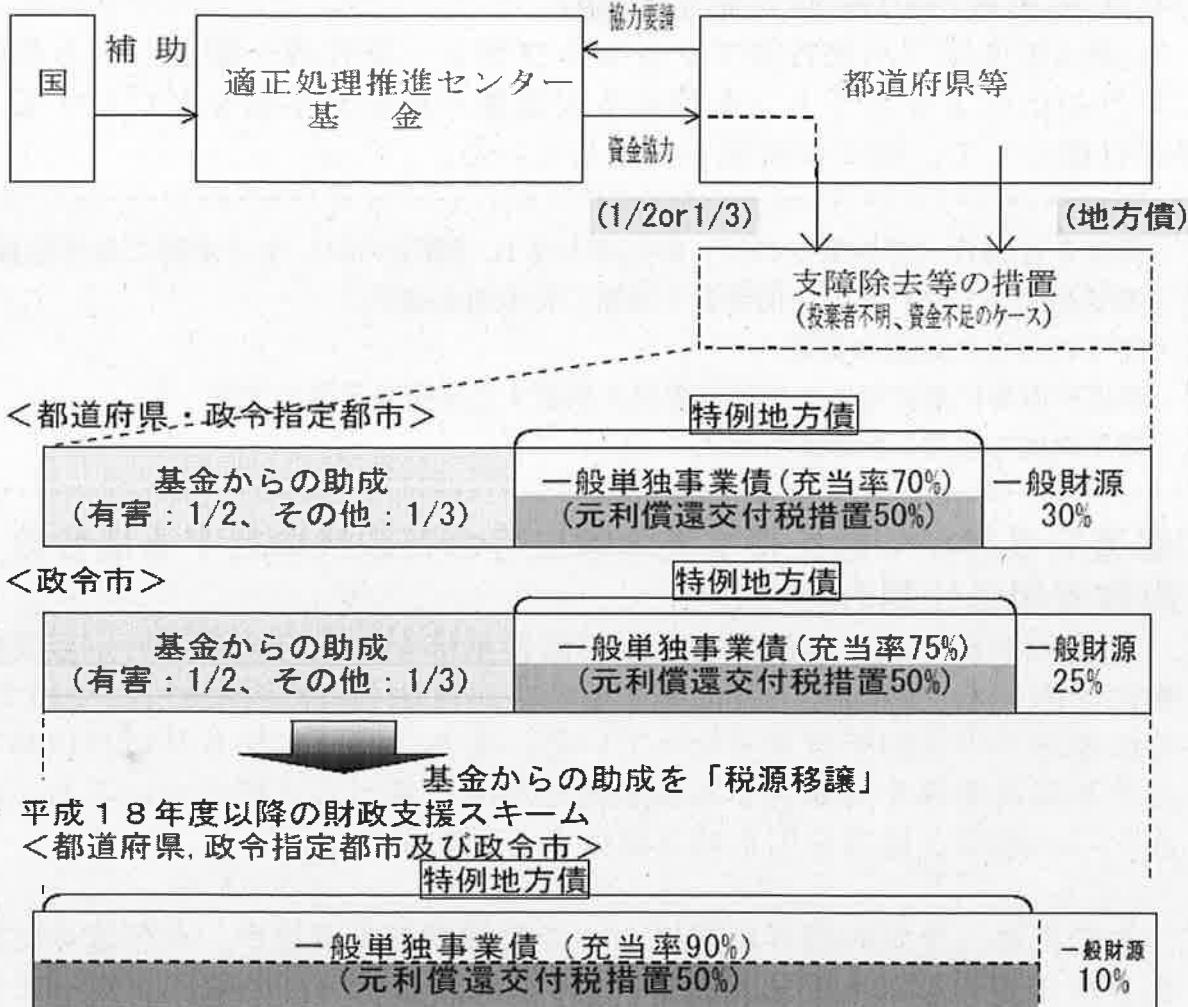
- ・毎年5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」とし、関係者と連携した取組を展開。
- ・ITを活用した取組の実施
- ・都道府県等に事案対応の専門家集団を派遣する支援事業等の実施
- ・衛星画像を活用した取組の導入

②都道府県等がやむを得ず支障除去等の行政代執行する場合の財政支援の仕組みについて

- ア. 平成10年6月16日以前に生じた不法投棄等を対象とする「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）」については、その期限が平成24年度末となっている。また、平成10年6月17日以降に生じた不法投棄等を対象とする廃棄物処理法に基づく支援についても、産業界からの理解と協力を引き続き確保する必要がある。
- イ. このため、全国の残存事案について詳細調査を実施中。今年度中に取りまとめ予定の結果も踏まえ、2,700件を超えるすべての残存事案への今後の対応や今後の財政的支援のあり方について、検討を進めていく方針。

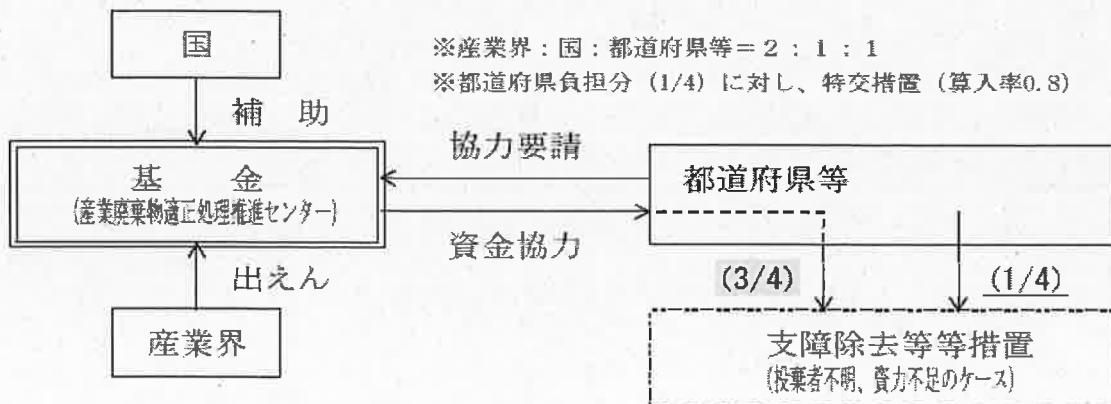
財政支援スキーム

1. 産廃特措法による基金スキーム【平成10年6月以前の不法投棄】



※平成18年度以降は、「三位一体の改革」に基づき、当該補助金のうち新規の原状回復対策事業に係る分が税源移譲に結びつく補助金として廃止され、併せて起債の特例措置については充当率が90%に引き上げられた。また、平成17年度までの対象事業についても、平成21年度からは一部を国から直接補助することとなった。

2. 廃棄物処理法による基金スキーム【平成10年6月以降の不法投棄】



(8) 国際的な資源循環

アジアを中心とした国際的な経済成長と人口増加に伴って、循環資源の発生量が地球レベルで増加し、その質も多様化しており、それに伴う環境汚染などが懸念される状況にある。このため、循環型社会を国内だけでなく国際的にも構築していく必要がある。我が国は高度経済成長に伴う様々な環境問題を克服した経験や廃棄物・リサイクル対策の改革の実績を基に、積極的に国際社会に貢献していくことが可能。

① 3Rの国際的な推進

- 平成16年のG8サミット（シーアイランドサミット）では、我が国が提唱し「3Rイニシアティブ」について合意。その後、我が国を中心となって本イニシアティブを推進しており、平成20年5月のG8環境大臣会合では、神戸3R行動計画にG8で合意するとともに、我が国として新・ゴミゼロ国際化行動計画を発表した。
- 平成21年11月には、アジアの各国政府、国際機関、援助機関、民間セクター等が3Rに関する国際協力を推進するためのプラットフォームとなる「アジア3R推進フォーラム」の設立会合を東京で開催予定。

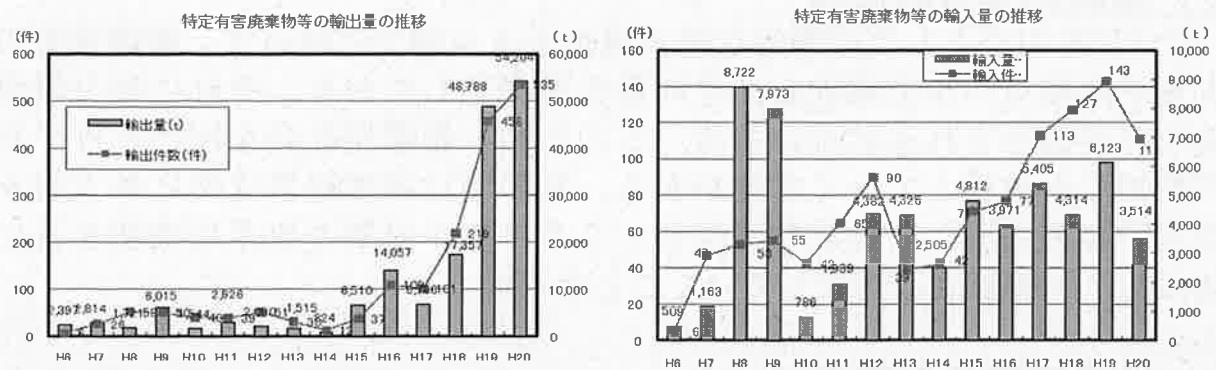
② 廃棄物の適正な輸出入

廃棄物の適正な輸出入の確保については、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（通称：バーゼル法）及び廃棄物処理法により対応を行っているところ。

我が国からの循環資源の輸出が急増している一方、脱法的に廃棄物等を海外に輸出したり、相手国での環境上不適正な処理により問題を引き起こしている事例が指摘されている。また、有害廃棄物等の輸出入に係る事前相談件数及び不適正輸出入疑義事案は年々増加傾向にある。

このため、国内的には、関係省庁と連携し、また地方環境事務所も活用しつつ、事業者向け説明会及び事前相談の実施、立入検査等水際対策の強化に取り組んでいる。

国際的には、「有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク」を主宰するなど、アジア各国やバーゼル条約事務局と連携した取組等を進め、不正輸出入への監視網をアジア全体で展開している。

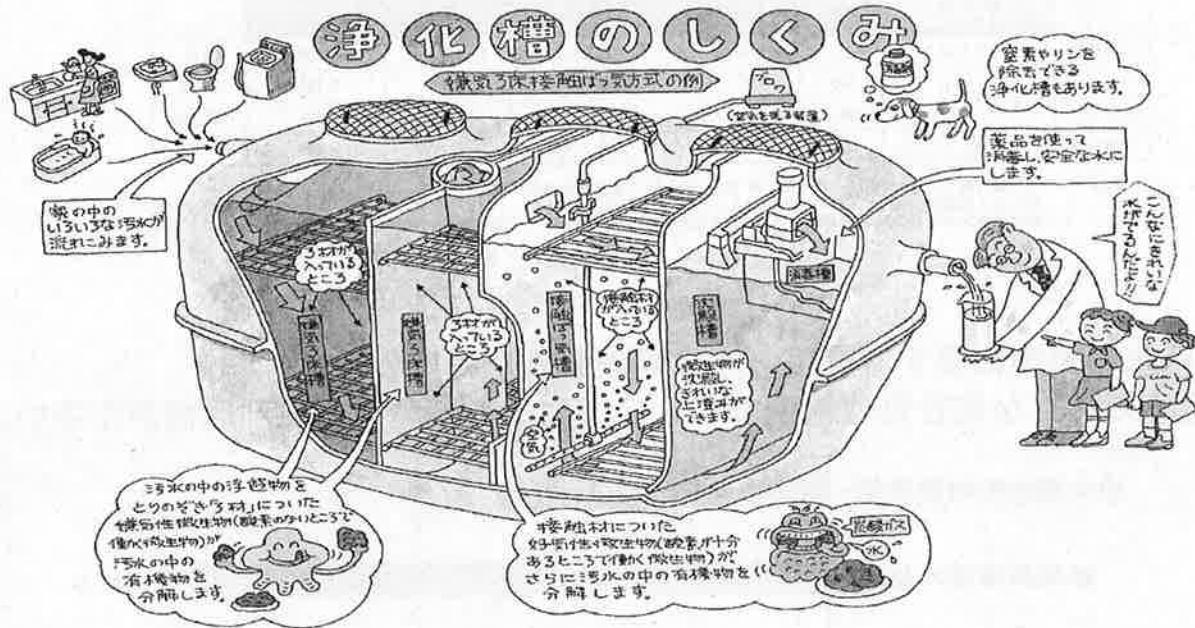


(9) 処理槽による生活排水対策

①処理槽の特長

処理槽（合併処理処理槽）は、生活雑排水をし尿と併せて処理する汚水処理施設であり、以下の利点を有する。

- ・下水道と同等の処理性能 (BOD20mg/L以下)
- ・設置費が安い（5人槽：83.7万円）
- ・人口分散地域においては、もっとも費用対効果の高い汚水処理施設
- ・短期間で設置できる（1週間）
- ・地形の影響を受けず、どこにでも設置可能（車1台分のスペース）
- ・自然の浄化能力も活用し、清流を回復（身近な河川の水量を確保）
- ・地震に強い

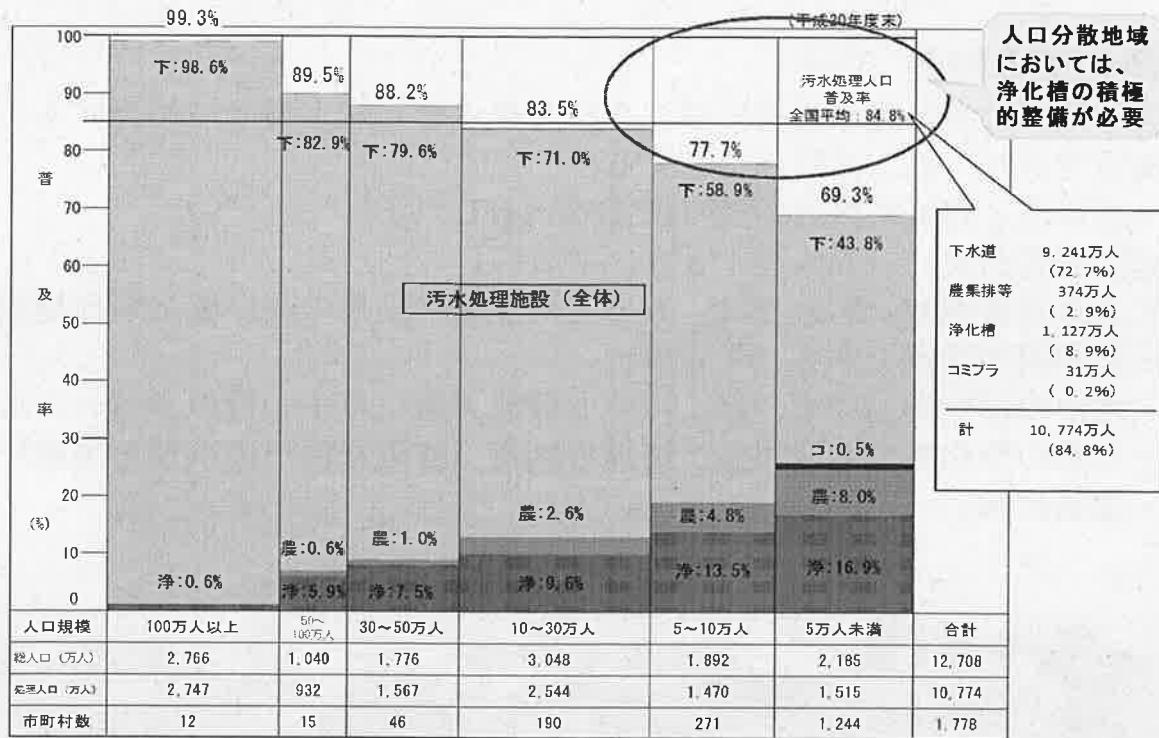


②生活排水処理の状況

平成20年度末の汚水処理人口普及状況は10,774万人（84.8%）。このうち下水道（国土交通省）は9,241万人（72.7%）、農業集落排水施設（農林水産省）は374万人（2.9%）、処理槽（環境省）は1,127万人（8.9%）。

今後の汚水処理施設の整備は、人口分散地域が中心となるが、かかる地域では処理槽が最も効率的であり、処理槽の整備を一層推進していくことが必要。

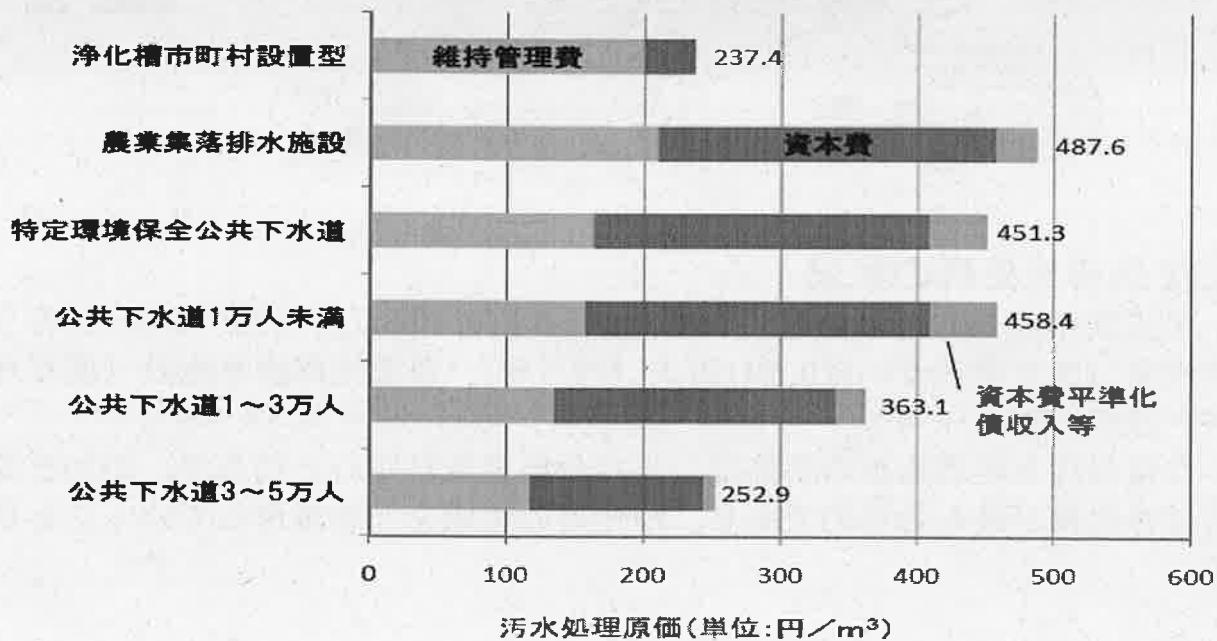
○都市規模別汚水処理人口普及率



(注) 1. 総市町村数1,778の内訳は、市 784、町 802、村 192（東京区部は市に含む）
 2. 総人口、処理人口は1万人未満を四捨五入した。
 3. 都市規模別の各汚水処理施設の普及率が0.5%未満の数値は表記していないため、合計値と内訳が一致しないことがある。

○汚水の処理に要する費用（汚水処理原価）の比較

規模の小さな集合処理施設よりも、浄化槽の方が汚水処理原価が小さい。



出典: 平成18年度地方公営企業年鑑より環境省作成

4. 総合環境政策

総合環境政策として、大気、水、自然といった環境の諸要素などを横断的に扱う政策手法を立案し、展開している。具体的には、環境基本計画の立案・実施、税制や金融など社会経済のグリーン化、エコポイント等による環境行動の促進、環境経済の政策研究、環境教育、環境影響評価などを進めている。

(1) 環境基本計画の推進

① 環境基本計画の効果的実施

環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定める計画。平成6年12月に第一次計画を、平成12年12月に第二次計画を、平成18年4月に第三次計画を閣議決定した。

第三次計画には、

- ア. 「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」を今後の環境政策の展開の方向として位置づけた。
- イ. 「地球温暖化問題に対する取組」など10の重点分野について政策プログラムを定め、政策プログラムごとに、進捗状況の点検に活用できる定量的な指標を設定した。

といった特徴がある。

② 環境に配慮した地域づくりの推進

○ 公害防止計画

公害防止計画は、現に公害が著しい、または、著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、公害の防止を目的として、環境基本法第17条に基づき策定される法定の地域計画。

現在、全国24都府県の30地域で策定されている。これに基づき、地方公共団体等が環境保全施策・事業を講ずるとともに、国が財政支援を行っている。

○地球温暖化対策法に基づく地方公共団体実行計画

地球温暖化対策法平成20年改正により、都道府県、指定都市、中核市及び特例市は、地方公共団体実行計画の中で、その区域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策についても定める義務を負うこととなった。

環境省では、関係省庁の協力も得て、地方公共団体向けの計画策定マニュアルの作成・助言を行うとともに、計画に位置付けられた事業について、地域グリーン・ニューディール基金（550億円）等を通じて支援している。

○ 地域グリーンニューディール基金（平成21年度補正：550億円）

現下の厳しい経済情勢にあっても、地域が主役となって、地域資源である再生可能エネルギーの活用や、コンパクトで人と環境に優しいまちづくりなど「緑の地域コミュニティへの変革」を進めていくため、地方公共団体に基金（総額550億円）を造成し、地球温暖化対策や廃棄物対策、漂流・漂着ゴミ対策を着実に実施していただることとしている。

○ 環境モデル都市

温室効果ガスを大幅に削減する低炭素の地域づくりのモデルを構築し、国内外に広く発信・普及させていくために、内閣官房地域活性化統合本部において、「環境モデル都市」を平成20年7月に6団体、平成21年1月に7団体選定した。

(2) 環境税を含む税制のグリーン化

① 環境税（炭素税・地球温暖化対策税）

税制のグリーン化の中でも、二酸化炭素の排出量または化石燃料の消費量に応じて課税するものを「環境税」として平成16年度（平成17年度税制改正要望）から要望している。環境税には、化石燃料に課税し、燃料を割高にすることで、国民の皆様にエネルギーの節約を促すとともに、省エネ機器への投資や買換えを促進するといった効果・利点があり、温暖化対策の有力な手法の一つである。

② 自動車関係諸税の見直し

環境省においては、平成19年度税制改正要望以降、現在に至るまで、一貫して、環境負荷に関連する諸税の税率水準を維持するよう要望しており、平成22年度税制改正要望においても「自動車関係諸税の見直しに当たっては、課税によりCO₂排出抑制に取り組む国際的な動向等を踏まえ、全体として少なくとも現行の水準を引き下げないこととするなど、低炭素化促進の観点から総合的な検討を進める。」としている。なお、国立環境研究所の試算（2008年11月）によれば、仮に2009年から揮発油税、地方道路税及び軽油引取税の暫定税率を廃止した場合、2020年段階で年間約1,200万トンのCO₂排出量が増加する（1990年比で約1%）とされている。

③ 個別税制のグリーン化

○ 自動車関連税制のグリーン化

低炭素社会の実現に向けて、低炭素車・低公害車への買替えを進める必要がある。自動車関連税制については、環境対策・景気対策の観点から、環境性能の良い自動車等について、自動車重量税及び自動車取得税を減免する特例措置が講じられている。

○ 住宅関連税制のグリーン化

住宅関連税制については、省資源なストック型社会への転換と持続的な内需拡大による経済成長の実現を図る観点から、住宅の省エネ改修や一定の省エネ性能を満たす住宅の建設について、所

得税のローン減税や投資型減税の措置が講ぜられている。

(3) 経済と社会のグリーン化

① グリーン購入の推進

グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することである。我が国では、国等が率先してグリーン購入を推進する等により、環境物品への需要の転換を図ることを目的として、平成12年に議員立法によりグリーン購入法が制定された。

国や地方自治体は、この法律に基づき、環境物品の調達を推進している（地方自治体は、努力義務）。

さらに、平成20年1月に発覚した古紙配合率偽装問題に端を発する一連のエコ偽装により、環境配慮製品の信頼性は極端に低下し、グリーン購入の着実な推進に大きな影響が生じていることを受け、平成21年度から、一定の製品についてサンプル調査を行って、環境表示との整合性及び技術的適合性について検証し、調査結果に関する適切な情報提供を行う事業（製品テスト）を実施している。

② グリーン契約の推進

環境配慮契約（グリーン契約）とは、一定の競争性を確保しつつ、価格に加えて環境性能を含めて評価した上で行う、物品・サービスの調達契約。通常の契約方式では価格競争入札による調達が実施される場合が多く、環境性能の優れた物品等を積極的に調達する仕組みとなっていないのに対し、競争を促しつつ、環境性能の優れた製品、庁舎、サービスなどが積極的に活用される。

我が国では、国等が率先してグリーン契約を推進すること等により、環境性能の優れた製品、サービス等への需要の転換を図ることを目的として、平成19年5月、議員立法により環境配慮契約法が制定された。

我が国では、国や地方自治体は、この法律に基づき、環境配慮契約を推進している（地方自治体は、努力義務）。

④ 金融のグリーン化

「金融」は、経済活動の血流であり、経済活動全体に大きな影響力を有する。「金融」に環境配慮を織り込むことができれば、その大きな影響力を通じ、事業活動など様々な経済活動における環境配慮や環境対策プロジェクトを大きく誘導・促進することができる。特に、我が国の約 1400 兆円の巨大な個人金融資産を金融のグリーン化（環境金融）に活用することができれば、低炭素社会実現に向け大きな力になることが期待される。

このため、環境省としては、

- ・環境格付け融資やエコファンド組成のための企業調査費用について、金融機関を助成（平成 21 年度補正予算額 2.4 億円）
- ・環境格付け融資を行う金融機関が、「3 年間で 6% 削減」といった意欲的な CO₂ 削減目標を誓約した企業に対し行う金利優遇融資について、無利子（又は 3%）を上限として利子補給（平成 21 年度補正予算額 45 億円）

といった支援を行うこと等により、環境金融の普及拡大に取り組んでいる。

また、環境金融の更なる促進策について、本年 7 月中央環境審議会に諮問したところ。

⑤ 環境報告書

環境報告書とは、事業者が事業活動における環境負荷及び環境配慮等の取組状況に関する説明責任を果たし、ステークホルダーの判断に影響を与える有用な情報を提供するとともに、環境コミュニケーションを促進するもの。

事業者の自主的積極的な取組を更に幅広い事業者に広げていくため、環境報告書等の普及促進や環境情報の利用の促進等を目的とした、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）」が平成 17 年 4 月から施行されている。環境報告書を作成・公表する企業は、施行前の H16 年の 31.7% から H19 年には 35.9% に上

昇している（環境省：環境にやさしい企業行動調査）

環境省では、平成 13 年 2 月より環境報告書の作成に当たっての原則等について分かりやすく説明した環境報告書ガイドラインを策定し、環境報告書の普及を図っている。

⑥ 環境会計

事業者自らの事業活動における環境保全コストとその活動によって得られた効果を定量的に測定・評価する環境会計について解説した「環境会計ガイドライン」を策定し、環境会計を普及促進している。

⑦ 企業の環境マネジメントの取組

近年、事業者の環境マネジメントへの取組は着実に進展しており、環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の審査登録件数は、平成 20 年度末時点で 2 万件を超えていている。（環境省本庁舎も平成 14 年に ISO14001 の認証を取得している。）

また、事業者の環境配慮への取組の促進にあたっては、大企業のみならず事業者の多数を占める中小事業者の取組を広げていくことが重要。このため、環境省では、中小事業者向けの環境活動評価プログラムである「エコアクション 21」を策定しているほか、平成 20 年度よりエコアクション 21 認証取得企業（予定含む）に対する財政投融資による低利融資を創設するなど、中小事業者への環境配慮の取組の促進に努めている。エコアクション 21 認証登録数は平成 20 年度末で 3 千件を超えていている。

⑧ エコ・アクション・ポイントの推進

国民一人ひとりの温暖化対策行動に経済的インセンティブを付与する取組を普及するため、温室効果ガスの排出削減に資する商品・サービスの購入・利用や省エネ行動によりポイントが貯まり、商品等の経済的価値のあるものと交換できる仕組みであるエコ・アクション・ポイントの導入を推進している。モデル事業においては、事業立ち上げに係る諸経費のみを支援し、エコアクションポイントの原資自体は企業負担。数年間の支援を行った後は、経済的な自立を目指す。

⑨ エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業

C02 排出量が基準年比 4 割増加している家庭・業務部門の温暖化対策促進と、②裾野の広い家電産業に係る需要喚起を通じた経済活性化、③地上デジタル放送テレビの普及促進の 3 つを目的として、21 年度補正予算（環境・経産・総務 3 省で 2946 億円）により実施している。具体的には、省エネ性能の高い家電（エアコン、冷蔵庫、地上デジタル放送対応テレビ）の購入者に、様々な商品等に交換できる「エコポイント」を発行し、省エネ家電の普及を促進する。⑧のエコ・アクション・ポイントと異なり、エコポイントの原資は、国が補助金で負担。

(4) 環境経済の政策研究

環境と経済がともに向上・発展する社会をつくる上では、環境への対応が経済社会にイノベーションをもたらすことを通じて、中長期的に産業構造、経済活動の在り方を大きくかつ積極的に変革していくことが望まれる。そのためには、環境と経済の関係のより深い理解に立った、効果的な政策の企画・実施が課題となっている。

そこで、環境保全の取組が経済をどのように発展させていくのか、経済動向が環境にどのような影響を与えるのか等について調査分析し、環境と共生できる新しい経済社会に向けた将来像の提示や環境政策の戦略的な実施のための研究等を進める。

○ 環境経済の政策研究の実施

環境省が、行政課題を踏まえ政策研究を行うべき以下の研究分野（平成21年度公募分）について、公募選定を行い、選定された研究者と行政担当者との緊密な連携により研究を進める。

- 【研究分野1】環境政策と経済との地球規模での相互作用の研究
- 【研究分野2】環境保全と雇用等の企業の発展に関する研究
- 【研究分野3】効果的な環境政策形成に関する研究

○ 環境経済情報の整備・公表

環境政策の企画・立案、環境経済の政策研究の推進、環境産業の発展、企業の環境保全活動の推進、環境投資の拡大等に資するよう、環境と経済の関係に関する情報を整備・公表する。

○ 環境経済観測（仮称）

環境産業全般や、環境配慮型自動車、省エネ家電、太陽光発電システムなど、環境産業として位置付けられる個別の製品・サービスについて、企業の景況感や先行きの見通しなどを調査し、その結果について、定期的に発表していく。

○ 環境経済懇談会（仮称）

イノベーションの促進、新産業の創出、国際競争力の強化、影

響の未然防止によるコスト削減など、環境対策が経済発展の方向や内容に与えるダイナミックな影響を的確に評価する方法などについて、経済学者など有識者に議論を行っていただき、今後の研究や政策についての提言をいただく。

(5) 環境教育・環境保全活動の推進

平成15年7月、議員立法により成立した、環境教育の基本理念や各主体の責務等を定めた「環境保全活動・教育推進法」が、同法基本方針等を踏まえ、環境教育・環境保全活動の推進を図っている。平成21年度は、完全施行後5年目を迎えて、法律の見直しを検討する時期にきている。

①環境教育・環境学習の推進

21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日閣議決定）において位置付けられた「21世紀環境教育プラン～いつでも、どこでも、誰でも環境教育AAAプラン～」に基づき、関係府省との連携を強化しつつ、家庭、学校、地域、企業等における生涯にわたる質の高い環境教育・学習の機会の多様化を図っている。

具体的には、

- ・ 21世紀子ども放課後環境教育プロジェクト（ASEEP21）
 - ・ こどもエコクラブ事業
 - ・ 学校エコ改修と環境教育事業
- 等を進めている。

②国連持続可能な開発のための教育の10年（UNDESD）

ESDは、「持続可能な開発のための教育」（Education for Sustainable Development）の略称。「わが国における「ESDの10年」実施計画」では、ESDを「一人ひとりが、世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動を変革するための教育」と定義している。

我が国がヨハネスブルグサミットにおいて提案した「持続可能な開発のための教育の10年」に関する決議が、平成14年の国連総会において全会一致で採択され、平成17年からスタート。

我が国では、平成18年3月、「わが国における『国連持続可能な開発のための教育の10年』実施計画」を決定。現在各省において、同実施計画に基づく施策を展開している。

環境省においては、実施計画の初期段階の重点的取組事項に示された「地域における実践」を具体化するため、14箇所で実施したモデル事業の成果を踏まえ、全国的なESDの取組の普及を進めていくこととしている。

③アジアの環境人材育成イニシアティブ

平成19年11月に開催された東アジア首脳会議（EAS）、12月の日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）、平成20年の洞爺湖サミット等において、高等教育における環境人材の育成の必要性、そのためにアジア各国が協力していくことの重要性が合意された。これらを踏まえ、環境省では「持続可能なアジアに向けた大学における環境人材育成ビジョン（アジア環境人材育成ビジョン）」を2008年3月に策定した。これに基づき、具体的には以下の取組を進めている。

○大学教育モデルプログラムの開発と普及

日本の大学・大学院が、企業、行政、NPOやアジアの大学等と連携し、環境人材育成の実践的なプログラムを開発・実証するもの。

○環境人材育成コンソーシアム

2009年3月に環境人材育成コンソーシアムを立ち上げ、大学、企業等、NGO、行政、国際機関などの産学官民が連携した、環境人材育成プログラムの開発支援、環境人材育成に係る情報集約・発信等を行っている。

○アジア環境大学院ネットワーク

国連大学高等研究所と連携して、環境人材育成に取り組むアジアの大学院のネットワーク（ProSPER.Net）、平成20年6月に立ち上げ、共同プログラム開発・実施、人的交流といった活動の展開を進めている。

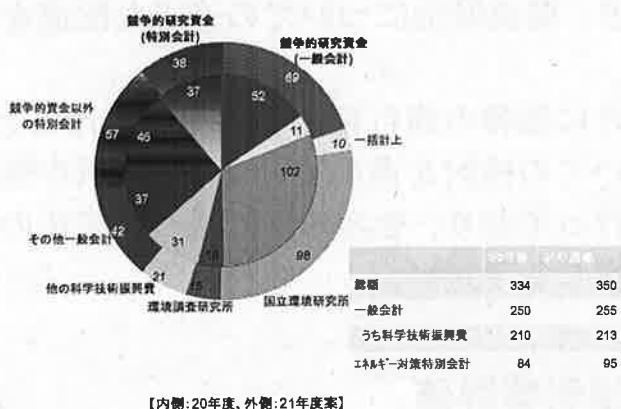
④ 民間の環境保全活動の活性化

市民・NPO等といった各主体間のパートナーシップの形成促進を図るため、東京・青山に「地球環境パートナーシッププラザ」を開設。また、全国7カ所（北海道、東北、中部、近畿、中国、四国、九州）に地方環境パートナーシップオフィスを設置。政策課題についての意見交換会・勉強会の実施、研修などを通じた行政・NPO、企業の協働での取組支援、環境・パートナーシップに関する情報の分析・発信などを行っている。

（5）環境研究・環境技術開発の推進

環境省においては、研究・環境技術開発の推進に当たり、平成18年3月に中央環境審議会から「環境研究・環境技術開発の推進戦略」を答申いただき、提示された重要課題について、重点的に研究・技術開発を推進している。現在、中央環境審議会において、同戦略の見直しに向けて、その実施状況についてフォローアップを行ったところ。

＜環境省の環境研究・環境技術開発関連予算の全体像＞



（単位：億円）

<環境省の競争的資金>

環境全般	環境研究・技術開発推進費 (21年度11.6億円)	緊急に開発すべき環境技術分野を特定し、環境技術の開発・普及の推進を図るために研究・開発課題を支援
地球環境	地球環境研究総合推進費 (21年度40億円)	オゾン層の破壊、地球温暖化、酸性雨など、様々な地球環境問題を対象とした研究を支援
地球温暖化	地球温暖化対策技術開発事業（特別会計）(21年度38億円)	新たなCO ₂ 排出量削減対策技術の開発・実用化・導入普及を促進するため、基盤的技術開発を支援
循環型社会	循環型社会形成推進科学研究費補助金 (21年度18億円)	循環型社会の推進及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する研究並びに次世代型の廃棄物処理技術の開発を支援・推進。

(6) 環境影響評価の実施

① 環境影響評価制度の概要及び点検・見直しに向けた取組

環境影響評価法においては、規模が大きく環境に著しい影響を与えるおそれがある道路、ダム、鉄道、空港、発電所等の13種類の事業について、あらかじめ事業者による環境影響の調査・予測・評価、国民・地方公共団体・許認可等権者の意見の聴取等の適切な実施を図り、環境保全についての適正な配慮を確保することとしている。

また、本年6月に法律の施行後10年を迎えたことを受けて、施行の状況についての検討を進めているところ（中央環境審議会において議論を行っており、その結果に基づいて法の見直しを含め必要な措置を講じる予定）。

② 個別事業の環境影響評価

環境省では、環境アセスメントが実施されている様々な個別案件のうち評価書等が送付されるものについて、環境の保全についての配慮が適切に行われるよう厳正に審査を行い、環境大臣意見を述べている。また、手続きが終了した案件については、事業者の実施する事後調査等についての情報収集や、特に留意すべき

事業等についての現地調査等を通じて、審査のフォローアップに努めている。

▼環境影響評価法の施行状況¹⁾

平成21年3月31日現在

	道路	河川	鉄道	飛行場	発電所	処分場	埋立	面整備	合計
手続実施	74(52)	7(7)	13(9)	8(8)	46(34)	5(4)	11(8)	20(11)	179(129)
手続中	15(15)	2(2)	1(0)	—	12(12)	1(1)	2(1)	3(2)	36(33)
手続完了	50(29)	5(5)	10(7)	7(7)	31(19)	4(3)	8(6)	14(7)	122(77)
手続中止	9(8)	—	2(2)	1(1)	3(3)	—	1(1)	3(2)	18(16)
環境大臣意見 ²⁾	52(31)	5(5)	10(7)	7(7)	32(20)	—	—	14(6)	116(76)

*1 括弧内は当初から法に基づく案件で内数。2つの事業が併合して実施されたものは、合計では1件とした。

*2 特に意見なしと回答した案件を含む。なお、環境大臣が意見を述べるのは許認可権者が国の機関である場合等に限られる。

③ 戰略的環境アセスメントの実施

戦略的環境アセスメント（SEA）とは、個別の事業の計画・実施に枠組みを与えることになる計画（上位計画）や政策を対象とする環境アセスメントである。

環境省においては、位置・規模等の検討段階におけるSEAの共通的な手続き、評価方法等を示す戦略的環境アセスメント導入ガイドライン（SEAガイドライン）を平成19年4月に公表した。

その後、関係省庁において、これを踏まえた取組についての検討や実施事例の積み重ねが進められている。

（三）本年（昭和二年）の飛行機の飛行距離は、前年（昭和元年）の飛行機の飛行距離を上回る。

（四）本年（昭和二年）の飛行機の飛行距離は、前年（昭和元年）の飛行機の飛行距離を上回る。

（五）本年（昭和二年）の飛行機の飛行距離は、前年（昭和元年）の飛行機の飛行距離を上回る。

（六）本年（昭和二年）の飛行機の飛行距離は、前年（昭和元年）の飛行機の飛行距離を上回る。

（七）本年（昭和二年）の飛行機の飛行距離は、前年（昭和元年）の飛行機の飛行距離を上回る。

（八）本年（昭和二年）の飛行機の飛行距離は、前年（昭和元年）の飛行機の飛行距離を上回る。

（九）本年（昭和二年）の飛行機の飛行距離は、前年（昭和元年）の飛行機の飛行距離を上回る。

（十）本年（昭和二年）の飛行機の飛行距離は、前年（昭和元年）の飛行機の飛行距離を上回る。

（十一）本年（昭和二年）の飛行機の飛行距離は、前年（昭和元年）の飛行機の飛行距離を上回る。

（十二）本年（昭和二年）の飛行機の飛行距離は、前年（昭和元年）の飛行機の飛行距離を上回る。

（十三）本年（昭和二年）の飛行機の飛行距離は、前年（昭和元年）の飛行機の飛行距離を上回る。

（十四）本年（昭和二年）の飛行機の飛行距離は、前年（昭和元年）の飛行機の飛行距離を上回る。

5. 公害健康被害対策・化学物質対策

(1) 公害健康被害の補償と予防

①水俣病対策

水俣病とは

熊本県水俣市の新日本窒素肥料株（現チッソ株）の工場及び新潟県鹿瀬町（現阿賀町）の昭和電工株の工場から排出されたメチル水銀化合物に汚染された魚介類を食べることによって起こった中毒性の神経系疾患

主な経緯

昭和 31 年 水俣病公式確認

昭和 40 年 新潟水俣病公式確認

損害賠償請求訴訟

昭和 46 年 新潟 1 次訴訟判決
(昭和電工敗訴)

昭和 48 年 熊本 1 次訴訟判決
(チッソ敗訴)

法による「水俣病」の認定

昭和 45 年 旧救済法施行

昭和 49 年 公健法施行

認定基準に基づき認定→約 3,000 人
原因企業が補償（一時金 1,600～
1,800 万円、医療費、年金等）

認定申請が急増し、認定申請棄却数も増加

昭和 55 年以降、原因企業・国・熊本県を被告とした訴訟が多数提起された

平成 7 年 政治解決

長年の紛争の収拾を図るため、与党三党（自民、社民、さきがけ）が最終的解決策を提示

①株チッソ等は、一定の症候を有する者に一時金（260 万円）を支払う

②国・県は、遺憾の意を表明し、①の者に医療費、療養手当等を支給

③救済を受ける者は、訴訟などの紛争を終結させる

→約 11,000 人が対象、事態は沈静化

平成 16 年 関西訴訟最高裁判決

11 の訴訟のうち唯一継続された関西訴訟において、10 月最高裁判決

- ①一部の原告に対し、規制権限を適切に行使せず、水俣病の発生拡大を防止しなかったことにつき国と熊本県に賠償責任（連帯責任）が認められた
- ②公健法の認定基準とは別個の判断準拠により損害賠償が認められた

最高裁判決後の状況

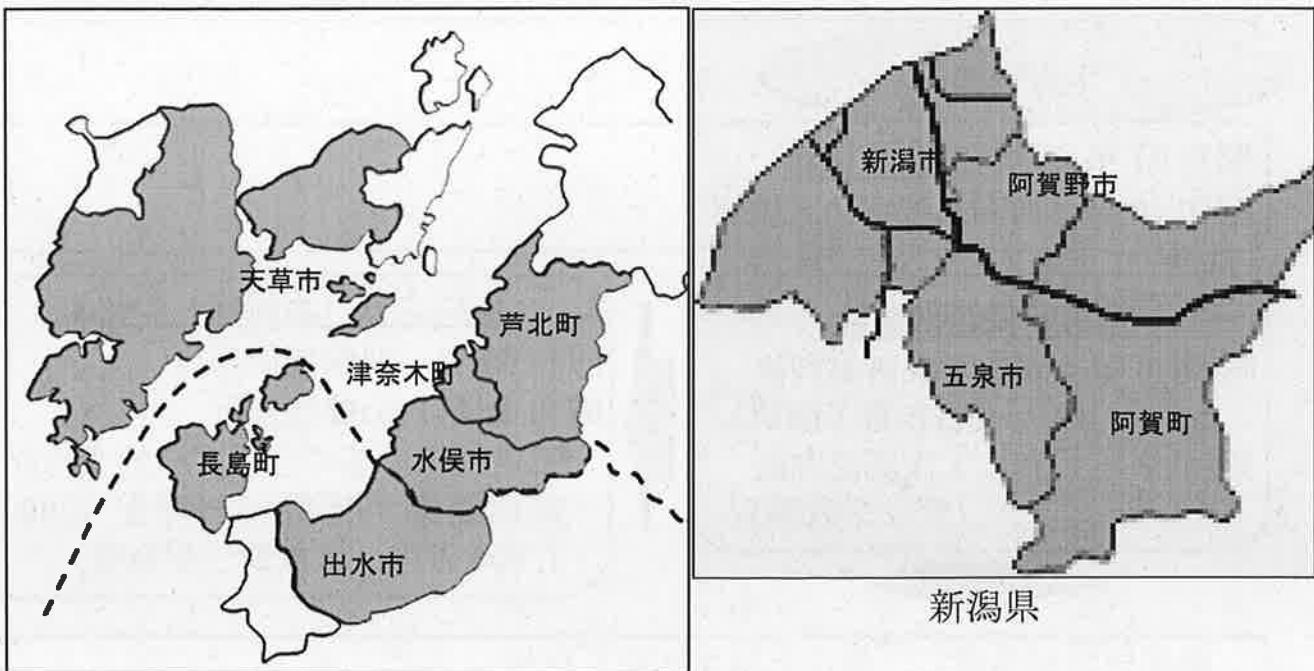
新たな救済を求める者が急増

① 公健法認定申請者の急増 6,632人（平成21年7月末現在）

② 保健手帳交付者の急増* 23,137人（平成21年7月末現在）

約500人／月のペースで新規申請

*「今後の水俣病対策について」（平成17年4月）により、一定の症状を有する者に対し、保健手帳申請受付を再開（医療費の自己負担分等を公費負担）



熊本県・鹿児島県

新潟県

訴訟の提起

○国家賠償等請求訴訟

（水俣病不知火患者会訴訟（原告数約1,900人）、新潟水俣病第3次・第4次訴訟、水俣病被害者互助会訴訟）

○裁決取消、処分取消、認定義務付け、不作為の違法確認訴訟（3件係争中）



水俣病被害者救済特別措置法案が成立（議員立法）

与党（自民党・公明党）水俣病問題に関するプロジェクトチーム（座長：園田博之議員）では、PTによる検討を踏まえ、平成21年3月に、水俣病被害者の早期救済を図るための特別措置法案を提出、その後、4月には民主党が法案を提出し、自民党、公明党、民主党による協議が行われた結果、7月8日に特別措置法が成立、7月15日に公布・施行されたところ。

②大気汚染に係る公害健康被害の補償等

1. 公害健康被害補償制度

公害健康被害者を訴訟によらずに迅速かつ公正に保護するため、昭和48年に、汚染原因者負担を前提とする民事責任を踏まえた公害健康被害補償法が制定された。

(1) 補償等の対象者

申請に基づき、次のいずれかの指定地域の都道府県知事等が認定した者（人数は21年3月末の現存被認定者数）

- ① 第一種地域：大気汚染による気管支ぜん息等の疾病が多発している地域（当初、四日市、東京19区等41地域が指定されたが、昭和63年法改正によりすべて解除。既認定患者は引き継ぎ補償。：44, 223名）
- ② 第二種地域：新潟県、熊本県、鹿児島県（水俣病：818名、富山県（イタイイタイ病：5名）、島根県及び宮崎県（慢性ヒ素中毒：54名）

(2) 補償等の内容及び財源

- ① 医療費等の補償給付：療養、障害補償費、遺族補償費、療養手当等を給付

＜財源＞ 第1種地域は煤煙発生施設等設置者（8割）及び自動車重量税からの引き当て（2割）、第2種地域は汚染原因企業（水俣病とイタイイタイ病については、汚染原因企業と患者団体による補償協定により企業から直接給付）

- ② この他に、公害保健福祉事業として、リハビリテーション、転地療養、療養指導等を実施

＜財源＞ 国1/4、県又は市1/4、汚染原因者1/2

2. 調査研究

かつてのような面的広がりを持った大気汚染による健康被害はなくなつたが、幹線道路沿道における局地的大気汚染による健康影響については、昭和62年の公害健康被害補償法の改正に伴う附帯決議や平成20年環境委員会での国会附帯決議でも調査研究の積極的な推進が求められており、局地的大気汚染と健康影響に関する疫学調査（そら（SORA）プロジェクト）を平成17年度より実施中。平成22年度に解析・評価を行い、結果を公表する予定。

(2) 化学物質対策

① 化学物質審査規制法（化審法）

概 要

昭和48年、PCB問題を契機として制定。新規の化学物質の製造・輸入に際し、その物質の分解性、生物への蓄積性、人や動植物への毒性を事前に審査。化学物質の有害性等の状況に応じて製造・輸入、使用を規制。

- 第1種特定化学物質(難分解、高濃縮、長期毒性。PCB等16物質)
 - ・製造・輸入、使用の事実上の禁止
- 第2種特定化学物質(難分解、長期毒性。トリクロロエチレン等23物質)
 - ・製造・輸入の予定・実績の届出、製造量・輸入量の制限(必要があれば)
 - ・取扱いに係る技術上の指針の遵守等
- 第1種監視化学物質(36物質)、第2種監視化学物質(921物質)、第3種監視化学物質(124物質)
 - ・製造・輸入の実績の届出

環境省の役割と課題への対応

環境省の役割

- ・環境省は、経済産業省、厚生労働省とともに本法を所管。
- ・新規化学物質の審査(676件)、低生産量新規化学物質に係る確認(797件)、中間物等に係る確認(176件)、既存化学物質の点検等を通じ、必要な製造・輸入・使用等の規制を実施(件数は平成20年度のもの。)。

動植物への影響の観点も含めた審査・規制制度の着実な実施

- ・平成16年4月より、それまでの人の健康への影響に加え、動植物への影響の観点も含めた審査・規制制度を導入しており、同制度の着実な実施が必要。

既存化学物質対策

- ・化審法制定時に既に製造・輸入されていた「既存化学物質」(約2万物質)について、安全性点検の加速が必要とされてきた。国による安全性点検に加え、国と産業界が連携した安全性情報収集・発信プログラム「Japanチャレンジプログラム」をこれまで実施。

化審法の改正

- ・平成21年5月に化審法は改正され、一般化学物質の製造・輸入実績の届出、優先評価化学物質の絞り込みと安全性評価等が導入された。

②化学物質排出把握管理促進法（化管法）

概要

○PRTR制度(化学物質排出移動量届出制度, Pollutant Release and Transfer Register)

- ・人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質(第一種指定化学物質:現行354種)を対象に、

- ・一定の要件に該当する事業者(※)が、各工場・事業場における環境への排出量及び廃棄物として事業所の外に移動する量を把握し、毎年行政に届け出る制度。

(※)届出対象となる事業者の要件

- ・製造業、燃料小売業、下水道業など対象業種(23種)を営んでいること

- ・常用雇用者が21人以上であること

- ・第一種指定化学物質のいずれかを年間1トン(発がん物質は0.5トン)以上取り扱うこと

- ・行政は、これを集計とともに、家庭、自動車等からの環境への排出量を推計し、併せて公表。(第7回目公表(19年度排出分):21年2月)



環境省の役割と取組

環境省の役割

○環境省は、経済産業省とともに本制度を主管。

○届出対象事業所から都道府県・事業所管省庁を経由して届出された排出量等を集計とともに、届出対象外の排出源からの排出量を推計し、公表。

○ PRTRデータの解析・活用と、国民・事業者のPRTRデータの活用促進。

着実な取組の実施

○円滑な制度施行、PRTRデータの精度向上、PRTRデータを活用した環境リスク評価、環境リスク管理及びリスクコミュニケーションの推進。

化管法の見直し

○化学物質排出把握管理促進法の施行7年後(平成19年3月)の見直しを実施。

- ・平成20年11月21日に化管法施行令を改正(22年度データの把握・届出より適用)。

(改正内容)

- ・PRTR制度の対象物質を354物質から462物質に変更

- ・PRTR制度の対象業種に医療業を追加

- ・個別事業所データについて、開示請求方式から公表方式へ変更(21年2月公表)。

③化学物質環境実態調査（エコ調査）

経緯・概要

- 化学物質審査規制法の成立を契機に、昭和49年度から一般環境中の化学物質の残留状況を把握するため、継続調査を開始（これまでに1140物質の環境中の残留状況を把握）
- 多媒体（水質、底質、生物、大気）を対象に実施
- 化学物質審査規制法における規制対象物質及びPRTR制度の対象物質の選定、環境リスク評価のために必要な暴露実態の把握等に寄与

エコ調査の内容

1. 初期環境調査

環境残留の有無が明らかでない化学物質の環境残留を確認するための調査（分析法の開発も併せて実施）

2. 詳細環境調査

初期環境調査で環境残留が確認された化学物質について、環境中の残留状況を精密に把握するための調査

3. モニタリング調査

難分解性、高蓄積性等の性質を持つPCB、DDT等の化学物質の残留状況を経年的に把握するための定期的な調査



調査結果の活用

化学物質の規制、管理、初期リスク評価など、各種の化学物質対策に活用

④化学物質に関する国際的な取組の推進

1. 水銀条約策定に向けた対応

- ・第25回 UNEP（国連環境計画）管理理事会（2009年2月）で、水銀規制に関する条約制定に向けて政府間交渉委員会を2010年より開催することに合意。第27回 UNEP管理理事会（2013年）に検討の結果を報告予定。
- ・我が国は水俣病経験国として議論をリード。（第2回政府間交渉委員会をホスト予定）。条約の内容に応じた国内施策の検討も必要。

2. SAICMへの対応

- ・化学物質の人や環境への影響の最小化を目的に2006年に採択されたSAICM（国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ）の実施のため、関係省庁連絡会議（議長は環境省）を設置。国内実施計画の作成に着手。
- ・我が国はアジア太平洋地域代表の副議長として国際的な議論をリード。

3. POPs条約への対応

- ・PCB、DDT、ダイオキシン等のPOPs（残留性有機汚染物質）について、廃絶・削減等を定めた「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（POPs条約）が2004年に発効。
- ・第4回締約国会議（2009年5月）で、新たに9物質群が対象物質に追加されたこと等を受け、既存の国内実施計画を2012年までに改定する必要あり。
- ・東アジアPOPsモニタリング事業を実施。条約の有効性評価に貢献。

4. ナノ材料の安全性への対応

- ・ナノ材料が人の健康や環境に影響を及ぼすおそれが指摘されていることから、環境省、経済産業省、厚生労働省等において、ナノ材料の安全性についてそれぞれ指針・報告書をまとめたところ。
- ・OECD等の国際機関においても、安全性評価手法の標準化等の議論が進められており、我が国の手法の国際スタンダード化を目指しているところ。

5. その他

GHS

- ・化学品の危険有害性についてGHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）に沿った表示を促進するため、環境省、経済産業省、厚生労働省が中心となり、化学物質の危険有害性分類事業を実施。
- ・日中韓3カ国において、GHS分類結果の違いについて比較・研究を実施中。

OECD

- ・化学物質の有害性試験法（内分泌かく乱作用を含む）の国際標準化、有害性評価の国際分担等を実施。米・欧とともに、引き続き貢献。

(3) 小児等の脆弱性を考慮した評価検討の推進

① 経緯

子どもの異常の増加

近年、子どもたちの間で、こころと体の異常が年々増加していることが報告されており、環境中の化学物質に対する小児の脆弱性について国内外で大きな関心が払われている。

〔例）小学生のぜん息罹患率 0.5%（1960年）→ 4%（2007年）と8倍
男性性器異常 出生百万人あたり174人（1974年）→ 418人（2000年）
と2倍〕

内外における調査の開始

このため、各国で「子どもの健康と環境」に関する調査研究が開始。

〔例）米国では10万人の妊婦さんを対象とした大規模追跡調査が開始。〕

我が国でも、平成22年（2010年）度より10万人規模の追跡調査（エコチル調査）を開始するため、平成20年（2008年）度より調査の基本設計およびパイロット調査を実施。

また、平成21年（2009年）4月、イタリア・シラクサで開催されたG8環境大臣会合では、「気候変動」、「生物多様性」とともに「子どもの健康と環境」が新たな議題として取上げられ、「子どもの健康と環境」に関する取組の重要性が共通認識となり、G8として調査研究に積極的に取り組んでいくことが合意。

② 今後のエコチル調査方針

1. 10万人の妊婦さんと子どもの参加を目指して、平成22年度から我が国でも大規模な追跡調査を開始（概算要求額55億円）。具体的には、国立環境研究所が全国調査の中心となり、全国に約10か所、大学等からなる調査の実施拠点（ユニットセンター）を公募により立ち上げる。
2. 子どもが12歳になるまで追跡調査を継続（身体異常のみならず、精神神経の異常の原因も追究するため）。
3. 米国環境保護庁（EPA）、韓国梨花大学で実施中の追跡調査と連携協力して実施。
4. 途上国における「子どもの健康と環境」の問題を支援（国連環境計画（UNEP）、経済開発協力機構（OECD）に対して、米国EPAと共同で資金を提供）。

(4) 国内における毒ガス弾等に関する取組

①問題の経緯

平成14年9月以降、神奈川県寒川町、平塚市で道路建設現場等の作業員が旧軍の毒ガス等により被災する事件が発生。

平成15年3月には茨城県神栖市において、住民からの健康影響の訴えに基づき飲用井戸水を検査した結果、旧軍の毒ガスの原料物質でもある有機ヒ素化合物を検出。

②対策の実施

上記経緯を受け、平成15年6月に「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策について」を閣議了解し、これに基づき環境省は、茨城県神栖市において健康影響に係る緊急措置事業を実施。

また、同閣議了解に基づいて実施した「昭和48年の「旧軍毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査」の結果を踏まえ、平成15年12月に「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」が閣議決定されたことを受け、環境省に毒ガス情報センターを設置するとともに、環境省は陸上の民有地等における環境調査等を実施。

③神栖事案の現状

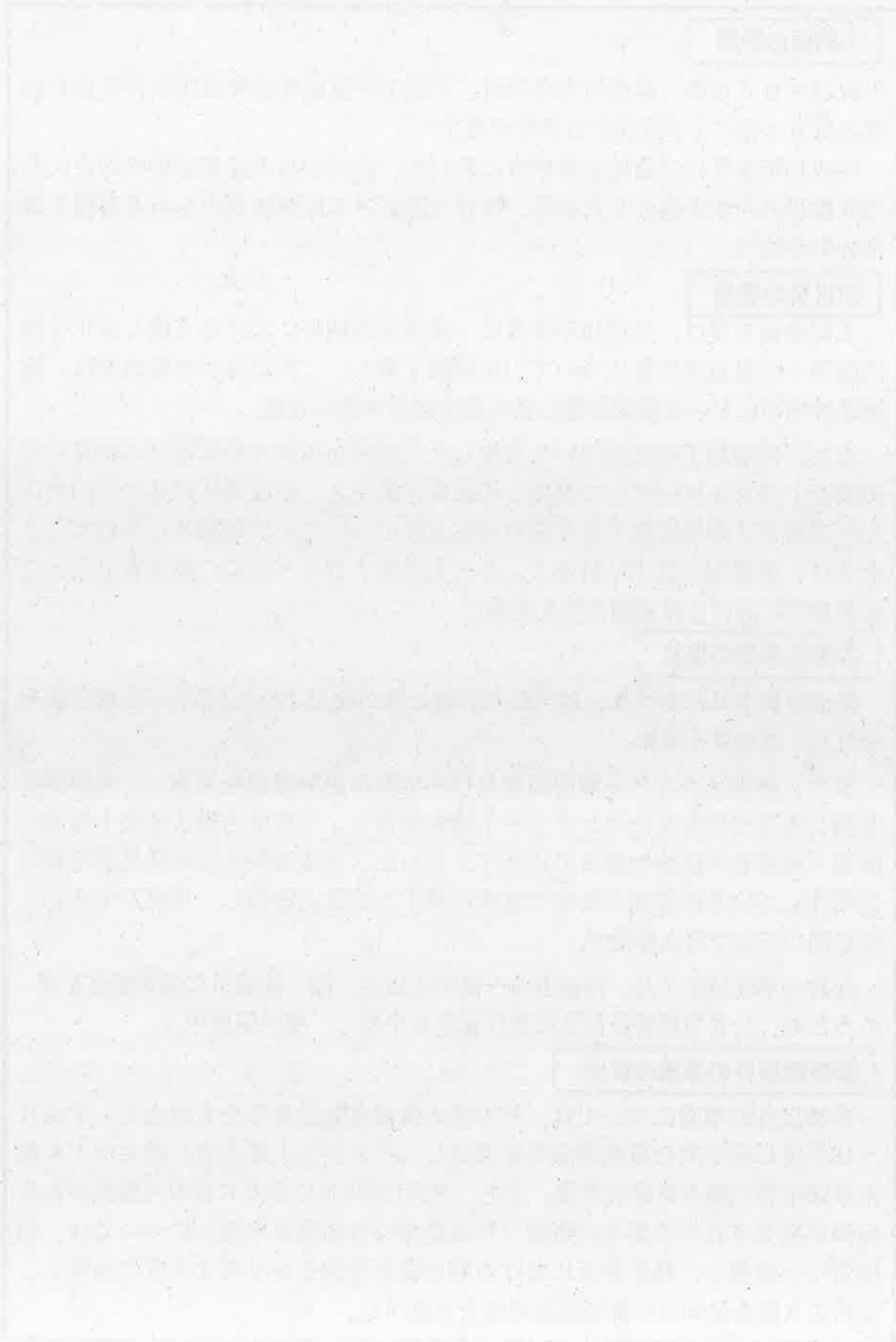
緊急措置事業に基づき、体内から有機ヒ素が検出された153名に医療手帳を交付し、医療費を支給。

また、汚染メカニズム解明調査及び汚染源の掘削調査を実施し、高濃度の有機ヒ素化合物を含むコンクリート塊を発見し、当該塊と周辺汚染土壌等の除去・処理を平成19年度までに完了。さらに、平成20年度には発見箇所周辺に残存している高濃度汚染地下水を処理する施設を整備し、平成21年度から2年間の予定で現在稼働中。

なお、平成18年7月、神栖市の一部の住民が、国・茨城県に損害賠償を求めるため、公害等調整委員会に責任裁判を申請し、現在係属中。

④神栖以外の事案の状況

神栖以外の事案については、その後の情報収集結果等をも踏まえ、平成17～18年度に集中的な環境調査等を実施し、その後も土地改変の機会などを捉え平塚市等で調査を逐次実施。また、平成19年8月に毒ガス弾の可能性がある砲弾が発見された千葉市の事案（当該砲弾は自衛隊が保管）については、関係省庁と連携し、発見場所における物理探査等調査を平成20年度に実施し、今秋より探査検知点の掘削確認調査を実施予定。



6. 大気・水・土壤環境の保全について

(1) 大気環境の保全

① 大気環境の状況

我が国の大気汚染の状況は全体としては改善の傾向にあるが、二酸化窒素 (NO_2) や浮遊粒子状物質 (SPM) については、大都市圏において、とりわけ自動車排出ガス測定局で環境基準が達成されていない地点が残っている。また、光化学オキシダント濃度は漸増傾向にあり、注意報等の発令が広域化傾向にある。

図1. 二酸化硫黄の環境基準達成状況

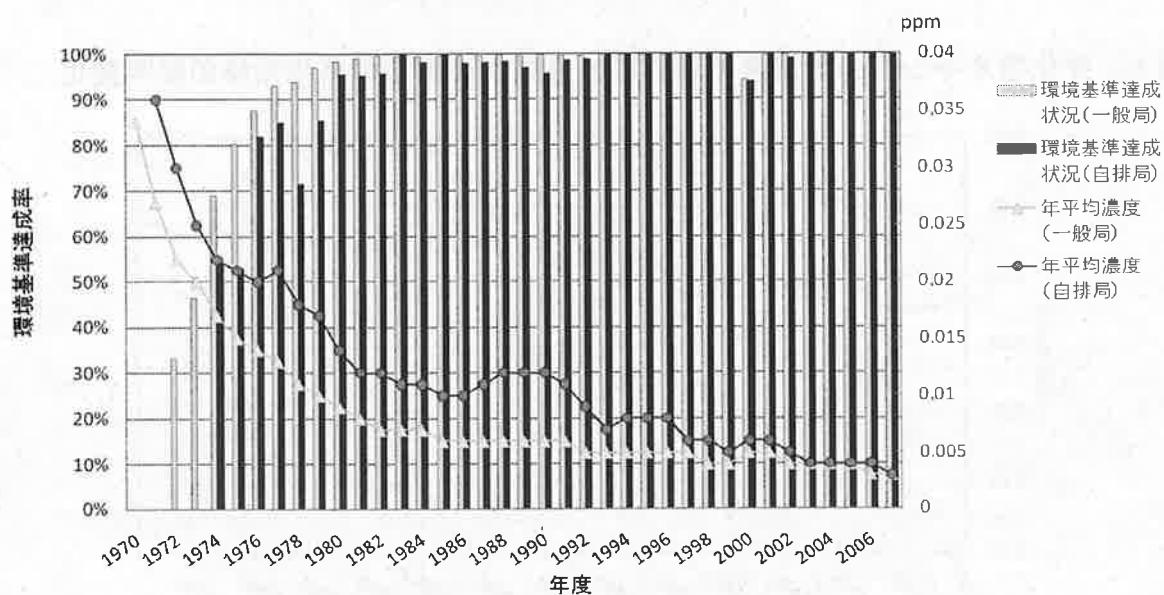


図2. 二酸化窒素の環境基準達成状況

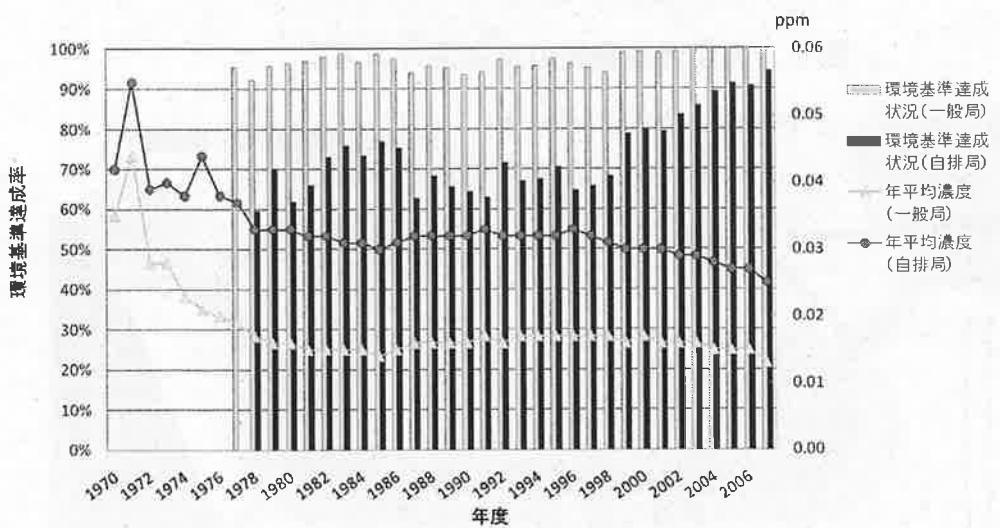


図3. 浮遊粒子状物質の環境基準達成状況

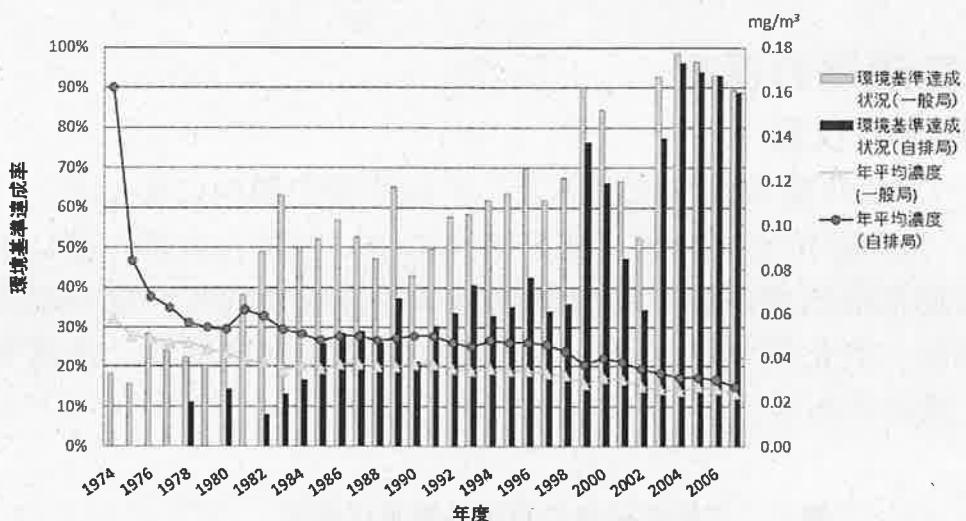


図4. 光化学オキシダント濃度の昼間の日最高1時間値の年平均値の経年変化

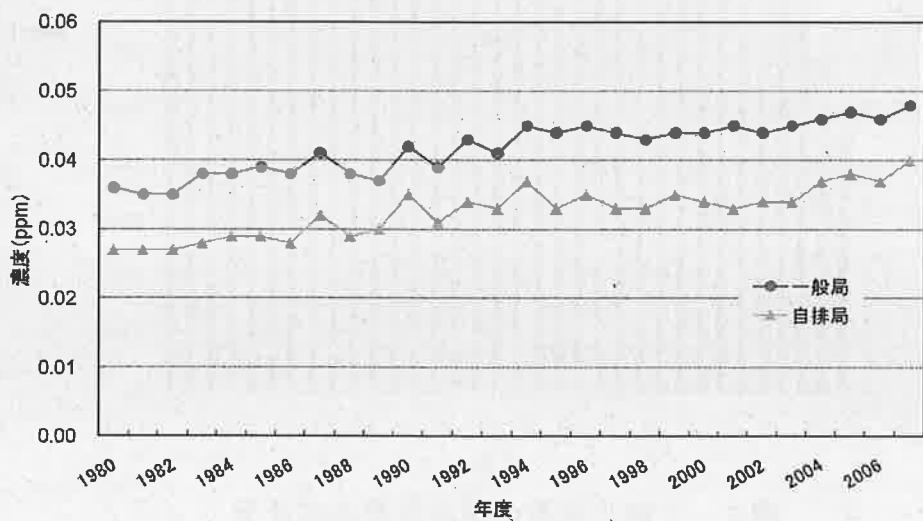
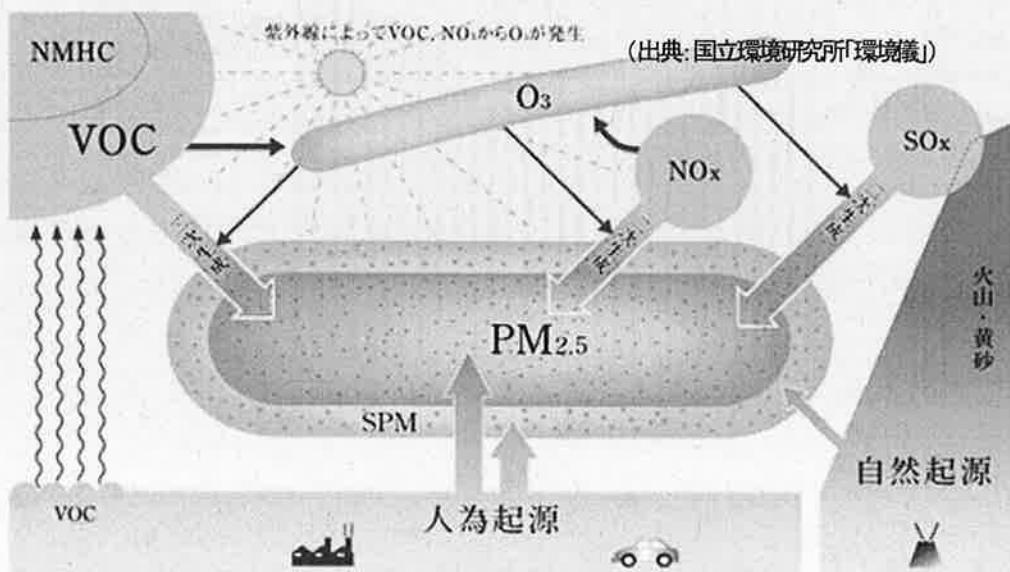


図5. 大気汚染物質の反応メカニズム



②自動車排出ガス対策

○単体規制（新車についての規制）

大気汚染防止法に基づき、自動車一台ごとの排出ガスについて、窒素酸化物（NO_x）、粒子状物質（PM）等の規制を実施している。平成21年10月からは、更に規制を強化し、ディーゼル車についてPMを実質ゼロとする「PMフリー化」を実施（ポスト新長期規制）。さらに現在、NO_x規制値をポスト新長期規制から1／3程度とする「挑戦目標値」を検討しているところ。

また、E10対応自動車が市場に導入される環境を整えることを目的とし、大気汚染防止の観点からE10対応自動車の排出ガス基準、及び排出ガス基準と密接に関係するE10燃料規格について検討している。

このほか、これまで未規制であったオフロード特殊自動車（公道を走行しない建設機械等）に対する排出ガス規制を新たに行う「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」が平成18年4月1日に施行（使用規制開始は平成18年10月1日）。さらに平成23年からPM、平成26年からNO_xを現行から9割削減するディーゼル特殊自動車の規制強化を実施予定。

図 日米欧排出ガス規制の比較 規制値の単位は「g/kWh」

	排出ガス規制								燃費規制	
	現在				将来					
	適用開始年等	測定方法	NO _x	PM	適用開始年等	測定方法	NO _x	PM		
日本	ポスト新長期規制 (2009年～)	JE05	0.7	0.01	挑戦目標値	国連モードで 検討中	検討 中	0.01	有り (2015年度を 目標年度)	
米国	2010年本格実施	米国モード	0.27	0.01	2010年本格実施	米国モード	0.27	0.01	無し	
欧州	ユーロV (2008年～)	欧州モード	2.0	0.03	ユーロVI (2013年～)	欧州モード (今後、国連 モードへ移行 予定)	0.4	0.01	無し	

○自動車NO_x・PM法に基づく大都市地域における総合対策

自動車の交通が集中し、単体規制等の大気汚染防止法に基づく措置のみでは環境基準の達成が困難である大都市地域（「対策地域」。首都圏、愛知・三重圏、大阪・兵庫圏）については、自動車排出ガスによる大気汚染の改善を図るため、自動車NO_x・PM法に基づき、以下の措置を講じている。同法に基づく基本方針では平成22年度までに、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準をおおむね達成することを目標としている。

（ア）総量削減計画策定

対策地域における対策を総合的に推進するため、公害対策会議の議、

環境大臣の同意を経て、関係都道府県知事が策定。

(イ) 車種規制

自動車排ガスによる汚染は主として域内交通に起因することから、NO_x・PM排出基準の非適合車は対策地域内への登録を制限（使用過程車についても継続検査時等で担保）。排出基準の設定に当たっては、対策地域内登録自動車をより低排出ガスのものとする観点から、当時適用されていた全国一律の単体規制基準のうち、より厳しい一部の基準を選定。

(ウ) 事業者排出抑制対策

自動車使用管理計画、取組状況報告に基づき、大規模自動車保有事業者に対し必要な指導等を実施。

(エ) 局地汚染対策

大気汚染が特に著しい地域における建物設置者等による自動車交通に係る環境配慮と、建築物設置等に対する必要な指導等を実施。なお、平成22年度予算において局地汚染対策に対する補助金を要求している。

○低公害車の普及促進

(ア) 普及状況

電気自動車、ハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車などの低公害車の普及状況は、平成21年3月末現在、全国で約1,821万台（全保有台数の約38.4%）となっている。

(イ) 自動車税のグリーン化等

低排出ガス車を含めて一層の普及を図るため、平成13年度から排出ガス性能と燃費性能に応じて自動車税を重軽課する「自動車税のグリーン化」を実施。また、環境性能に優れた車に対する自動車取得税や自動車重量税の時限的減免措置等を実施。

(ウ) グリーン購入

政府は平成13年度から、グリーン購入法に基づき、低公害車導入を促進。16年度末には政府の全ての一般公用車（4,236台）について、低公害車への切替えが完了。

(エ) 電気自動車等の次世代自動車

平成20年度補正予算事業として今年度本格販売される電気自動車等の次世代自動車等の大規模な実証試験や、平成21年度補正予算事業として地方公共団体、収集委託業者等による塵芥車、ゴミ運搬車等へのハイブリッド自動車等の導入に対する補助金交付を実施。

③微小粒子状物質(PM2.5) 対策

PM2.5については、改正NOx・PM法附帯決議（平成19年通常国会）や諸外国における環境基準の設定等の状況を踏まえ、健康影響に関する国内の知見を早期に取りまとめ、環境基準の設定を行うことが必要とされていた。

このため、本年9月の中央環境審議会での答申を踏まえ、微小粒子状物質に係る大気汚染の環境基準を告示したところ。

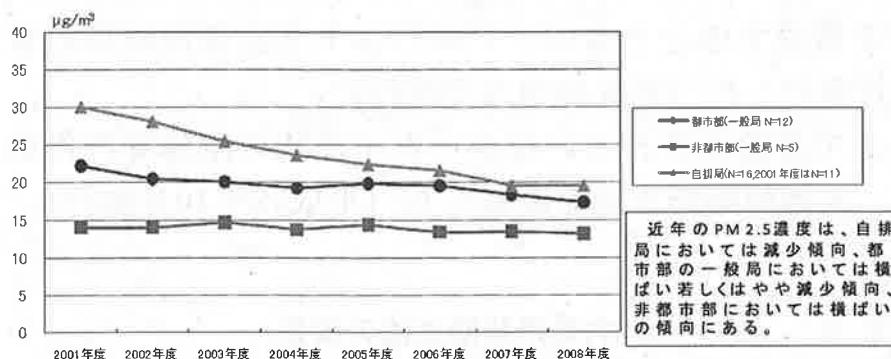
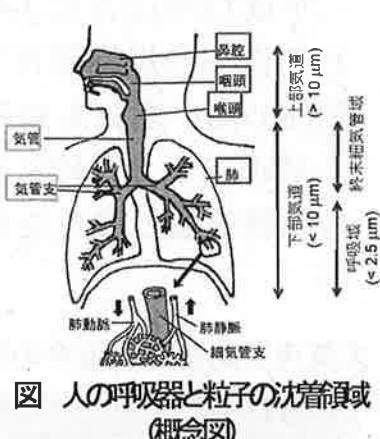
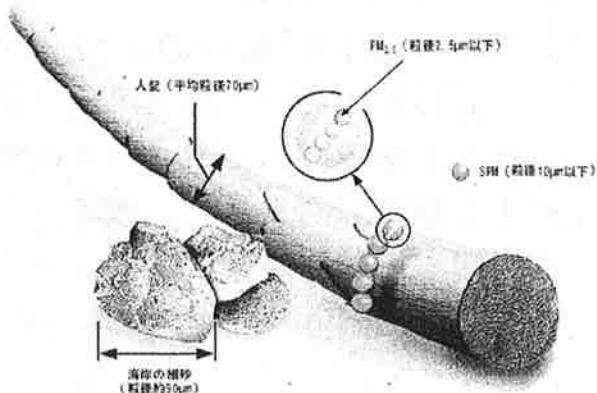


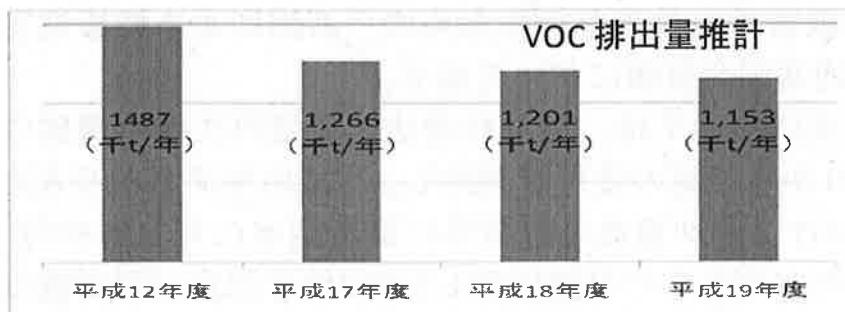
図 PM2.5質量濃度の年平均値の推移（環境基準値は15 μg/m³）



削減対策については、これまで実施してきた粒子状物質全体の削減対策を着実に進め、PM2.5に係る環境モニタリングや排出インベントリの作成など、科学的知見の集積を進め、その上でより効果的な対策を検討する予定。

（揮発性有機化合物（VOC）対策）

PM2.5の原因物質でもある揮発性有機化合物（VOC）は、平成16年度に大気汚染防止法を改正し、法規制、自主的取組に対する支援等を実施している。



平成12年度比平成22年度で3割削減が目標となっており、平成19年度時点で23%削減。

④アスベスト対策

○アスベスト問題へのこれまでの対応

平成17年に(株)クボタが、多数の従業員の石綿疾病による死亡等を公表したことを契機に、アスベスト問題が大きく報道され、アスベスト被害に対する懸念が高まった。このため、内閣官房の主導により、アスベスト問題に関する関係閣僚による会合を平成17年7月以降開催し、同年12月の第5回関係閣僚会合では「アスベスト問題に係る総合対策」を取りまとめた。

○飛散防止対策

平成17年12月に大気汚染防止法施行令及び同法施行規則を改正し、規制対象作業の規模要件等を撤廃するとともに、アスベスト含有保温材等の飛散性の高い建材も規制対象とした（平成18年3月施行）。

平成18年2月にこれまで対象とされていなかった工作物の解体等の作業も規制対象とするため、大気汚染防止法を改正した（平成18年10月施行）。

大気汚染防止法政省令の改正

- 規模要件等
 - ・耐火建築物又は準耐火建築物
 - ・床面積500m²以上かつ使用面積50m²以上
- 特定建築材料
 - ・吹付け石綿

平成17年12月21日公布
平成18年3月1日施行

- 規模要件等を撤廃
 - ・特定建築材料が使用されている建築物
- 特定建築材料を追加
 - ・吹付け石綿
 - ・石綿を含有する断熱材、保安材及び耐火被覆材

大気汚染防止法の改正

- 【規制対象】
特定建築材料が使用されている建築物の解体等作業

平成18年2月10日公布
平成18年10月1日施行

- 【規制対象】
特定建築材料が使用されている建築物及びその他の工作物の解体等作業

○アスベストによる健康被害者の救済

平成18年2月、健康被害者の救済を行うための「石綿による健康被害の救済に関する法律」が通常国会冒頭において成立。

石綿健康被害救済制度については、独立行政法人環境再生保全機構において、平成18年3月20日から申請の受付を開始し、平成21年7月31日現在、7,948件の申請を受け付け、特別遺族弔慰金等に係る請求に対し2,828件を支給決定、現在療養中の方々からの申請に対し2,352件を認定（認定数は計5,180件）。

救済に必要な費用については、迅速かつ安定した救済の観点から、民事責任・国家賠償責任（損害賠償責任）とは切り離し、社会全体で広く石綿を使用し、石綿の使用による便益を様々な面で享受してきたこと等を踏ま

えて、広く事業者、国及び地方公共団体が全体で費用を負担している。

石綿の健康影響に関する調査として、平成18年度からは、住民を対象とした胸部X線及びCT検査を行い、ばく露歴や石綿関連疾患のリスクを把握する健康リスク調査を実施しており、平成20年度は全国6地域（横浜市鶴見区、岐阜県羽島市、大阪府泉南地域、兵庫県尼崎市、奈良県、佐賀県鳥栖市）で実施。また、平成19年度より、救済法の被認定者を対象として、医学的所見の解析やばく露状況の調査を行っている。

○今後の方針

今後は、平成17年12月の閣僚会合の取りまとめを踏まえ、以下のような取組を推進。

- (ア) アスベストによる健康被害への対応について、引き続き石綿健康被害救済法に基づく迅速かつ適切な救済に努める。
- (イ) 法施行5年（平成23年3月）以内の見直しに向け、指定疾病の見直し等の残された課題に取り組む。
- (ウ) 引き続き、健康リスク調査、被認定者に関する医学的所見等の解析調査及びばく露状況調査等を行い、知見の集積に努める。
- (エ) 引き続き、石綿による大気汚染の状況を把握するためのアスベスト大気濃度調査の実施。

(2) 水環境の保全

①水環境の状況

水銀等26項目の健康項目（人の健康の保護に関する環境基準）、BOD（生物化学的酸素要求量）・COD（化学的酸素要求量）等の生活環境項目（生活環境保全に関する環境基準）について、環境基準を設定。

健康項目については、公共用水域はほぼ全国的に基準を達成。地下水は、硝酸性窒素など一部の項目において基準を超過。生活環境項目（BOD又はCOD）の環境基準達成率は、85.8%（19年度）となっているものの、湖沼、内湾等の閉鎖性水域においては、依然として不十分。

水生生物の保全については、平成15年に亜鉛に関する環境基準を設定した。これを踏まえ、国が類型を指定すべき47水域のうち、17水域について類型指定を行い、11水域について類型指定の手続中。

平成18年12月には同基準項目である亜鉛の排水基準値を5mg/Lから2mg/Lに強化した。

図 BOD/CODの環境基準達成率の推移（昭和49年以降）

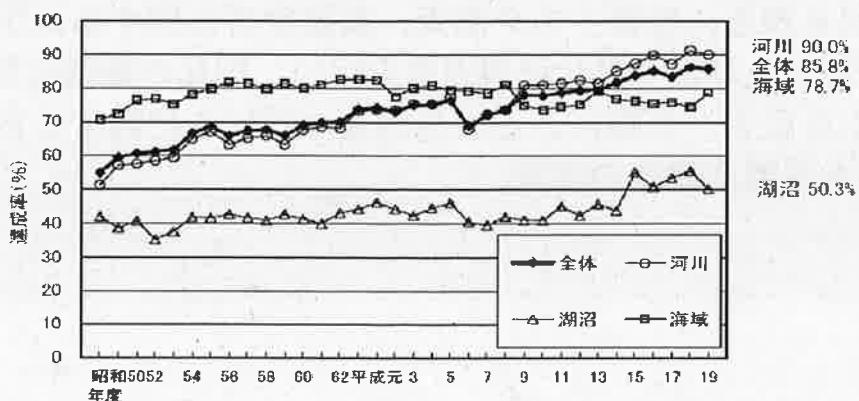
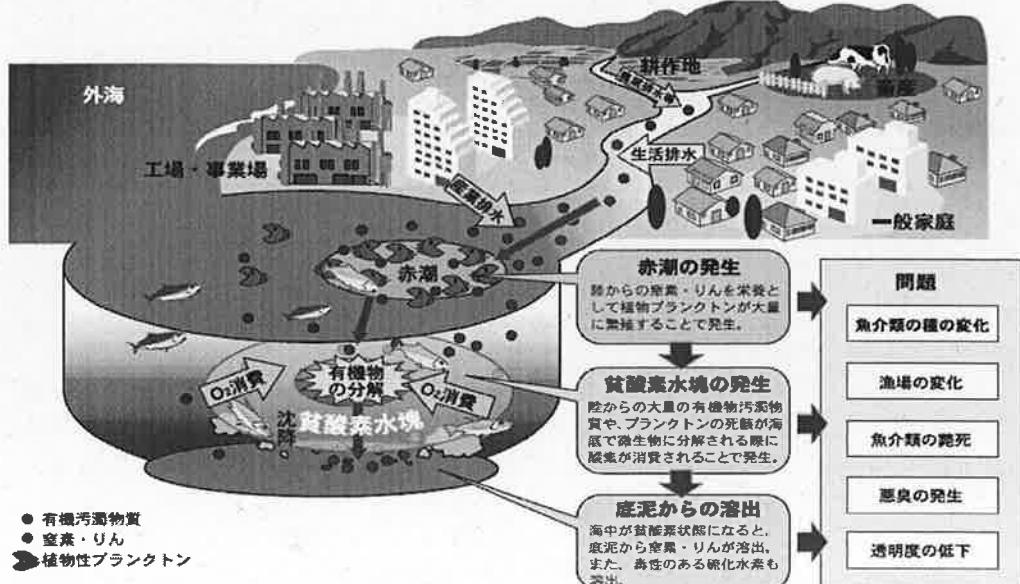


図 健全な循環システムの再構築



②水環境対策

○今後の水環境保全に関する検討

閉鎖性水域における環境基準の不達成や、多様な有害物質による土壌や地下水の汚染等の懸念が生じているなど、環境保全上の目標やリスク管理の在り方を含め、新たな施策の展開が求められている。

一方、地球温暖化に伴う気候変動が、降雨量や水生生物の生息環境に変化をもたらすことが懸念されるなど、21世紀において、水環境問題は地域の汚染問題から地球的規模の問題に至るまで幅広い観点から検討することが必要である。

このような状況を踏まえ、平成21年9月から水環境や法律に関する学識経験者、事業者、自治体職員等の関係者による「今後の水環境保全に関する検討会」において、今後の水環境保全の方向性を検討する。

○湖沼の水環境保全

湖沼水質保全特別措置法に基づき、全国で11の湖沼を指定し、水環境保全のための総合的な施策を実施。

しかし水質の顕著な改善傾向がみられないことから、湖沼に流入する汚濁負荷の一層の削減、湖沼の水質改善に資する植生の保護等の措置を盛り込んだ改正湖沼法を平成18年4月から施行。改正法附則において、施行5年後の見直しが規定されている。本年度は中海、宍道湖及び野尻湖において次期湖沼水質保全計画が策定される予定。

○閉鎖性海域の水環境保全

東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の水環境を改善するため、水質総量規制制度に基づき、COD、窒素及び燐を対象とした汚濁負荷削減対策を行っている。現在、平成21年度を目標とした「第6次総量規制」を実施している。平成21年2月、環境大臣から「第7次水質総量削減のあり方について」の諮問が行われたところであり、次期水質総量削減の実施に向けた検討を進めている。

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、瀬戸内海の保全施策の充実、失われた良好な環境の回復施策の展開及び幅広い連携と参加を総合的に推進。

③漂流・漂着ゴミ対策の推進

近年、離島や日本海側を中心に、海岸に漂着するゴミの問題に関心が高まっている。このため、環境省では、平成19年3月に関係省庁で取りまとめた「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議のとりまとめ」を踏まえ、平成19年度から、「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」を実施しているほか、平成20年度補正予算により、外国由来のゴミが大量に集積している海岸等を重点海岸（13県25海岸）として選定し、緊急的にクリーンアップ事業を実施している。また、平成21年7月、海岸漂着物対策の推進を図るため、海岸漂着物処理推進法が議員立法により制定。これを契機に新たに海岸漂着物対策室が設置された。今後、同法に基づく国的基本方針の策定等、海岸漂着物対策を着実に推進する必要がある。この他、都道府県が設置する地域グリーンニューディール基金への補助により、平成21年度から3カ年で、都道府県等が実施する漂流・漂着ゴミの回収処理や発生抑制等の取組を支援している。

図 クリーンアップ事業（島根県松江市）

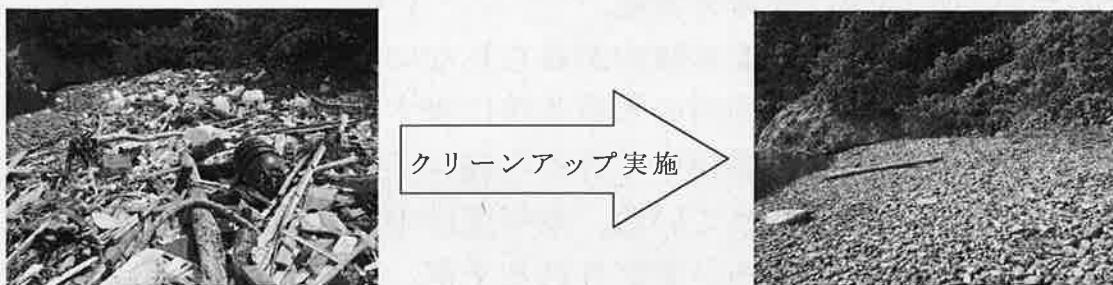
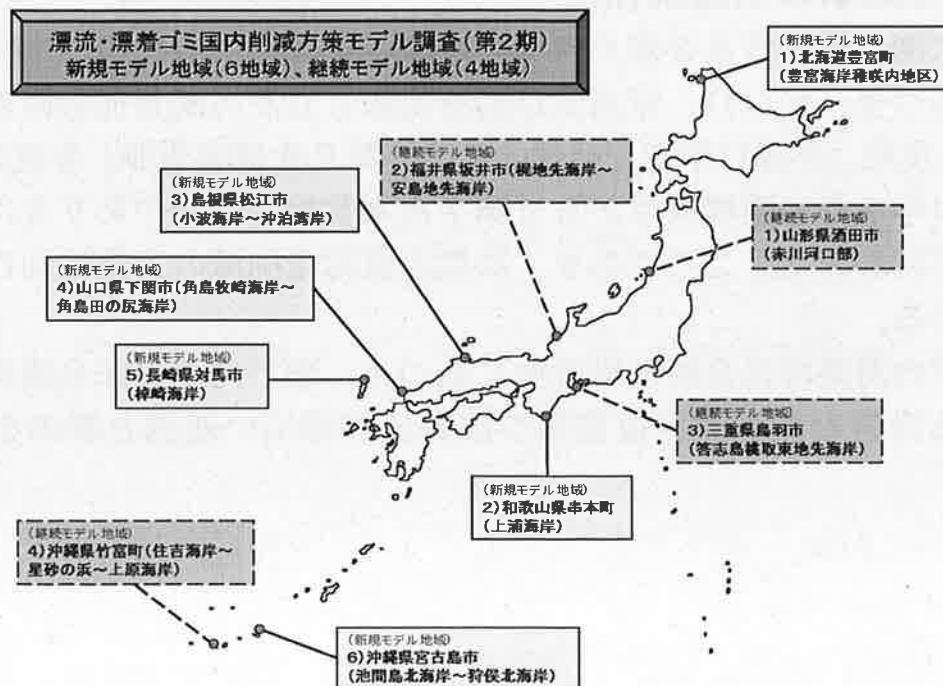


図 国内削減方策モデル調査（第2期）モデル地域



(3) 効果的な公害防止の取組の促進

昨今、一部の企業において、大気汚染防止法等の排出基準超過や測定データの改ざんといった不適正事案の発生が見られる。また、環境問題の多様化、激甚な公害への対応を担ってきた職員の退職等を背景として、事業者及び自治体の公害防止業務を取り巻く状況は構造的に変化している。

このような状況を踏まえ、事業者取組の厳正化を図り効果的・効率的に公害防止を実施するための方策等を検討し、平成20年4月に報告書を取りまとめた。

上記報告を受け、制度的な対応の必要性も含めた検討を更に深めるため、本年8月19日付で中央環境審議会に対し、今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について諮問を行った。今後、大気環境・水環境合同部会の下に設置される小委員会において、答申の取りまとめ（年内目途）に向けて御議論いただく予定。

〈主な検討事項〉

- ・事業者における公害防止管理体制整備の促進策
- ・排出測定データの未記録・改ざんへの対応策
- ・事業者の自主的な取組の促進策
- ・緊急時の対応策

等

	社名	大気汚染・水質汚濁に係る主な不適正事案の概要
H16.12	A社（鉄鋼メーカー）	5年間以上、公害防止協定で定めた協定値を超過した測定データを、協定値内に書き換えて地方自治体に報告。
H17.3	B社（金属メーカー）	公害防止協定で定めた協定値を超過した排水量実測値を、協定値内に書き換えて地方自治体に報告等。
H17.8	C社（建材メーカー）	工場排水の測定を実施せず、不足していた測定回数を偽って報告。
H17.8	D社（有機製品メーカー）	工場排水の測定について、不足していた測定回数を偽って報告。また、10年以上実測値を公害防止協定値内に書き換えて報告。
H18.3	E社（石油精製業）	公害防止協定に基づく報告の一部について、3年間にわたって虚偽の報告。また、データを現場担当者が測定データを書き換え。
H18.5	F社（鉄鋼メーカー）	公害防止協定で定めた大気排出濃度の協定値を超過した場合の地方自治体への報告義務を3年間以上懈怠。
H19.2	G社（電力事業）	ばいじん濃度測定結果を大気汚染防止法の排出基準値内に改ざんし報告。
H19.7	H社（製紙業）	硫黄酸化物、窒素酸化物の排出基準値を超過した数値をコンピュータ端末により排出基準値以下に書き換え。
H21.3	I社（製紙業）	水質データを排水基準値以下に書き換えて報告。また、排出水を河川水で希釀することにより県の分析値が低くなるよう偽装。

(4) 土壤環境の保全

①市街地の土壤汚染対策の概要

土壤汚染対策法（平成15年2月施行）に基づき、有害物質使用特定施設の廃止に伴う土壤汚染状況調査等が着実に実施されており、その結果、一定の基準を超過する汚染が認められた土地を指定区域として指定（平成20年8月31日現在 301件（速報値））し、土壤汚染対策を推進。

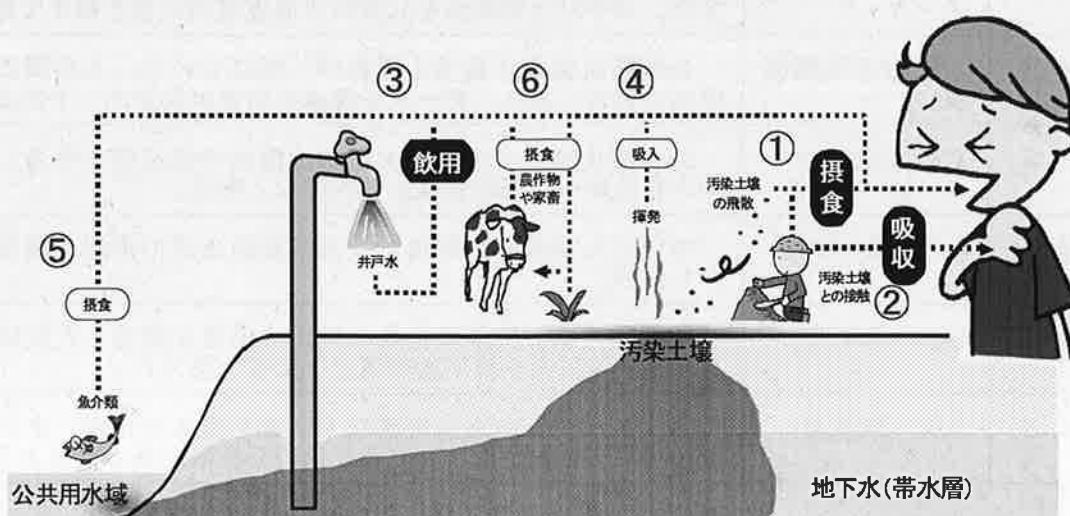
土壤汚染対策法については、①一定規模以上の土地の形質の変更時における届出の義務化など土壤汚染の把握のための制度の充実、②措置が必要な区域と土地の形質変更時に届出が必要な区域の明確化、③管理票の導入など汚染土壤の適正な処理の強化、④指定の更新制の導入等による指定調査機関の信頼性の向上などを内容とする、法の一部改正が本年4月17日に成立、24日に公布された。現在、新法の施行に必要な政省令の改正作業を中央環境審議会での議論を踏まえて進めており、今後、パブリックコメント等の手続を経て公布される（公布時期は、政令が9月下旬、省令が10月下旬以降の見込み）。

②農用地の土壤汚染対策の概要

カドミウム等による農用地の土壤汚染に起因した農作物の汚染や生育阻害の防止を図るため、農用地土壤汚染防止法に基づき、対策地域の指定要件を定め、汚染された農用地の復元等の対策を推進。

今後、厚生労働省における食品のカドミウム規格基準見直し（米について1.0ppm 未満を0.4ppm 以下に改正）の動きを踏まえ、農用地土壤汚染対策地域の指定要件の改正等について検討が必要。

○ 土壤汚染による健康リスク発生の経路



(5) 国際協力・連携の推進

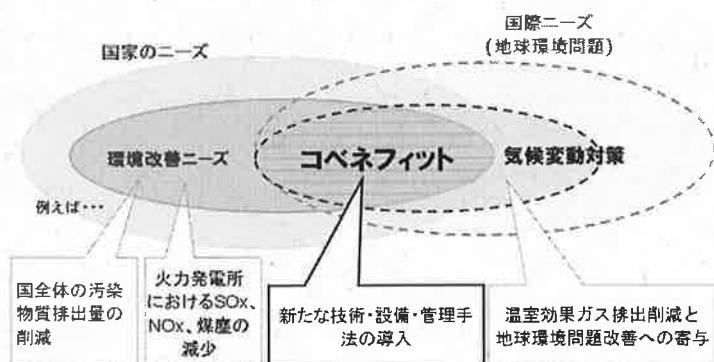
①クリーンアジア・イニシアティブの推進

環境と共生しつつ経済発展を図るアジアモデルの持続可能な社会の構築を目指し、日本モデル環境対策技術等の国際展開、コベネフィット・アプローチの推進等を通して、クリーンアジア・イニシアティブ（平成20年6月取りまとめ）を推進する。

また、アジア地域における環境的に持続可能な交通（E S T）の実現を目指して、国連地域開発センター（U N C R D）と共に、政策対話の枠組みとなるアジアE S T地域フォーラムを設置し、アジア諸国における国家戦略プラン等の策定を支援。今年度は第5回フォーラムを開催予定。

②コベネフィット・アプローチの推進

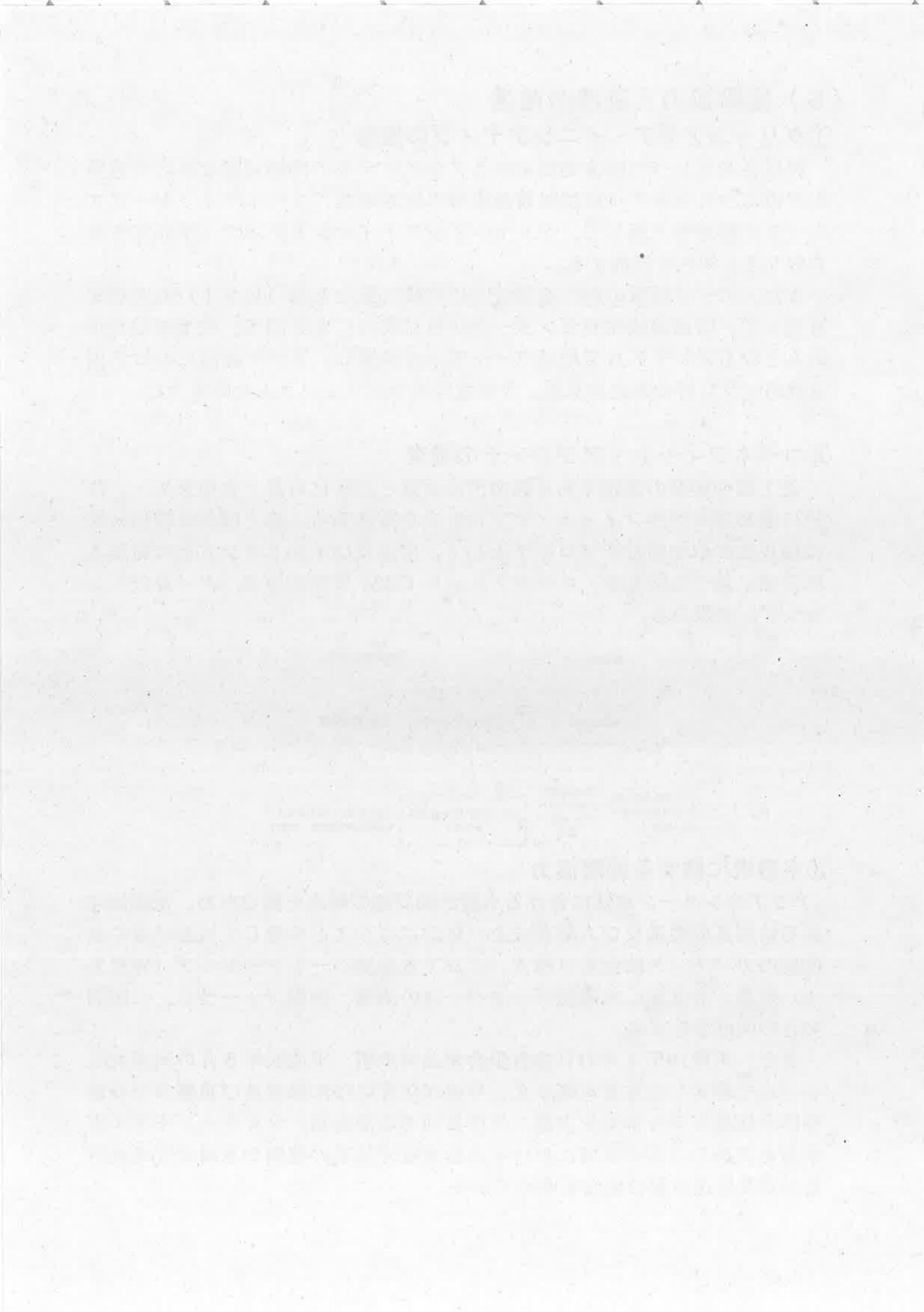
途上国の喫緊の課題である環境汚染対策と温暖化対策とを相乗的・一体的に進めるコベネフィット・アプローチを推進する。途上国が温暖化対策に積極的に取り組むアプローチとして、中国及びインドネシアとの環境大臣合意に基づく協力や、コベネフィット CDM モデル事業（タイ及びマレーシア）を進める。



③水環境に関する国際協力

アジアモンスーン地域における水質汚濁問題の解決を図るために、水環境に係る情報基盤整備及び人材育成を一体的に行うことを通じて当該地域の水環境のガバナンス強化を目指す「アジア水環境パートナーシップ（W E P A）事業」を実施。水環境データベースの構築、国際フォーラム、二国間会合の開催等を実施。

また、平成19年4月の中日首脳会談共同声明、平成20年5月の両国大臣レベルで締結した覚書を踏まえ、平成20年度には江蘇省及び重慶市で分散型排水処理モデル事業を実施。日中共同で政策対話、セミナー、モデル事業等を実施し、重要水域における水環境管理体系の整備や水環境管理技術等の普及促進方策の検討を進めていく。



7. 自然環境の保全

(1) 生物多様性に関する取組

① 生物多様性に関する施策の枠組み

ア 生物多様性とは

- 生物多様性とは、地球上の生物が様々な環境に適応して相互に関係を持ち、多様に存在していることを意味する。
- 生物多様性は人類を含む全ての生命の生存基盤を整えるとともに、豊かな文化の根源となるなど、私たちの暮らしに様々な恵みをもたらしており、その保全と持続可能な利用の確保が重要。

イ 生物多様性基本法

- 平成 20 年 5 月に、「生物多様性基本法」が与野党共同提案の議員立法により全会一致で成立、同年 6 月に施行。
- この法律では、生物多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにし、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本施策を規定。

ウ 生物多様性国家戦略

- 生物多様性国家戦略とは、生物多様性条約に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に係る政府の施策を体系的に取りまとめたもの。
- 平成 7 年に最初の国家戦略を策定し、平成 14 年、平成 19 年に改定。現行の第 3 次戦略では、
 - ①生物多様性を社会に浸透させる、
 - ②地域における人と自然の関係を再構築する、
 - ③森・里・川・海のつながりを確保する、
 - ④地球規模の視野を持って行動する

の4つの基本戦略を規定。

- 現在、平成20年に成立した生物多様性基本法に基づく、新たな生物多様性国家戦略の策定に向けて、年内の閣議決定を目指して、中央環境審議会で審議を行っているところ。

② 生物多様性に関する国際的取組

ア 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の日本開催

- 来年（2010年）10月11日～29日に、愛知県名古屋市で開催。締約国191か国（欧州共同体を含む）、国際機関、オブザーバー等、約1万人の参加を想定。
- COP10では、2010年以降の新たな目標（ポスト2010年目標）の採択を始めとした多くの議題が議論される予定。
2010年は「2010年目標」の目標年であるとともに、国連において「国際生物多様性年」とされており、生物多様性に関する取組における大きな節目の会議となることが予想される。

*2010年目標

「締約国は現在の生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という目標。生物多様性条約第6回締約国会議（COP6、2002年オランダ・ハーグ）で採択。

- 我が国は議長国（議長：環境大臣）として、積極的な貢献が求められており、国際的なリーダーシップを発揮する必要あり。今後、会議の成功に向けて、関係省庁や地元との連携強化、多様な主体への参画の呼びかけ等の取組を進めていく。

イ G8環境大臣会合・G8サミット

- 2008年5月、神戸開催のG8環境大臣会合において、「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」(以下、「神戸・行動の呼びかけ」)にG8各国が合意。

我が国は、この「神戸・行動の呼びかけ」の実施のため、日本の取組として、
(ア) SATOYAMAイニシアティブ、
(イ) アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク、
(ウ) 神戸生物多様性対話、
(エ) 地球規模生物多様性モニタリング・ネットワーキング・イニシアティブ
を表明。

2008年7月開催のG8北海道洞爺湖サミットの首脳宣言においても、「神戸・行動の呼びかけ」は支持されたところ。

- 2009年4月、イタリア・シラクサ開催のG8環境大臣会合では、「神戸・行動の呼びかけ」を踏まえた「生物多様性に関するシラクサ宣言」を採択。

2009年7月開催のG8ラクイラサミットの首脳宣言においても、「生物多様性に関するシラクサ宣言」は支持されたところ。

- 2010年は、国連の定める「国際生物多様性年」とされており、G8環境大臣会合（春頃）、G8サミット（夏頃）、国連ハイレベル会合（9月）等の会議においても生物多様性が議題となることが予想される。

③ 生物多様性に関する国内の取組

ア 里地里山の保全・再生

- 国土の約4割を占める里地里山は、農林業などの長年にわたる人間の働きかけを通じて、特有の二次的な自然環境が形成され、絶滅危惧種を始めとする多くの野生生物が生息・生育する生物多様性の保全上重要な地域。

しかしながら、近年の過疎化・高齢化等による管理放棄などにより、里地里山の生物多様性の質の低下が懸念されているところ。

- このため、全国の特徴的な里地里山の保全・活用の事例について調査・分析し、活動の継続・促進のための技術支援を実施するとともに、持続可能な自然資源の管理方策を検討・発信し、取組の全国的な展開を図る。
- さらに、自然資源の持続可能な管理・利用のための共通理念を構築し、世界各地の自然共生社会の実現に活かしていく取組を「SATOYAMA イニシアティブ」として、COP10で提案・発信予定。



「里地里山」のイメージ図

イ 自然再生の推進

- 自然再生推進法に基づき、NPOを始めとする地域の多様な主体の参画と創意により、過去に損なわれた生態系を取り戻す、自然再生を総合的に推進。
- 環境省は、共管する農林水産省及び国土交通省と連携して自然再生推進会議の運営を行うとともに、地域のNPO等からの相談に応じる体制の整備を実施。
- また、釧路湿原や石西礁湖（サンゴ礁）等の失われた自然を積極的に再生する自然再生事業を、関係各省、地方自治体、専門家、NPO、地域住民等と連携して推進しているところ。
- 平成20年1月に施行後5年が経過したことから、施行状況の検討を行い、3月に、地域の協議会への技術的支援等今後講ずるべき必要な措置の取りまとめを実施。この結果を踏まえ、同年10月に自然再生基本方針を変更（閣議決定）。

ウ 世界自然遺産の新規登録

- 現在、我が国では、白神山地（平成5年）、屋久島（平成5年）、知床（平成17年）の3地域が世界自然遺産として登録。
- また、平成15年に「知床」とともに候補地として選定された「小笠原諸島」、「琉球諸島」については、外来種対策や保護担保措置の充実など、推薦・登録に向けた条件整備を進めているところ。
- このうち「小笠原諸島」については、平成19年1月に世界遺産暫定一覧表に記載。

今後は、平成22年1月に推薦書を提出し、評価団の受け入れなど登録に向けて必要な手続を進めるとともに、登録実現のために、外来種対策等の保全対策を推進。

平成23年の世界遺産委員会において登録の可否が審議される予定。



世界的な価値のある小笠原諸島の森林

エ ナショナル・トラスト活動

- ナショナル・トラスト（国民環境基金）活動とは、広く募金や寄付を募り、良好な自然環境等を有する土地の買取、管理を行い、保全を図っていく市民活動。
この運動の思想は英国で生まれ、世界各国に広まっている。
- 我が国においてはナショナル・トラスト運動が開始されて以来、40年以上が経過しているが、現在取り組んでいる団体は約50団体、保全対象となっている土地は約1万ha程度。
- このような状況を受け、生物多様性基本法においても国は、事業者、国民又は民間団体が行う生物多様性の保全上重要な土地の取得等を促進するための必要な措置を講じるものとされているところ。

(2) 自然公園等の制度

① 自然環境保全地域

- 自然環境保全法、条例に基づき、人の手が加わっていない原生の状態が保たれている地域や優れた自然環境を維持している地域を、「原生自然環境保全地域」、「自然環境保全地域」、「都道府県自然環境保全地域」として指定し、地域内における行為制限等により優れた自然環境を保全。
- また、平成21年6月には自然環境保全法を改正し、法の目的に生物多様性保全を加えるとともに、海域特別地区制度と生態系維持回復事業を創設。

自然環境保全地域等指定状況一覧

種 別	地域数	面積(ha)
原生自然環境保全地域	5	5,631
自然環境保全地域	10	21,593
都道府県自然環境保全地域	537	76,403
合 計	552	103,627

② 自然公園等

ア 自然公園

- 我が国を代表する優れた自然の風景地等については、自然公園法に基づき、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園に指定されており、公園区域内における行為制限等により、優れた自然の風景地の保護と利用を推進。

自然公園指定状況一覧

種 別	公園数	面積(ha)
国立公園	29	2,086,945
国定公園	56	1,362,030
都道府県立自然公園	309	1,961,030
合 計	394	5,410,005*

*国土の約14%

- 平成 21 年 6 月には自然公園法を改正し、法の目的に生物多様性の保全を加えるとともに、海域公園地区制度と生態系維持回復事業を創設。
- なお、平成 19 年度より、国立・国定公園を生物多様性等の観点も踏まえ再評価し、指定の見直しを行う総点検事業を推進。

イ 国立公園の管理体制

- 平成 17 年 10 月に地方支分部局として発足した 7 か所の地方環境事務所に、255 人の自然保護官（レンジャー）を配置し、全国 29 の国立公園等を管理。
また、平成 17 年から新たにアクティブ・レンジャー（自然保護官補佐）を 80 名配置し、現地管理体制を一層拡充。

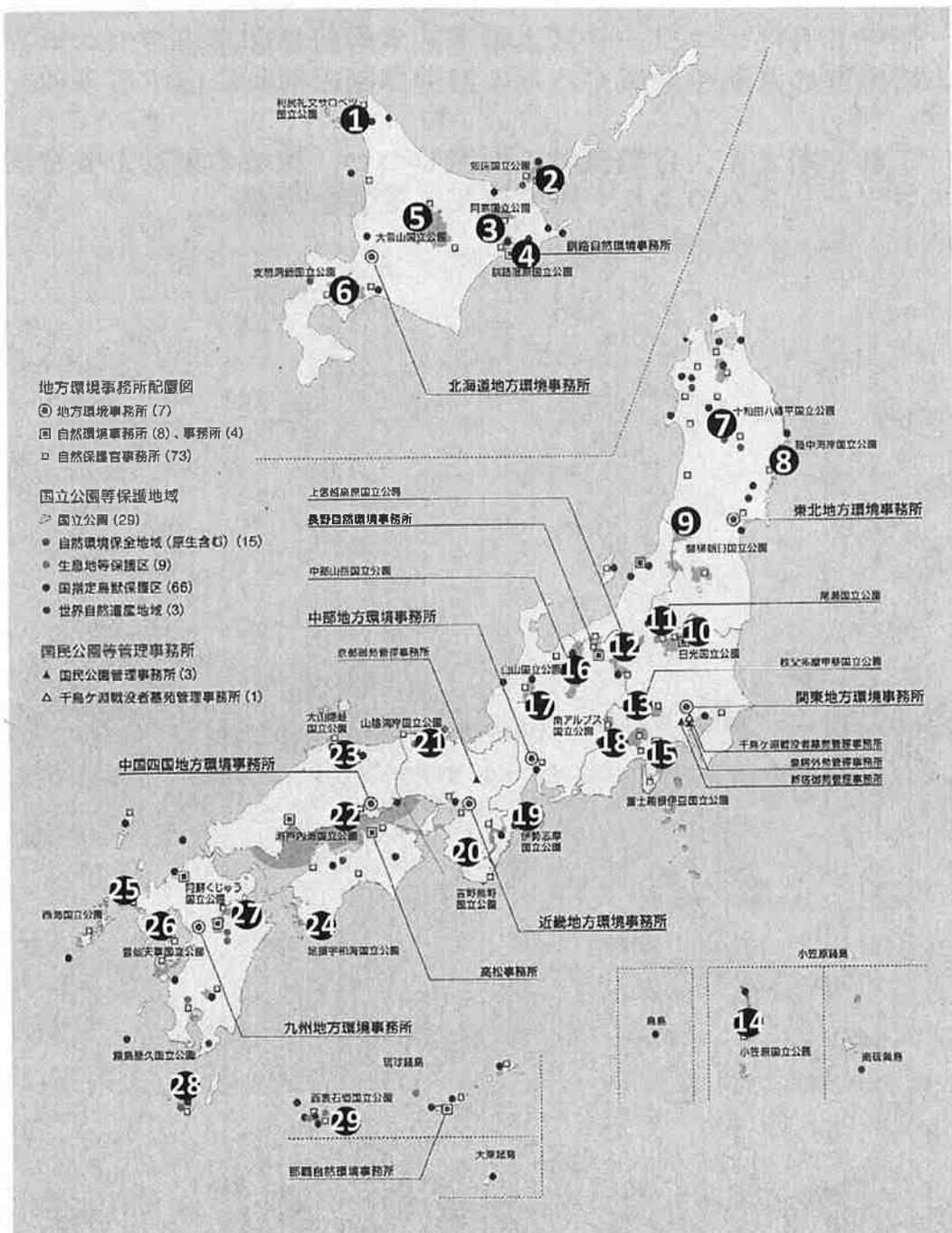
（注）全国 7 か所の地方環境事務所を中心として、自然環境事務所（8 か所）及び事務所（4 か所）の他、現場で国立公園等を管理するための自然保護管事務所（73 か所）を配置。

ウ 自然公園等事業

- 「自然と共生する社会」の実現のため、国立公園等において、自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るとともに、自然とのふれあいを求める国民のニーズに対応した安全で快適な公園利用施設の整備を行う事業。（平成 21 年度予算 11,048 百万円）。
- 国立公園の整備については、保護及び利用上重要な公園事業について国の直轄事業として実施（直轄事業に対する地方負担金なし）、国定公園等の整備については、自然環境整備交付金（総事業費の 45%）を交付することにより、地方公共団体の施設整備を支援。

工 国民公園等

- 皇居外苑、京都御苑、新宿御苑は、戦前までは旧皇室苑地だったが、昭和24年より国民公園として、広く国民に開放され、利用されている。
千鳥ヶ淵戦没者墓苑は、昭和34年に竣工され、公園の性格を有する墓苑として一般開放されている。
- 秋には天皇陛下御在位20年奉祝行事が皇居外苑で予定されており、また環境省としては皇居のお濠の水環境改善事業及び皇居外苑のLED外灯等整備事業を「天皇陛下御在位20年慶祝行事」として実施することとしている。



③ 自然とのふれあいの推進

- 自然に親しむ行事など自然とふれあう機会や情報の提供とともに、自然公園指導員など自然とのふれあいを支える人材を育成。また、環境学習の視点を重視した子どもパークレンジャー事業などを実施。
- 平成20年4月にエコツーリズム推進法が施行（平成19年6月議員立法により成立）。
- エコツーリズムとは、観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、自然観光資源の保護に配慮しつつ自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動のこと。
- 同年6月にエコツーリズム推進基本方針が閣議決定（エコツーリズムの推進の意義や地域ぐるみの推進体制の構築に関する事項を規定）。
- これを踏まえ、自然環境に配慮しつつ、地域の創意工夫を活かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を推進。

(3) 野生生物の保護・管理

① 希少野生動植物の保護・管理

- 人間活動による生息・生育地の破壊や減少、さらに乱獲や外来生物による生態系の攪乱等により、多くの野生動植物が絶滅の危機に瀕しているところ。
- このため、種の保存法に基づき、
 - (ア) 保護対象種の捕獲・譲渡等の規制（国内希少野生動植物種：81種、国際希少野生動植物種：677種類）
 - (イ) 生息地等保護区の指定（9地区）
 - (ウ) 保護増殖事業の実施（47種）等により希少種の絶滅を防止。
- さらに、レッドリスト（絶滅のおそれのある野生動植物種のリスト）を作成しており、概ね5年ごとに見直しを実施（現在、我が国において絶滅のおそれのある種：3,155種）。
平成20年度から平成24年度にかけて、第3次見直し作業を実施中。
- トキについては、平成20年9月25日に佐渡において放鳥を実施。現在、2回目の放鳥に向けて準備中（平成21年9月29日（予定）、佐渡市内のビオトープにて放鳥）。

② 鳥獣の保護管理、狩猟の適正化

- 鳥獣保護法に基づき、
 - (ア) 国指定鳥獣保護区（69地区）及び都道府県指定鳥獣保護区（3,815地区）の指定、
 - (イ) 著しく増加し農林水産業被害を与えていたる鳥獣、あるいは生息数が著しく減少している鳥獣の保護管理のための「特定鳥獣保護管理計画」策定、
 - (ウ) 狩猟免許制度等による鳥獣の保護及び狩猟の適正化を推進。
- 農林水産業への被害防止の施策推進を目的とした鳥獣被害防止特措法（農水省所管）が平成20年2月に施行され、鳥獣保護法に基づく各計画等との整合を図りつつ、農水省と連携し人と鳥獣との軋轢を回避。
- 平成20年春に十和田湖等でオオハクチョウから高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたことにより、野鳥のサーベイランスの強化や周辺諸国との連携強化が急務となり、平成20年10月から全国規模での高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を実施。

③ 外来種対策

- 外来種とは、もともといなかった国や地域に、人間の活動によって持ち込まれた生きものであり、もともと日本にいた生きもの（在来種）に様々な影響（生態系、農林水産業、人の生命・身体への影響等）有り。
- このため、外来生物法に基づき、以下の措置を行っている。
 - (ア) 特定外来生物の選定
(アライグマ、オオクチバス（ブラックバス）など 96 種を指定)
 - (イ) 飼養、輸入、野外への放出、譲渡し等の規制
 - (ウ) 防除
(国は、奄美大島及び沖縄島北部において希少種を捕食しているジャワマンガース等の防除を実施。地方公共団体等が行う防除に関し、主務大臣が防除の確認・認定を行い、各地域における防除活動が進められるよう措置。)

④ 遺伝子組換え生物等の使用による影響の防止

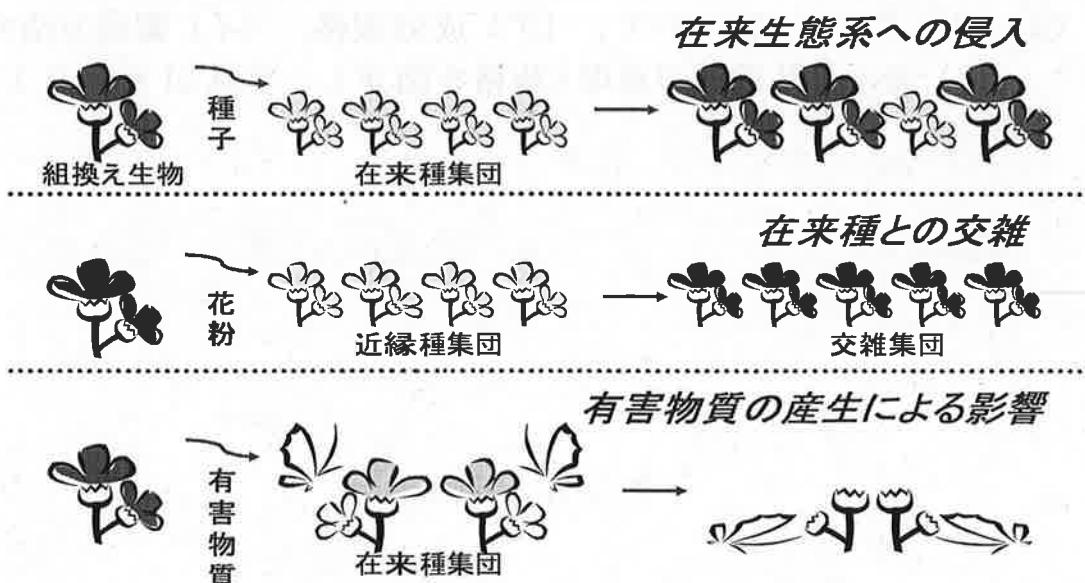
- 現在、バイオテクノロジーの利用が進んでおり、種々の遺伝子組換え生物が使用されている。
- その一方で、遺伝子組換え生物が生物多様性に悪影響を及ぼす可能性が懸念されており、平成 15 年に、遺伝子組換え生物の輸出入に関する国際的な枠組みを定めた生物多様性条約カルタヘナ議定書が発効。
- これを受け、我が国では、当該議定書の国内担保法として、平成 16 年に、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」を制定、施行。
カルタヘナ法では、遺伝子組換え生物等の使用等についての承認制度等を設け、遺伝子組換え生物等の使用による生物多様性への悪影響の防止を図っている。

【主な規制】

- 農作物の栽培や遺伝子治療等、隔離されていない状態で遺伝子組換え生物等を用いる場合（第一種使用等）にあっては、事前に使用の方法や生物多様性に与える影響を評価の上、主務大臣の承認を受けなければならない。
- 実験室内の研究や微生物を用いた工場内のアミノ酸製造等、隔離された状態で遺伝子組換え生物等を用いる場合（第二種使用等）にあっては、執るべき拡散防止措置が定められている場合は当該措置の遵守、定められていない場合は、あらかじめ主務大臣の確認を受けたその利用に当たりしかるべき拡散防止措置を執ることが義務付けられる。

- これまでに 150 件の第一種使用規定を承認（害虫に強いトウモロコシ、除草剤に耐性のあるナタネなど）。
- 平成 22 年 10 月の生物多様性条約第 10 回締約国会議に合わせて、カルタヘナ議定書第 5 回締約国会合（MOP 5）を愛知県名古屋市で開催。

遺伝子組換え生物の生物多様性への影響



(4) 飼養動物の愛護及び管理

① 動物愛護管理法

- 動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、飼養動物（家庭動物、展示動物、実験動物及び産業動物）の愛護管理に係る施策を実施。
- 平成 17 年 6 月に議員提案により改正され、(ア) 動物愛護管理施策を総合的に推進するための計画制度の創設、(イ) 動物取扱業の適正化（登録制の導入等）、(ウ) 個体識別措置の推進、(エ) 特定動物（危険動物）の飼養規制の全国一律化等に係る措置を導入。
- 改正法に基づき、犬及びねこの引取り数の半減（42 万頭→21 万頭）、個体識別措置の実施率の倍増（25%→50%）等の目標を掲げる「動物愛護管理基本指針」を平成 18 年 10 月に策定。
改正法施行後 5 年（平成 23 年）を目途に必要に応じて見直しを行うこととしている。

② ペットフード安全法

- 平成 19 年 3 月の米国における中国産原料を使用したペットフードによる米国での犬やねこの死亡事件が発生したこと等を踏まえ、ペットフードの製造等を規制する「愛がん動物用飼料の安全性の保に関する法律」（農林水産省と共管）が平成 20 年 6 月に成立。
- ペットフードについて、(ア) 成分規格、(イ) 製造方法の基準、(ウ) 表示の基準等の基準・規格を策定し、平成 21 年 6 月 1 日から施行。